

ちちぶ定住自立圏共生ビジョン



平成26年 9月30日 六訂版
平成26年 3月24日 五訂版
平成25年 3月22日 四訂版
平成24年 3月23日 三訂版
平成22年10月29日 二訂版
平成22年 3月26日 初版

秩父市・横瀬町・皆野町・長瀨町・小鹿野町

目次

1	定住自立圏の名称・構成市町村の名称及び計画期間	
(1)	定住自立圏の名称	1
(2)	定住自立圏を構成する自治体	
(3)	定住自立圏共生ビジョンの期間	
2	ちちぶ定住自立圏の現状と将来像	
(1)	圏域の状況	2
(2)	圏域の将来像	
(3)	ちちぶ定住自立圏の取組	3
3	共生ビジョン政策体系図	5
4	ちちぶ定住自立圏を形成するための協定項目一覧表	6
5	定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組	9
(1)	生活機能の強化に係る政策分野	11
ア	医療	
(ア)	医師・医療スタッフの確保及び負担軽減	12
(イ)	救急医療体制の充実	20
(ウ)	リハビリテーション体制の確立	29
イ	保健・福祉	33
(ア)	住民を対象とした保健福祉事業の充実	34
(イ)	子育て支援及び児童福祉の充実	39
ウ	教育	43
(ア)	生涯学習の充実	44
(イ)	保護者の学習に関する事業の充実	46
エ	産業振興	49
(ア)	滞在型観光の促進	50
(イ)	外国人観光客の増加	
(ウ)	秩父まるごとジオパークの推進	61
(エ)	圏域内企業の支援体制の充実	71
(オ)	有害鳥獣対策	78
(カ)	地域ブランドの確立と特産品の販売促進	81
オ	環境	88
(ア)	ちちぶ環境保全の推進	89

(2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野	98
ア 地域公共交通	
(ア) 誰もが利用しやすい公共交通の推進	99
イ デジタル・デバイドの解消に向けたICTインフラの整備	104
(ア) 秩父圏域情報化の推進	105
(イ) 地域情報共有システムの構築準備	109
ウ 圏域外の住民との交流及び移住促進	111
(ア) 交流及び移住促進事業の実施	112
エ 水道	118
(ア) 秩父圏域における水道事業の運営見直し	119
(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野	125
ア 人材育成等	
(ア) 人材育成等	126
○共生ビジョン事業一覧表	130

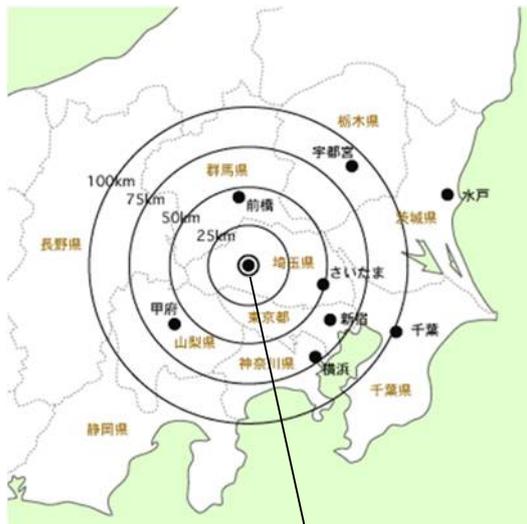
1 定住自立圏の名称・構成市町村の名称及び計画期間

(1) 定住自立圏の名称

ちちぶ定住自立圏

(2) 定住自立圏を構成する自治体

秩父市 横瀬町 皆野町 長瀬町 小鹿野町



この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図200000（地図画像）を使用したものである。（承認番号 平19総後、第02号）

(3) 定住自立圏共生ビジョンの期間

平成 22 年度～平成 26 年度

※毎年度所要の変更を行うこととします。

2 ちちぶ定住自立圏の現状と将来像

(1) 圏域の状況

「ちちぶ」は、周囲に秩父山地の秀嶺をはじめとする山岳丘陵をめぐらせる盆地に開けた山紫水明の地です。奥秩父に発する荒川の清流と大森林が生み出す大気は、多くの生命を育み、人々の暮らしに潤いと安らぎを与えています。

「ちちぶ」の歴史は古く、崇神天皇の時代には「知知夫国（ちちぶくに）」が開かれ（旧事紀一國造本紀一）、そこに暮らした先人は豊かな自然の中にあつて文化を形成してきました。知知夫国は後に武蔵国の一部となり「秩父郡」が置かれました。「ちちぶ」が歴史上著名になったのは、西暦 708 年に武蔵国秩父郡から自然銅を朝廷に献上したことが「続日本紀」に現れてからです。天皇は年号を「和銅」に改め、この銅により我が国最古の通貨「和同開珎（わどうかいちん）」が鑄造されました。

時代は下り、江戸時代には忍藩の陣屋を大宮郷（現秩父市中心部）に置き、代官が民政を担当していました。また、大宮郷に鎮座する妙見宮（現秩父神社）が秩父郡の総鎮守として古くから郡内の神社信仰の中心的地位を占め、その祭礼、祭市により商業も発展してきました。

爾来大宮郷は秩父地方の政治経済の中心地として栄え、明治維新後大宮郷に「秩父郡役所」が置かれ近代化への道を歩みました。

明治 19 年の秩父新道開通、明治 28 年の熊谷大宮道改修、そして大正 3 年の熊谷秩父間の鉄道敷設など、交通網が著しく整備されました。それに伴い従来の農林業、織物業に加えセメント産業が興り新たな地場産業となりました。そしてこれらは戦後も秩父地方の主要な産業となって地域の発展に貢献しました。さらに昭和 44 年の西武鉄道秩父線開通や関越自動車道の開通など交通アクセスが整備され、観光が新たな産業として脚光を浴びるようになってきました。

また、行政組織としては、昭和 45 年 4 月に秩父広域市町村圏組合が発足し、現在、ごみ処理や消防など 9 事業を 1 市 4 町で共同処理しています。

市町村合併についても、平成 15 年 2 月より全国的な動きを受け、1 市 5 町 3 村の 9 自治体により合併の検討が始まり、様々な協議や住民投票の結果、平成 17 年 4 月 1 日に旧秩父市、旧吉田町、旧大滝村、旧荒川村の 1 市 1 町 2 村で現在の秩父市となり、平成 17 年 10 月 1 日に旧小鹿野町と旧両神村の 1 町 1 村で現在の小鹿野町となりました。

現在、秩父圏域では、秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町の 1 市 4 町が行政を担っています。

(2) 圏域の将来像

秩父圏域の人口は平成 17 年（2005 年）時点で 11 万 6 千人ですが、平成 32 年（2020 年）には 10 万人を下回り、平成 47 年（2035 年）には 8 万人を下回る人口推計が出ています。また、地域主権の推進により、基礎自治体の責任範囲が拡大し、住民ニーズや行政が直面する課題はさらに高度化していくと予想されています。

このように、私たちを取り巻く環境は必ずしも明るいとは言えませんが、全国的な

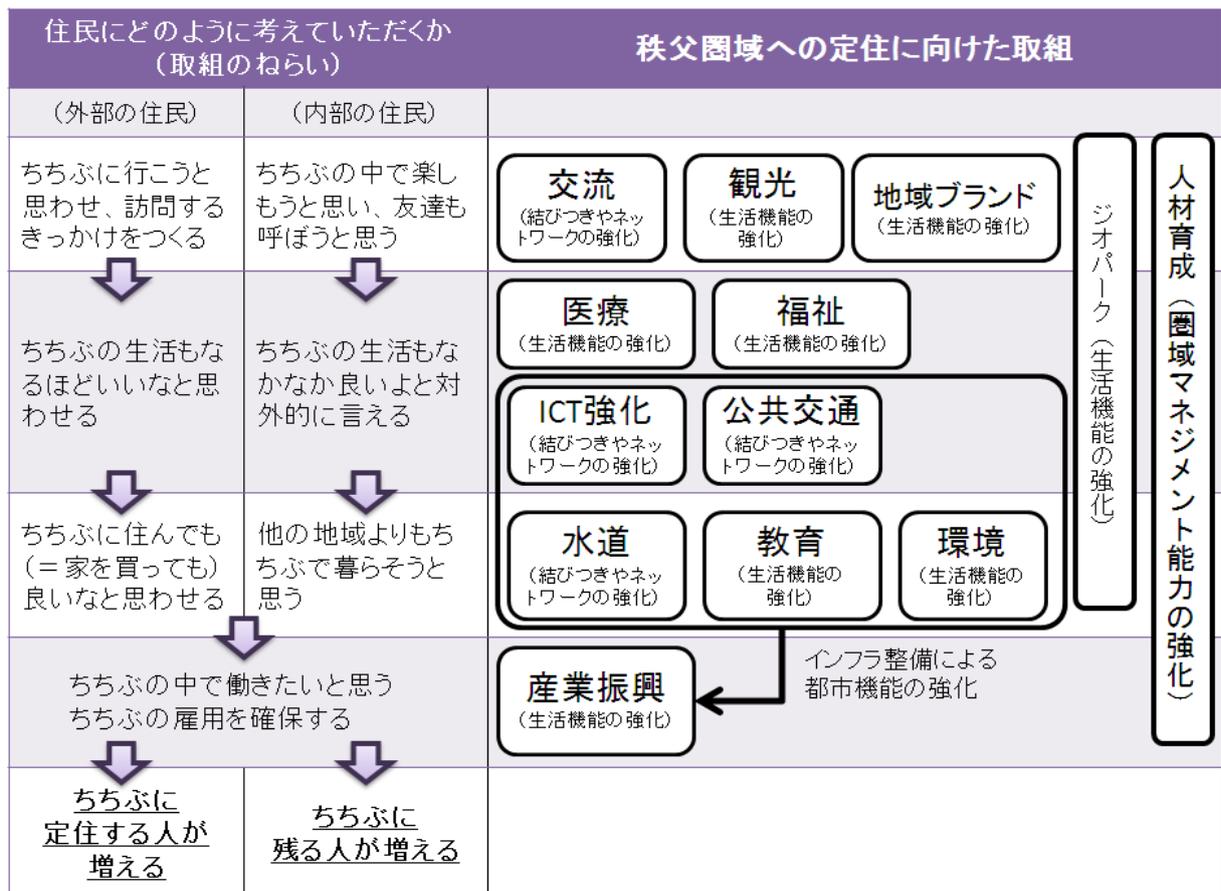
傾向として、情報技術や公共交通の進歩やライフスタイルの転換により農村型の生活を嗜好する人々が増加し、地球温暖化防止のため環境政策に対する関心の高まりが見られます。都心から 80 km 以内に位置する秩父圏域の地理的優位性を活かして 1 市 4 町が連携して諸課題にあたることのできれば、持続可能な地域で有り続ける可能性を見出せることができるのではないのでしょうか。

「ちちぶ」に生きる私たちは、連綿と受け継がれている先人が育んできた伝統文化、産業を後世へ伝えるために今こそ力を合わせなくてはなりません。

ちちぶ定住自立圏を構成する 1 市 4 町は、それぞれの住民が秩父圏域を生活圏として意識していることを理解しつつ、互いの独自性を尊重しながら、圏域全体の活性化を図る政策を連携して展開し、地域住民の福祉向上と地域振興を図り、希望に満ちた未来の「ちちぶ」を創りたいと考えています。

(3) ちちぶ定住自立圏の取組

地域住民の福祉向上と地域振興を図るため、ちちぶ定住自立圏を構成する 1 市 4 町は様々な分野で政策を実施します。具体的なイメージは以下のとおりです。今後、ちちぶ定住自立圏により外部及び内部の住民に秩父圏域に住みたいと考えていただくような取組を行いたいと考えています。



(参考) 秩父圏域における将来の市町村別人口

(単位:人)

	H17(2005)	H22(2010)	H27(2015)	H32(2020)	H37(2025)	H42(2030)	H47(2035)
秩父市	70,563	66,783	62,986	58,983	55,013	51,139	47,250
横瀬町	9,684	9,446	9,121	8,758	8,378	7,993	7,577
皆野町	11,518	10,774	10,071	9,356	8,648	7,947	7,233
長瀬町	8,352	8,028	7,654	7,257	6,843	6,412	5,973
小鹿野町	14,479	13,749	12,985	12,213	11,461	10,733	9,978
圏域合計	114,596	108,780	102,817	96,567	90,343	84,224	78,011

(単位:人)

60歳以上人口	H22(2010)	H27(2015)	H32(2020)	H37(2025)	H42(2030)	H47(2035)
秩父市	23,323	23,887	23,645	23,156	22,470	21,908
横瀬町	3,105	3,318	3,382	3,450	3,493	3,492
皆野町	4,121	4,298	4,263	4,145	3,974	3,894
長瀬町	2,949	3,070	3,105	3,092	3,025	2,972
小鹿野町	5,019	5,296	5,314	5,197	5,064	4,917
圏域合計	38,517	39,869	39,709	39,040	38,026	37,183

60歳以上人口割合	H22(2010)	H27(2015)	H32(2020)	H37(2025)	H42(2030)	H47(2035)
秩父市	34.9%	37.9%	40.1%	42.1%	43.9%	46.4%
横瀬町	32.9%	36.4%	38.6%	41.2%	43.7%	46.1%
皆野町	38.2%	42.7%	45.6%	47.9%	50.0%	53.8%
長瀬町	36.7%	40.1%	42.8%	45.2%	47.2%	49.8%
小鹿野町	36.5%	40.8%	43.5%	45.3%	47.2%	49.3%
圏域合計	35.4%	38.8%	41.1%	43.2%	45.1%	47.7%

75歳以上人口	H22(2010)	H27(2015)	H32(2020)	H37(2025)	H42(2030)	H47(2035)
秩父市	9,612	10,192	10,466	11,225	11,556	11,255
横瀬町	1,264	1,408	1,531	1,691	1,825	1,832
皆野町	1,722	1,760	1,851	2,074	2,208	2,136
長瀬町	1,153	1,266	1,422	1,576	1,628	1,606
小鹿野町	2,286	2,350	2,375	2,565	2,822	2,828
圏域合計	16,037	16,976	17,645	19,131	20,039	19,657

75歳以上人口割合	H22(2010)	H27(2015)	H32(2020)	H37(2025)	H42(2030)	H47(2035)
秩父市	14.4%	16.2%	17.7%	20.4%	22.6%	23.8%
横瀬町	13.4%	15.4%	17.5%	20.2%	22.8%	24.2%
皆野町	16.0%	17.5%	19.8%	24.0%	27.8%	29.5%
長瀬町	14.4%	16.5%	19.6%	23.0%	25.4%	26.9%
小鹿野町	16.6%	18.1%	19.4%	22.4%	26.3%	28.3%
圏域合計	14.7%	16.5%	18.3%	21.2%	23.8%	25.2%

出典:日本の市区町村別将来推計人口(平成20年12月推計)

国立社会保障・人口問題研究所人口構造研究部編

※人口推計は、外国人登録人口を除いたものとなります。

ちちぶ定住自立圏

生活機能の強化

医療

- ・ 医師・医療スタッフの確保及び負担軽減
- ・ 救急医療体制充実
- ・ リハビリテーション体制の確立

保健・福祉

- ・ 住民を対象とした保健福祉事業充実
- ・ 子育て支援及び児童福祉の充実

教育

- ・ 生涯学習の充実
- ・ 保護者の学習に関する事業の充実

産業振興

- ・ 滞在型観光推進
- ・ 外国人観光客増加
- ・ 秩父まるごとジオパークの推進
- ・ 圏域内企業の支援体制の充実
- ・ 有害鳥獣対策推進
- ・ 地域ブランドの確立と特産品の販売促進

環境

- ・ 環境保全推進

結びつきやネットワークの強化

地域公共交通

- ・ 誰もが利用しやすい公共交通の推進

デジタル・ディバイドの解消に向けたICTインフラの整備

- ・ 秩父圏域情報化の推進
- ・ 秩父情報共有システムの構築準備

圏域外の住民との交流及び移住促進

- ・ 交流及び移住促進事業の実施

水道

- ・ 秩父圏域における水道事業の運営の見直し



圏域マネジメント能力の強化

人材育成等

- ・ 研修、専門家の招へい



4 ちちぶ定住自立圏を形成するための協定項目一覧表

●：平成21年9月で締結 ○：平成22年3月で締結
▲：平成23年9月で締結 -：締結未定

No.	協定項目	協定内容	秩父市	横瀬町	皆野町	長瀨町	小鹿野町
1	医師・医療スタッフの確保及び負担軽減	圏域における医師・医療スタッフの確保及び負担軽減を図るため、需要を調査するとともに、現在の体制を検証した上で、医師・医療スタッフの相互派遣体制の支援、院内保育の整備運営など関連する事業を合同で実施します。	●	○	●	○	●
2	救急医療体制の充実	圏域における救急医療体制をさらに充実させるため、需要を調査するとともに、現在の体制を検証した上で、秩父郡市医師会及び医療系大学との連携の強化、医療スタッフのサポート体制の確立などの関連事業を実施します。	●	●	●	●	●
3	リハビリテーション体制の確立	圏域におけるリハビリテーション体制を確立するため、需要を調査・検証した上で、圏域内外の医療機関等と連携し、回復期リハビリテーションを中心とした事業を実施します。	●	●	●	●	●
4	住民を対象とした保健福祉事業の合同実施	保健福祉事業について住民が受講する合同で取り組むことが効果的・効率的と認められた事業を実施します。	○	○	○	○	○
5	子育て支援及び児童福祉の充実	ファミリー・サポート・センター、病児・病後児保育などを需要を調査検証した上で、必要と認められる事業を合同で実施します。	○	○	○	○	○
6	生涯学習の充実	生涯学習の機会を充実させるため、生涯学習事業の実施や広報、学習施設の整備・運営を行います。	○	▲	○	○	▲
7	保護者の学習に関する事業の合同推進	保護者の学習に関する事業を合同で実施します。	○	○	○	○	○
8	滞在型観光の促進	既存事業の見直しを行った上で、広域型観光ルートの整備や観光客誘致宣伝活動を行います。	○	▲	○	○	▲
9	外国人観光客の増加	外国人向けの観光ルートの整備や外国人観光客の受入体制を充実させます。	○	▲	○	○	▲

No.	協定項目	協定内容	秩父市	横瀬町	皆野町	長瀬町	小鹿野町
10	秩父まるごとジオパークの推進	秩父の地質資源等を活かした秩父まるごとジオパーク構想を推進するために、ジオパークの活用方策について、協議会を設置して計画を策定するとともに、ジオサイトを結ぶ散策コースの設定などジオツーリズムの整備を行います。	○	—	○	○	○
11	圏域内企業の支援体制の充実	事業者や創業希望者を対象にコーディネータを派遣し経営課題等に関する診断、助言等の一貫した支援を行うための産学官連携コーディネート事業等を合同で実施します。	○ ▲	○ ▲	○ ▲	○ ▲	○ ▲
12	有害鳥獣対策	有害鳥獣に関する情報交換や対策の研究を行います。	○	○	○	○	○
13	地域ブランドの確立と特産品の販売促進	マーケティングに詳しく実績のある専門家を招へいし、首都圏を中心として、秩父の商品を効果的に売り出す戦略を立て、商談会に参加するなどして、地元産品の販売促進につなげます。	▲	▲	▲	▲	▲
14	ちちぶ環境保全の推進	新たな環境保全に関する総合的な計画を合同で策定し、それに基づき事業を実施します。	○ ▲	○ ▲	○	○	○ ▲
15	誰もが利用しやすい公共交通の推進	圏域における公共交通の需要を調査し、検証することにより、既存の公共交通振興計画等を見直して圏域で統一した計画を作成します。	○	○	○	▲	▲
16	秩父圏域情報化の推進	圏域におけるデジタル・デバイドの解消及び情報ネットワーク化を推進するため、「秩父圏域情報化推進計画（仮称）」を策定します。	●	●	●	●	○
17	地域情報共有システムの構築準備	圏域の防災・防犯情報などの提供システムの運用について研究します。	●	●	●	●	○
18	交流及び移住促進事業の（合同）実施	圏域外の住民を多く受け入れるため、民間団体などと協力して、需要を調査・検証した上で、（子ども）農山村交流プロジェクトなどの交流推進事業、空き家バンクの実施などの移住促進交流事業を合同で実施します。	●	○	●	○	●
19	秩父圏域における水道事業の運営の見直し	圏域における水道事業の運営の在り方について、検討を行います。	●	●	●	●	▲

No.	協定項目	協定内容	秩父市	横瀬町	皆野町	長瀬町	小鹿野町
20	人材育成等	圏域内の職員や関係者の資質及び政策形成能力の向上など、圏域マネジメント能力を強化するため、圏域外の専門家を招へいし、合同研修などを実施します。	●	●	●	●	●
平成 21 年 9 月で締結 ●			8	6	8	6	5
平成 22 年 3 月で締結 ○			11	9	11	12	9
平成 23 年 9 月で締結 ▲			1	4	1	2	6
締結協定項目数合計			20	19	20	20	20

5 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組

☆本項の記載事項について

各分野の取り組み内容は、以下の6つの項目で構成されております。

・「○施策体系○」

共生ビジョン政策体系図（P.5）の該当政策を抜粋し、それぞれの政策を実現するための施策を示しております。

・「○戦略図○」

圏域が抱える課題等、ちちぶ定住自立圏で実施する事業、事業の実施により短期的に期待される効果、中・長期的に期待される効果及び将来像をチャート図としてまとめています。

・「○現況と課題○」

定住自立圏形成協定を締結するに当たっての問題意識を記載しています。

・「○今後の展望○」

定住自立圏構想の枠組みで実施する事業がどのような方向性で推進されていくかを記載しています。

・「○主要事業○」

以下に示す、事務事業の選択基準に基づき、ちちぶ定住自立圏において推進する事業として掲載しています。

◎事務事業の選択基準

- ・事業を実施するに当たり、ちちぶ定住自立圏に参画する自治体が複数で参加し、圏域全体の発展を見込めるものとなっているか。
- ・共生ビジョン懇談会及びちちぶ定住自立圏推進委員会における議論を経て、共生ビジョンに掲載された事業となっているか。
- ・単独自治体で実施している既存事業の単なる財源の付け替えとなっていないかどうか。
- ・既存事業をちちぶ定住自立圏の事業として位置づけた場合は、圏域のために発展させる事業となっているかどうか。
- ・現状では実施が難しい事業であっても、前向きに検討する。

具体的な項目として、形成協定、事業名、事業概要、成果、関係市町の役割分担、事業費（『0』は事業費計上がないが、協議・検討は行う。『-』は事業終了。）、国県補助事業等の名称・補助率等、関係市町村の費用負担割合に係る基本的な考え方を記載しています。

なお、形成協定は、最初に締結した自治体間の協定文書を転載しており、各自治体により若干書きぶりが異なります。

・「○今後想定される事業○」

主要事業により一定の成果が出た後、政策効果をさらに高めるため、実施することが想定される事業を掲載しています。

これらの事業については、共生ビジョン更新時に、共生ビジョン懇談会及び1市4

町で協議を行い、実現可能性や事業費の見通しがつく場合は、「主要事業」として位置づけることができます。なお、「今後想定される事業」に掲載された事実をもって、今後「主要事業」として位置づけられることについて保証するものではありません。

☆共生ビジョン事業一覧表

巻末に、主要事業の一覧を添付しております。

☆費用負担の考え方

特別な記載のある場合を除き、基本的な負担割合の考え方は以下に示すとおりです。

秩父市 約 46.7% (事業費×35,000 千円/75,000 千円)

横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町

約 13.3% (事業費×10,000 千円/75,000 千円)

なお、平成 26 年度の特別交付税措置の拡充に伴う増額分についての負担割合の考え方は以下に示すとおりです。

秩父市 約 63.6% (事業費×35,000 千円/55,000 千円)

横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町

約 9.1% (事業費×5,000 千円/55,000 千円)

関係市町の費用負担割合は、状況変化に応じて、適切な調整及び見直しを図ります。

(1) 生活機能の強化に係る政策分野

ア 医療

○施策体系○

(ア) 医師・医療スタッフの確保及び負担軽減

- ①医師・医療スタッフの確保
- ②医師・医療スタッフの相互派遣体制の支援
- ③院内保育の整備等による勤務環境・福利厚生の上向
- ④事務サポート体制の整備
- ⑤公立病院の経営改善
- ⑥医療関係を取りまとめる連絡調整会議の設置

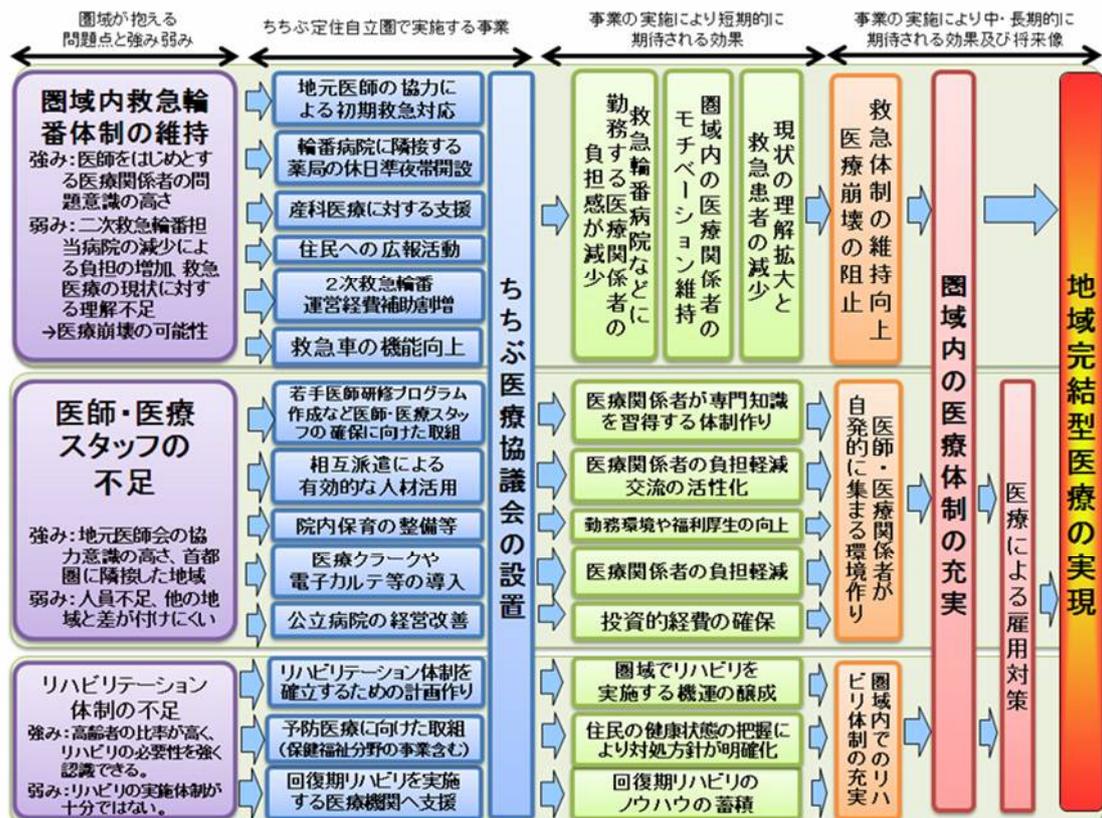
(イ) 救急医療体制の充実

- ①地元医師の協力による初期救急の充実
- ②休日準夜帯の薬局開設
- ③産科医療に対する支援
- ④救急医療体制維持のための広報周知
- ⑤病院群輪番制病院運営経費補助金の割増
- ⑥救急搬送体制の充実

(ウ) リハビリテーション体制の確立

- ①リハビリテーション体制を確立するための計画作り
- ②予防医療を充実させる取組
- ③回復期リハビリテーション実施病院への支援

○戦略図○



(ア) 医師・医療スタッフの確保及び負担軽減

○現況と課題○

近年、医療制度改革や医師数の地域間格差等から、医療を取り巻く環境は悪化してきています。秩父圏域の医療機関でも勤務医や看護師をはじめとする医療スタッフの不足から診療科の見直し等を行わざるを得ない病院も出始めています。

また、秩父圏域の高齢化率は25.34%（平成19年1月1日現在）から**29.23%（平成26年1月1日現在）**へ上昇しています¹。この高齢化率が高くなるに従い、医療機関への受診率も上昇傾向になると予想されます。

秩父圏域には秩父市立病院と国保町立小鹿野中央病院の2つの公立病院があり、地域医療の中核として救急医療や高度医療、地域に不足する医療の確保に向け医療体制の整備や医療の充実に取り組んでいます。しかし、平成16年度に施行された新臨床研修制度の影響で大学医局から医師を引き上げられることなどにより、従来どおりの手法では常勤医の確保はほぼ不可能です。また、看護師についても、平成18年度の診療報酬改定で新たに盛り込まれた7対1の看護配置基準により、新基準取得を目指した都市部の病院が看護師の大量採用に動いたことなどにより、慢性的な看護師不足に悩まされています。これは、公立病院に限らず、圏域内にある民間病院も同じ状況です。

これまで、医師や看護師をはじめとする医療スタッフの確保は、各医療機関の対応が中心であり、行政の支援による取組みはそれほど活発に行われていませんでした。公立病院における医師・医療スタッフの不足は、地域に必要な医療が欠けてしまうことにつながり、少なからず圏域内における民間病院にも影響を及ぼします。

このことから、平成22～23年度、医療分野に対する重点支援をちちぶ定住自立圏の事業として実施しました。主要4病院に対する支援を行うことにより、医療スタッフの負担軽減などがある程度図られています。平成24年度からは、ちちぶ医療協議会で医師・医療スタッフの確保や相互派遣による有効的な人材活用など、支援対象となる医療機関や配分額について検討しています。また、産科医療機関が減少しており産科医師・助産師等の医療スタッフの確保も課題となっています。

○今後の展望○

今後、医療体制を維持していくためには、医療関係者の業務負担が過度にならないようにしたり、院内保育施設の整備を行ったりするなど、秩父圏域の勤務環境を向上させることが重要です。また、自治医科大卒埼玉出身義務年限内派遣医師の研修や勤務体制など医療政策全般で埼玉県と連携を強化していくことも重要です。

長期的には、医療機関と行政が連携して実施し、圏域に外部の医療関係者が自発的に集まってくる環境を作り、医師・医療スタッフの確保をしていくことが求められます。

具体的な取組として、医師の招へいや教育研修プログラムを作成すること、医師・

¹ 埼玉県統計課「町（丁）字別人口調査結果」から算出

医療スタッフの相互派遣を促進することにより人材活用を行うこと、院内保育の整備などにより子育て期にある医師・看護師等が安心して働ける体制を作ること、医療クラウドの導入などにより事務的負担の軽減を図ること、公立病院の経営改善を行い投資的経費の確保をすることが挙げられます。産科医療についても医師・医療スタッフの確保を推進する必要があります。

これらの取組は、ちちぶ医療協議会において方向性を議論し、事業を実施することにより、圏域内の医療体制の充実を図り、地域完結型の医療の実現を目指します。

○主要事業○

定住自立圏形成協定で締結した内容に基づき、以下の主要事業を実施します。

【形成協定】

(ア) 医師・医療スタッフの確保及び負担軽減

圏域における医師・医療スタッフの確保及び負担軽減を図るため、需要を調査するとともに、現在の体制を検証した上で、医師・医療スタッフの相互派遣体制の支援、院内保育の整備運営など関連する事業を合同で実施する。

① 医師・医療スタッフの確保

事業名	医師・医療スタッフの確保				1	関係市町名
事業概要	<p>医師・医療スタッフの招へいや医師のニーズに応じた教育研修プログラムの作成など医師・医療スタッフの確保に関する各医療機関の取組に対し支援を行う。</p> <p>支援対象となる医療機関は二次救急輪番担当病院及び国保町立小鹿野中央病院とする。平成 22～23 年度の配分額は 1 医療機関あたり 13,250 千円とする²。</p> <p>平成 24 年度以降の支援対象となる医療機関及び配分額については、ちちぶ医療協議会で協議を行い決定する。</p>				<p>秩父市（地域医療対策課、市立病院事務局）</p> <p>横瀬町（健康づくり課）</p> <p>皆野町（健康福祉課）</p> <p>長瀨町（健康福祉課）</p> <p>小鹿野町（保健課、福祉課、小鹿野中央病院事務局）</p>	
成果	<p>圏域内で専門的知識を得られる環境を整えることにより、圏域外の医療関係者が秩父の勤務に関心を持ち、医師・医療スタッフの確保につなげることが期待できる。</p>					
関係市町の役割分担	<p>各市町は、専門家の助言を受けながら、医師の招へいや教育研修プログラムの作成に関する企画立案を行い、実施する。</p>					
事業費 (千円)	22 ^(※1)	23 ^(※1)	24 ^(※2)	25 ^(※2)	26 ^(※2)	計
	53,000 の内数	53,000 の内数	24,400 の内数	34,000 の内数	34,000 の内数	198,400 の内数
	<p>※1 (ア)③「院内保育の整備等による勤務環境・福利厚生の上昇」 (ア)④「医療クランク等の活用による事務負担軽減」 (ア)⑤「コスト削減などによる公立病院の経営改善」 の合計額。</p> <p>※2 (ア)③「院内保育の整備等による勤務環境・福利厚生の上昇」 (ア)④「医療クランク等の活用による事務負担軽減」 の合計額。</p>					
国県補助事業等の名称・補助率等	<p>平成 24～25 年度においてちちぶ医療協議会では、地域医療再生計画に基づく基金からの補助金を合算して事業を実施（補助率 1/2）</p>					
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	<p>平成 22～23 年度において、秩父市 24,728 千円、各町 7,068 千円を負担金として、秩父広域市町村圏組合に支出する。平成 24 年度以降においては、各市町 10,000 千円を負担金として、ちちぶ医療協議会に支出する。</p>					

² 各医療機関は、各自のニーズに応じて「医師・医療スタッフの確保」に要する経費のほか、(ア)③に掲げる「院内保育の整備等による勤務環境・福利厚生の上昇」に要する経費、(ア)④に掲げる「医療クランク等の活用による事務負担軽減」に要する経費、(ア)⑤に掲げる「コスト削減などによる公立病院の経営改善」に要する経費に対し、配分額の範囲内で支出を行うことができる。

② 医師・医療スタッフの相互派遣体制の支援

事業名	医師・医療スタッフの相互派遣による有効的な人材活用				5	関係市町名
事業概要	<p>現在勤務している医師・医療スタッフの勤務状況等を踏まえて、圏域内の医療機関へ相互に医師・医療スタッフの派遣体制を確立し、有効的な人材活用を行う。</p> <p>支援対象となる医療機関は二次救急輪番担当病院及び町立小鹿野中央病院とする。</p> <p>配分額は、当分の間、秩父市立病院は 4,400 千円とし、秩父病院、皆野病院及び町立小鹿野中央病院は 2,200 千円とする³。平成 24 年度以降の配分額については、ちちぶ医療協議会で協議を行い決定する。</p>				<p>秩父市（地域医療対策課、市立病院事務局）</p> <p>横瀬町（健康づくり課）</p> <p>皆野町（健康福祉課）</p> <p>長瀬町（健康福祉課）</p> <p>小鹿野町（保健課、福祉課、小鹿野中央病院事務局）</p>	
成果	相互派遣による医療関係者の人材活用を行うことにより、医師・医療スタッフの負担軽減、医療関係者の交流の機会増加が見込まれる。					
関係市町の役割分担	各市町において、専門家の助言を踏まえ、企画立案する。なお、実施に当たっては、秩父郡市医師会など関係機関の聴取を実施する。					
事業費 (千円)	22 ^(※1)	23 ^(※1)	24 ^(※1)	25 ^(※1)	26 ^(※1)	計
	11,000 の内数	11,000 の内数	11,000 の内数	11,000 の内数	11,000 の内数	55,000 の内数
	※1 (イ)①「地元医師の協力による初期救急の充実」との合計額。					
国県補助事業等の名称・補助率等	該当なし					
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	<p>平成 22～23 年度は、各市町 2,200 千円を負担金として支出する。医療機関に対する支援は秩父広域市町村圏組合を經由して行う。</p> <p>平成 24 年度以降においては、各市町 10,000 千円を負担金として、ちちぶ医療協議会に支出する。事業費 11,000 千円を予定しているが、ちちぶ医療協議会で平成 23 年度までの成果を考慮し医療分野全体としての協議を行う。</p>					

³ 各医療機関は配分額の範囲内で「医師・医療スタッフの相互派遣による有効的な人材活用」に要する経費と(イ)①に掲げる「地元医師の協力による初期救急の充実」に要する経費に対して支出を行うことができる。

③ 院内保育の整備等による勤務環境・福利厚生への向上

事業名	院内保育の整備等による勤務環境・福利厚生への向上				2	関係市町名
事業概要	<p>医師・医療スタッフが安心して働ける環境を整備するために、院内保育施設の整備や運営の支援など勤務環境・福利厚生への向上を行う医療機関に対し支援を行う。</p> <p>支援対象となる医療機関は二次救急輪番担当病院及び町立小鹿野中央病院とする。平成 22～23 年度の配分額は 1 医療機関あたり 13,250 千円とする⁴。</p> <p>平成 24 年度以降の配分額については、ちちぶ医療協議会で協議を行い決定する。</p>				<p>秩父市（地域医療対策課、市立病院事務局）</p> <p>横瀬町（健康づくり課）</p> <p>皆野町（健康福祉課）</p> <p>長瀬町（健康福祉課）</p> <p>小鹿野町（保健課、福祉課、小鹿野中央病院事務局）</p>	
成果	勤務環境や福利厚生への向上により、医師・医療スタッフの新規獲得や離職防止が期待される。					
関係市町の役割分担	各市町は、専門家を招へいし、助言を受けながら、院内保育の整備等を行う。また、事務局の取組みに支障が生じないよう手続上、事務上の配慮をする。					
事業費 (千円)	22 ^(※1)	23 ^(※1)	24 ^(※2)	25 ^(※2)	26 ^(※2)	計
	53,000 の内数	53,000 の内数	24,400 の内数	34,000 の内数	34,000 の内数	198,400 の内数
	<p>※1 (ア)①「医師・医療スタッフの確保」 (ア)④「医療クラーク等の活用による事務負担軽減」 (ア)⑤「コスト削減などによる公立病院の経営改善」 の合計額。</p> <p>※2 (ア)①「医師・医療スタッフの確保」 (ア)④「医療クラーク等の活用による事務負担軽減」 の合計額。</p>					
国県補助事業等の名称・補助率等	該当なし					
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	<p>平成 22～23 年度において、秩父市 24,728 千円、各町 7,068 千円を負担金として、秩父広域市町村圏組合に支出する。</p> <p>平成 24 年度以降においては、各市町 10,000 千円を負担金として、ちちぶ医療協議会に支出する。</p>					

⁴ 各医療機関は、各自のニーズに応じて「院内保育の整備等による勤務環境・福利厚生への向上」に要する経費のほか、(ア)①に掲げる「医師・医療スタッフの確保」に要する経費、(ア)④に掲げる「医療クラーク等の活用による事務負担軽減」に要する経費、(ア)⑤に掲げる「コスト削減などによる公立病院の経営改善」に要する経費に対し、配分額の範囲内で支出を行うことができる。

④ 事務サポート体制の整備

事業名	医療クラーク等の活用による事務負担軽減				3	関係市町名
事業概要	<p>医師事務作業補助者いわゆる医療クラークの活用や電子カルテの導入などにより、医師・医療スタッフの事務負担を軽減することを目指す医療機関に対し支援を行う。</p> <p>支援対象となる医療機関は二次救急輪番担当病院及び町立小鹿野中央病院とする。平成 22～23 年度の配分額は 1 医療機関あたり 13,250 千円とする⁵。</p> <p>平成 24 年度以降の配分額については、ちちぶ医療協議会で協議を行い決定する。</p>					<p>秩父市（地域医療対策課、市立病院事務局）</p> <p>横瀬町（健康づくり課）</p> <p>皆野町（健康福祉課）</p> <p>長瀨町（健康福祉課）</p> <p>小鹿野町（保健課、福祉課、小鹿野中央病院事務局）</p>
成果	救急輪番病院に勤務する医師の事務負担を軽減することにより、執務環境の向上、モチベーションの維持が期待される。					
関係市町の役割分担	<p>各市町は、専門家を招へいし、助言を受けながら、医療クラークの導入等の支援を行い、また、病院事務局の取組みに支障が生じないよう手続上の配慮をする。</p> <p>また、圏域内の民間病院が医療クラークの導入を実施する場合、医師会等に負担金を集めることにより支援を行う。</p>					
事業費 (千円)	22 ^(※1)	23 ^(※1)	24 ^(※2)	25 ^(※2)	26 ^(※2)	計
	53,000	53,000	24,400	34,000	34,000	198,400
	の内数	の内数	の内数	の内数	の内数	の内数
	<p>※1 (ア)①「医師・医療スタッフの確保」 (ア)③「院内保育の整備等による勤務環境・福利厚生への向上」 (ア)⑤「コスト削減などによる公立病院の経営改善」 の合計額。</p> <p>※2 (ア)①「医師・医療スタッフの確保」 (ア)③「院内保育の整備等による勤務環境・福利厚生への向上」 の合計額。</p>					
国県補助事業等の名称・補助率等	該当なし					
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	<p>平成 22～23 年度において、秩父市 24,728 千円、各町 7,068 千円を負担金として、秩父広域市町村圏組合に支出する。平成 24 年度以降においては、各市町 10,000 千円を負担金として、ちちぶ医療協議会に支出する。</p>					

⁵ 各医療機関は、各自のニーズに応じて「医療クラーク等の活用による事務負担軽減」に要する経費のほか、(ア)①に掲げる「医師・医療スタッフの確保」に要する経費、(ア)③に掲げる「院内保育の整備等による勤務環境・福利厚生への向上」に要する経費、(ア)⑤に掲げる「コスト削減などによる公立病院の経営改善」に要する経費に対し、配分額の範囲内で支出を行うことができる。

⑤ 公立病院の経営改善

事業名	コスト削減などによる公立病院の経営改善				4	関係市町名
事業概要	<p>救急医療や不採算医療を担っている公立病院において、コスト削減など経営改善に向けた取組を行う場合に、支援を行う。経営改善に当たっては、専門的知見を有する専門家の助言を受けることとする。</p> <p>支援対象となる医療機関は秩父市立病院及び町立小鹿野中央病院とする。平成 22～23 年度の配分額は 1 医療機関あたり 13,250 千円とする⁶。</p>					<p>秩父市（地域医療対策課、市立病院事務局）</p> <p>横瀬町（健康づくり課）</p> <p>皆野町（健康福祉課）</p> <p>長瀬町（健康福祉課）</p> <p>小鹿野町（保健課、福祉課、小鹿野中央病院事務局）</p>
成果	<p>経営改善により投資的経費を確保し、病院運営を向上させるための医師・医療スタッフの雇用や設備投資が積極的に行われること、また、公立病院の機能向上により、秩父圏域全体の医療体制の向上につながることを期待される。</p>					
関係市町の役割分担	<p>秩父市立病院事務局及び小鹿野中央病院事務局は、専門家の助言を受けて、現状分析などを行い、コスト削減などの経営改善の取組を行う。各市町は、経営改善に向けた事務局の取組に支障が生じないように、手続上、事務上の配慮をする。</p>					
事業費 (千円)	22 ^(※1)	23 ^(※1)	24	25	26	計
	53,000 の内数	53,000 の内数	—	—	—	106,000 の内数
	<p>※1 (ア)①「医師・医療スタッフの確保」 (ア)③「院内保育の整備等による勤務環境・福利厚生の上昇」 (ア)④「医療クランク等の活用による事務負担軽減」 の合計額。</p>					
国県補助事業等の名称・補助率等	該当なし					
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	<p>平成 22～23 年度において、秩父市 24,728 千円、各町 7,068 千円を負担金として、秩父広域市町村圏組合に支出する。</p>					

⁶ 各医療機関は、各自のニーズに応じて、「コスト削減などによる公立病院の経営改善」に要する経費のほか、(ア)①に掲げる「医師・医療スタッフの確保」に要する経費、(ア)③に掲げる「院内保育の整備等による勤務環境・福利厚生の上昇」に要する経費、(ア)④に掲げる「医療クランク等の活用による事務負担軽減」に要する経費に対し、配分額の範囲内で支出を行うことができる。

⑥ 医療関係を取りまとめる連絡調整会議の設置

事業名	「ちちぶ医療協議会」の設置				7	関係市町名
事業概要	行政からの財政支援等により、医師・医療スタッフの確保のための方策、救急体制の維持のための方策、リハビリテーションの充実に取り組むための協議会を設置する。					秩父市（地域医療対策課、市立病院事務局） 横瀬町（健康づくり課） 皆野町（健康福祉課） 長瀨町（健康福祉課） 小鹿野町（ 保健課、福祉課 、小鹿野中央病院事務局）
成果	地域医療を地域の基幹インフラとして捕らえ、医療に対する需給ギャップの解消を目指した事業を実施し、ちちぶ定住自立圏の制度を活用して地域医療の維持・向上を図る。					
関係市町の役割分担	各市町の首長及び医療・福祉関係団体の代表者で協議会を組織する。1市4町、埼玉県及び秩父広域市町村圏組合の担当者が、関係者として協議会の運営を補助する。					
事業費 (千円)	22	23	24	25	26	計
	—	600	1,000	1,000	1,000	3,600
国県補助事業等の名称・補助率等	該当なし					
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	平成23年度については、ホームページ開設等に係る経費600千円を基金から支出する。 平成24年度以降については、各市町10,000千円を負担金として、ちちぶ医療協議会に支出する。協議会は、運営事務経費を協議し決定する。					

○今後想定される事業○

主要事業により一定の成果が出た後、政策効果をさらに高めるため、実施することが想定される事業は以下のとおりです。

- ① 医師育成研修病院群づくり
 ちちぶ医療協議会（分科会）において、地域で医師を育てるスキームの構築を行い、研修医受け入れ態勢の充実に図る。
- ② 医療関係者に対する意識調査の実施
 医療関係者に対して意識調査を実施し、秩父圏域の勤務環境を魅力あるものにするための方策を検討する。

(イ) 救急医療体制の充実

○現況と課題○

現在、病院勤務医をはじめとする医師不足により、医療体制は各地で崩壊の危機に直面しています。特に、住民の命を守る救急医療は、従事者が少なく、医師や医療スタッフは疲弊しながら業務にあたっており、医療事故等の発生にもつながりかねない状況にあります。秩父圏域の救急医療体制は初期救急医療体制と第二次救急医療体制がありますが、第三次救急医療体制は埼玉県内の他地域に依存しています。

日中の救急患者については、秩父消防本部が各医療機関と調整し搬送を行っています。夜間や休日の時間帯については、秩父地域では、初期救急、二次救急の医療体制をとっています。初期救急医療体制としては、秩父郡市医師会を中心に休日診療所、在宅当番医制、平日夜間の小児初期救急体制があります。二次救急医療体制としては、病院群輪番制により秩父市立病院、秩父病院、皆野病院の3病院が分担して休日・夜間の救急診療に対応しています。

特に、平成22年度から小鹿野中央病院が医師不足により救急輪番病院を外れたことで、他の輪番病院の負担増が懸念されましたが、関係者の尽力により何とか二次救急医療体制を維持しているところです(但し、小鹿野中央病院は、初期救急患者に限り、夜間でも受入を行っています)。ちちぶ定住自立圏では、平成22～23年度の医療分野に対する重点支援により、救急車の機能向上、救急体制の維持、休日及び準夜帯の薬局の開設に対して、一定の支援を行っています。平成24年度からは、ちちぶ医療協議会で協議を行い地元医師の協力による初期救急の充実や休日及び準夜帯の薬局の開設に対して一定の支援を行い救急医療機関の負担軽減を図っています。

○今後の展望○

二次救急輪番体制は、平成4年度時点で7病院ありましたが、徐々に減少し、平成21年度に小鹿野中央病院が常勤勤務医不足により病院群輪番制からの一時撤退を表明するなど、現在は3病院で担当しています。

平成25年の救急・救助統計によれば、秩父圏域で発生した年間救急搬送人員は**4,569**人(日中、夜間休日含む。)であり、その内の約74%にあたる**3,361**人を秩父市立病院・秩父病院・皆野病院の3病院で受け入れました。日中はともかく、不十分な体制のまま夜間休日の二次救急輪番体制を続けていくことは、医師・医療スタッフに過重な負担をかけ、大量退職などにより医療崩壊につながりかねません。現在は、各病院の努力により対応しており、ちちぶ定住自立圏医療分野の重点配分も行いましたが、秩父圏域で二次救急輪番体制を残る3病院だけで担当して継続するのは厳しい状況です。

秩父郡市医師会との連携による初期救急の充実や**休日及び準夜帯の薬局開設、救急搬送体制の充実などの**支援を行政が実施することで、二次救急輪番病院の負担が軽減され、医療崩壊を阻止し、救急医療体制の維持向上を目指すことが期待されます。

○主要事業○

定住自立圏形成協定で締結した内容に基づき、以下の主要事業を実施します。

【形成協定】

(イ) 救急医療体制の充実

圏域における救急医療体制をさらに充実させるため、需要を調査するとともに、現在の体制を検証した上で、秩父郡市医師会及び医療系大学との連携の強化、医療スタッフのサポート体制の確立などの関連事業を実施する。

① 地元医師の協力による初期救急の充実

事業名	地元医師の協力による初期救急の充実					6	関係市町名			
事業概要	<p>地元の医師が休日の救急輪番担当病院に参加して、二次救急医療を必要としない軽症患者に対応するなど、各医療機関が初期救急の充実を行う経費を支援する。</p> <p>支援対象となる医療機関は二次救急輪番担当病院及び町立小鹿野中央病院とする。</p> <p>配分額は、当分の間、秩父市立病院は 4,400 千円とし、秩父病院、皆野病院及び町立小鹿野中央病院は 2,200 千円とする⁷。</p> <p>平成 24 年度以降の医療機関への配分額は、ちちぶ医療協議会で協議を行い決定する。</p>					秩父市（地域医療対策課、市立病院事務局）	横瀬町（健康づくり課）	皆野町（健康福祉課）	長瀨町（健康福祉課）	小鹿野町（保健課、福祉課、小鹿野中央病院事務局）
成果	救急輪番病院の医師・医療スタッフが、休日の救急輪番担当日に軽症患者を診察する負担が軽減されることが期待できる。									
関係市町の役割分担	秩父市は、秩父郡市医師会や専門家の意見を踏まえ、企画立案を行う。各町は、原案に各町の状況を反映させるなど原案作成に協力する。									
事業費 (千円)	22 ^(※1)	23 ^(※1)	24 ^(※1)	25 ^(※1)	26 ^(※1)	計				
	11,000 の内数	11,000 の内数	11,000 の内数	11,000 の内数	11,000 の内数	55,000 の内数				
	※1 (ア)②「医師・医療スタッフの相互派遣体制の支援」との合計額。									
国県補助事業等の名称・補助率等	該当なし									
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	<p>平成 22～23 年度は、各市町 2,200 千円を負担金として支出する。医療機関に対する支援は秩父広域市町村圏組合を経由して行う。</p> <p>平成 24 年度以降においては、各市町 10,000 千円を負担金として、ちちぶ医療協議会に支出する。事業費 11,000 千円を予定しているが、ちちぶ医療協議会で平成 23 年度までの成果を考慮し医療分野全体としての協議を行う。</p>									

⁷ 各医療機関は配分額の範囲内で「地元医師の協力による初期救急の充実」に要する経費と(ア)②に掲げる「医師・医療スタッフの相互派遣体制の支援」に要する経費に対して支出を行うことができる。

② 休日準夜帯の薬局開設

事業名	休日及び準夜帯の薬局開設					8	関係市町名
事業概要	<p>秩父郡市薬剤師会の協力により、二次救急輪番病院及び休日診療所に隣接する薬局において、休日（8時～18時）及び準夜帯（19時～22時）に開設を行うための経費を支援する。</p>						<p>秩父市（地域医療対策課、市立病院事務局） 横瀬町（健康づくり課） 皆野町（健康福祉課） 長瀬町（健康福祉課） 小鹿野町（保健課、福祉課、小鹿野中央病院事務局）</p>
成果	<p>休日及び準夜帯に薬局が開設されることにより、特別な薬の処方をする必要がなくなるなど、救急輪番病院の医師の負担が軽減されることが期待される。</p>						
関係市町の役割分担	<p>秩父市は、秩父郡市薬剤師会や秩父郡市医師会、専門家の意見を踏まえ、企画立案を行う。各町は、原案に各町の状況を反映させるなど原案作成に協力する。</p>						
事業費 (千円)	22	23	24	25	26	計	
	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	20,000	
国県補助事業等の名称・補助率等	該当なし						
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	<p>平成22～23年度は、各市町800千円を負担金として支出する。医療機関に対する支援は秩父広域市町村圏組合、秩父郡市医師会を經由して行う。</p> <p>平成24年度以降においては、各市町10,000千円を負担金として、ちちぶ医療協議会に支出する。事業費4,000千円を予定しているが、ちちぶ医療協議会で医療分野に対する全体的な支援や平成23年度までの実施状況を考慮して、協議を行った上で額を確定する。</p>						

③ 産科医療に対する支援

事業名	産科医療に対する支援				9	関係市町名
事業概要	秩父圏域の住民が安心して出産できる体制を維持するため、圏域内の産婦人科を持つ医療機関に対し、24年度、25年度限定で、設備投資など産科医療を維持していくための経費を対象とした一定額の支援を行う。					秩父市（地域医療対策課、市立病院事務局） 横瀬町（健康づくり課） 皆野町（健康福祉課） 長瀨町（健康福祉課） 小鹿野町（保健課、福祉課、小鹿野中央病院事務局）
成果	秩父圏域の産婦人科を持つ医療機関に一定額の支援を行うことにより、現在（平成23年度）の3病医院体制を維持することが期待できる。 平成24年中に2医院が閉院したが、残る1医院に対し25年度も財政支援を継続することで産科医療を維持することが期待できる。					
関係市町の役割分担	秩父市は、秩父郡市医師会、専門家の意見を踏まえ、企画立案を行う。各町は、原案に各町の状況を反映させるなど原案作成に協力する。					
事業費 (千円)	22	23	24	25	26	計
	—	—	6,000	6,000	—	12,000
国県補助事業等の名称・補助率等	該当なし					
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	24年度、25年度、秩父市2,800千円、各町は800千円を支出する。 （医療支援枠ではなく包括支援枠を活用。）					

④ 救急医療体制維持のための広報周知

事業名	救急医療体制維持のための広報周知					10	関係市町名
事業概要	救急輪番担当病院の減少や医師不足について、住民に対して、秩父圏域の医療体制の現状を理解していただくための広報周知活動を実施する。						秩父市（地域医療対策課、市立病院事務局） 横瀬町（健康づくり課） 皆野町（健康福祉課） 長瀬町（健康福祉課） 小鹿野町（ 保健課、福祉課 、小鹿野中央病院事務局）
成果	医療体制の現状を踏まえ、二次救急輪番病院での受診や休日・夜間の体調不良時の適切な受診の仕方について圏域内の住民に理解していただくことにより、救急輪番担当病院で勤務する医師・医療スタッフの負担軽減、モチベーション維持を行う。						
関係市町の役割分担	秩父市が企画立案し、各市町で協力して周知活動を行う。なお、実施に当たっては、秩父広域市町村圏組合、埼玉県秩父保健所及び秩父郡市医師会など関係機関の意見を聴取する。						
事業費 (千円)	22 0	23 0	24 0	25 0	26 0	計 0	
国県補助事業等の名称・補助率等	該当なし						
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	広報周知活動は、市報・町報などを活用するなど通常経費の範囲内で実施される予定であるが、必要が生じた場合は、各市町で協議の上、ちちぶ定住自立圏振興基金又は一般財源からの支出を行う。 また、ちちぶ医療協議会においても運営経費の範囲内で、必要な措置を行う。						

⑤ 病院群輪番制病院運営経費補助金の割増

事業名	病院群輪番制病院運営事業補助金の割増					11	関係市町名
事業概要	<p>緊急的な措置として、二次救急輪番体制を担当する医療機関（秩父市立病院、秩父病院、皆野病院）に対し、病院群輪番制病院運営事業補助金の割増を行う。配分額は、秩父市立病院 17,500 千円、秩父病院、皆野病院に 8,750 千円とする。この割増は、平成 22～23 年度に限定する。</p>						秩父市（地域医療対策課、市立病院事務局） 横瀬町（健康づくり課） 皆野町（健康福祉課） 長瀬町（健康福祉課） 小鹿野町（保健課、福祉課、小鹿野中央病院事務局）
成果	<p>当面、二次救急輪番を担当する病院に重点的な支援を行うことにより、勤務する医師・医療スタッフのモチベーションを維持し、医療崩壊を回避することが期待される。</p>						
関係市町の役割分担	<p>秩父市は、秩父広域市町村圏組合や秩父郡市医師会等の意見を踏まえ、企画立案を行う。各町は原案作成に協力する。</p>						
事業費 (千円)	22	23	24	25	26	計	
	35,000	35,000	—	—	—	70,000	
国県補助事業等の名称・補助率等	該当なし						
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	<p>平成 22～23 年度において、各市町 7,000 千円を負担金として、秩父広域市町村圏組合に支出する。</p>						

⑥ 救急搬送体制の充実

事業名	救急車の機能向上					12	関係市町名
事業概要	救急車に搭載されている患者監視装置や半自動除細動器の入替えを行い、救急搬送時に救急救命士等が使用する設備を充実させる。						秩父市（地域医療対策課、市立病院事務局） 横瀬町（健康づくり課） 皆野町（健康福祉課） 長瀬町（健康福祉課） 小鹿野町（保健課、福祉課、小鹿野中央病院事務局）
成果	救急救命士等は患者に対する処置を救急搬送時に行っており、装置の入れ替えにより、初動時の処置の質の向上が期待される。さらに、二次救急を担当する医療機関の負担が軽減されることが見込まれる。						
関係市町の役割分担	各市町は、秩父消防本部の意見を参考に、企画立案を行う。						
事業費 (千円)	22	23	24	25	26	計	
	17,000	17,000	—	—	—	34,000	
国県補助事業等の名称・補助率等	該当なし						
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	平成 22～23 年度において、秩父市 7,936 千円、各町 2,266 千円を負担金として、秩父広域市町村圏組合に支出する。						

【圏域内の救急車の整備計画】

年度	救急車名	区分	整備計画	現状
22	救急小鹿野 1	高規格	患者監視装置プロパック (約 340 万)	平成 12 年 10 月配置
	救急皆野 1	高規格	患者監視装置プロパック (約 340 万) 半自動除細動器 (約 340 万)	平成 14 年 12 月配置 平成 14 年 12 月配置
	救急長瀬 1	2B	患者監視装置プロパック (約 340 万)	平成 18 年 7 月配置
	救急秩父 3	2B	患者監視装置プロパック (約 340 万)	平成 13 年 2 月配置
23	救急秩父 2	準高規格	患者監視装置プロパック (約 340 万)	平成 18 年 7 月配置
	救急影森 1	2B	患者監視装置プロパック (約 340 万)	平成 18 年 2 月配置
	救急吉田 1	2B	患者監視装置プロパック (約 340 万)	平成 18 年 7 月配置
	救急荒川 1	2B	患者監視装置プロパック (約 340 万)	平成 18 年 7 月配置
	2B 型 5 台 (秩父 2、秩父 3、影森、吉田、荒川)		AED×5 台 (約 340 万)	平成 17 年 6 月配置

※既に、広域市町村圏組合の 22 年度予算において、救急車「小鹿野 1」の半自動除細動器の購入が決定されている。

事業名	救急車(管外転院搬送車)の新規整備					13	関係市町名
事業概要	<p>秩父圏域には、今まで、秩父圏域外へ転院搬送を専用とする管外転院搬送車は導入されていないため非常用救急車を代用していた。新たに管外転院搬送車(高規格仕様)を整備することにより、緊急度、重症度の高い傷病者を医師の搭乗のもとに安全に他圏域の医療機関に搬送することができる。これにより秩父圏域内の救急需要サービスの向上を図る。</p>					<p>秩父市(地域医療対策課、市立病院事務局) 横瀬町(健康づくり課) 皆野町(健康福祉課) 長瀬町(健康福祉課) 小鹿野町(保健課、福祉課、小鹿野中央病院事務局)</p>	
成果	<p>秩父消防署では、出場から帰署まで長距離の管外転院搬送に非常用救急車を活用している。秩父圏域外の救命救急センター等への転院搬送は、年間480件、1日平均1.31件になる。この活用状況は非常用救急車の本来の役割である車検等の整備や故障時の代車としての役割を果たせない状況になっている。管外転院搬送専用車両(高規格仕様)を整備することで非常用救急車が本来の役割を果たすことができる。</p> <p>また、管外転院搬送車が確保できることで二次救急医療等を担当する医療機関の負担が軽減され住民の救急需要サービスの向上につながることが見込まれる。</p>						
関係市町の役割分担	各市町は、秩父消防本部の意見を参考に、企画立案を行う。						
事業費 (千円)	22	23	24	25	26	計	
	—	—	—	—	25,000	25,000	
国県補助事業等の名称・補助率等	該当なし						
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	平成26年度の市町負担は、秩父市が15,908千円、各町が2,273千円として、秩父広域市町村圏組合に支出する。						

○今後想定される事業○

- ① 救急救命士等の初動時の処置技術向上を図ることで二次救急医療を担当する医療機関の負担軽減を図る事業を検討する。具体的には、気管挿管認定救急救命士の養成に対する支援の検討や救急隊員用教育訓練資機材の整備、救急車内の装備の充実等を検討する。

(ウ) リハビリテーション体制の確立

○現況と課題○

秩父圏域の高齢化率の大幅な上昇については、(ア)で述べたとおりですが、一般的に、高齢になるに従い、脳卒中や心筋梗塞を発症したり、日常生活や事故による骨折にあたりする確率が高くなります。脳血管疾患や骨折などによる障がいの残存は、早期の回復期リハビリテーションにより予防し、在宅で療養できるようにすることが望ましいとされています。回復期リハビリテーションとは、脳血管疾患、大腿骨頸部骨折などの患者に対して、ADL（日常生活活動）能力の向上による寝たきりの防止と家庭復帰を目的とした集中的なリハビリを行うもので、医師、看護師、理学療法士、作業療法士などが共同で、それぞれの患者に合ったプログラムを作成し、これに基づいて実生活の自立を目指したものです。回復期リハビリテーションを実施するためには、十分なスタッフや設備を備えていることが望ましいとされていますが、現在、この取組を実施している医療機関は非常に少なく、圏域内の取組は始まったばかりです。

こういった状況に対応し、平成 21 年度より、埼玉県地域保健医療計画のうち秩父圏域の重点事項として回復期リハビリテーションの取組が追加されました。これは、高齢化率の上昇に伴い、住民のニーズが高まると予想されたためです。

平成 22～23 年度は、回復期リハビリテーションに取り組む医療機関に対して、一定額の支援を行ってきました。平成 24 年度から、ちちぶ医療協議会のリハビリテーション分科会において、高齢に伴い増加する「ロコモティブシンドローム（運動器症候群）」（骨や筋肉、関節などの障害により要介護なるリスクの高い状態、または要介護や寝たきりになってしまうこと）の発症予防に役立つ健康体操の選定普及や**予防医療分科会において予防医療を充実させる取り組みについて検討し事業を実施するほか**、平成 25 年度には、「ちちぶお茶のみ体操」（通称茶トレ）として住民への周知、普及活動が開始されました。

○今後の展望○

前述のとおり、現在の秩父圏域の状況を考慮すると、リハビリテーションに対する住民のニーズは高くなっていくことが予想されます。また、秩父圏域は、都心に隣接し、豊かな自然と歴史・文化が残る地域であり、他の先進地域のように、リハビリテーションを地域全体で取り組んでいくことができる可能性を秘めています。

今後は、秩父地域の高齢化率の伸びと限られている医療資源（ヒト・モノ・カネ）を考えれば、回復期リハビリテーションだけではなく、リハビリテーションの取り組みを秩父地域全体で考えていかなければなりません。具体的には、秩父地域でリハビリテーションについて計画を策定するとともに、予防医療に関連する事業の実施、回復期リハビリテーションに取り組んでいる医療機関への支援などを行う必要があります。これらの取り組みについては、秩父圏域におけるリハビリテーションのあり方・方向性をちちぶ医療協議会で協議し、対応していきます。

○主要事業○

定住自立圏形成協定で締結した内容に基づき、以下の主要事業を実施します。

<p>【形成協定】 (ウ) リハビリテーション体制の確立 圏域におけるリハビリテーション体制を確立するため、需要を調査・検証した上で、圏域内外の医療機関等と連携し、回復期リハビリテーションを中心とした事業を実施する。</p>

① リハビリテーション体制を確立するための計画作り

事業名	秩父地域リハビリテーション計画（仮称）策定	14	関係市町名			
事業概要	秩父地域のリハビリテーションの取り組みの方向性を打ち出すために秩父地域リハビリテーション計画（仮称）の策定を行う。		秩父市（地域医療対策課、市立病院事務局） 横瀬町（健康づくり課） 皆野町（健康福祉課） 長瀬町（健康福祉課） 小鹿野町（ 保健課、福祉課 、小鹿野中央病院事務局）			
成果			計画の策定により、秩父地域の方向性が明確化されるとともに、国や県が運営するリハビリテーションセンターの誘致活動に寄与することなどが期待される。			
関係市町の役割分担	秩父市は、ちちぶ医療協議会において、専門家等の意見を踏まえ、計画策定に関する企画立案を行う。各町は原案に各町の状況を反映させるなど原案作成に協力する。					
事業費 (千円)	22	23	24 ^(※1)	25	26	計
	—	—	9,600 の内数	0	0	9,600 の内数
	※1 (ウ)②「予防医療に関連する事業の実施」との合計額。 保健・福祉分野(ア)①「 『私の療養手帳』 導入事業」との合計額。					
国県補助事業等の名称・補助率等	該当なし					
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	平成24年度においては、各市町10,000千円を負担金として、ちちぶ医療協議会に支出する。 平成24～25年度は専門家招へいにより対応する。					

② 予防医療を充実させる取組

事業名	予防医療に関連する事業の実施				15	関係市町名
事業概要	<p>少子高齢化社会へ向けての新たな予防医療体制の構築、そして、急激な高齢者の増加に対応するために、予防医療の観点からも重要性を増す『地域包括ケア』体制（医療と介護の密接な連携）の構築をすることにより、予防医療体制の充実を図る。</p>				<p>秩父市（地域医療対策課、高齢者介護課、保健センター、包括支援センター、市立病院事務局） 横瀬町（健康づくり課） 皆野町（健康福祉課） 長瀬町（健康福祉課） 小鹿野町（保健課、福祉課、小鹿野中央病院事務局）</p>	
成果	<p>住民が自らの健康状態を把握することにより、健康に対する意識が向上し、リハビリテーションが必要となる疾患の発症件数を抑制することができ、また、リハビリテーション段階になった場合でも悪化を防ぐことが期待できる。</p>					
関係市町の役割分担	<p>秩父市は、ちちぶ医療協議会において、専門家等の意見を踏まえ、予防医療に関する企画立案を行う。各町は原案に各町の状況を反映させるなど原案作成に協力する。</p>					
事業費 (千円)	22	23	24 ^(※1)	25	26	計
	—	—	9,600 の内数	0	0	9,600 の内数
	<p>※1 (ウ)①「秩父地域リハビリテーション計画（仮称）策定」との合計額。 保健・福祉分野(ア)①「『私の療養手帳』導入事業」との合計額。</p>					
国県補助事業等の名称・補助率等	<p>該当なし</p>					
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	<p>平成 24 年度においては、各市町 10,000 千円を負担金として、ちちぶ医療協議会に支出する。 平成 24～25 年度は専門家招へいにより対応する。</p>					

③ 回復期リハビリテーション実施病院への支援

事業名	回復期リハビリテーション実施病院への支援			16	関係市町名	
事業概要	回復期リハビリテーションの取組を、今後、圏域内で充実させるため、現在取り組んでいる医療機関に対して、支援を行う。			秩父市（地域医療対策課） 横瀬町（健康づくり課） 皆野町（健康福祉課） 長瀬町（健康福祉課） 小鹿野町（保健課、福祉課）		
成果	現在、回復期リハビリテーションに取り組んでいる医療機関を支援することにより、秩父圏域でのノウハウの蓄積が行われる。また、秩父郡市医師会等で共有していくことで複数の医療機関が回復期リハビリテーションに取り組むことが期待される。					
関係市町の役割分担	秩父市は、秩父郡市医師会や専門家等の意見を踏まえ、回復期リハビリテーション病院への支援に関する企画立案を行う。各町は原案に各町の状況を反映させるなど原案作成に協力する。					
事業費 (千円)	22 5,000	23 5,000	24 —	25 —	26 —	計 10,000
国県補助事業等の名称・補助率等	該当なし					
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	平成 22～23 年度は、秩父市 2,336 千円、各町 666 千円を負担金として支出する。医療機関に対する支援は秩父広域市町村圏組合、秩父郡市医師会を經由して行う。 平成 24 年度以降については、医療分野に対する全体的な支援や回復期リハビリテーションに取り組む医療機関の平成 23 年度までの成果を考慮して、支援額を見直すためにちちぶ医療協議会で協議を行う。					

○今後想定される事業○

主要事業により一定の成果が出た後、政策効果をさらに高めるため、実施することが想定される事業は以下のとおりです。

① 圏域内での様々な取組に関する研究

接骨院や温水プールなどを活用してリハビリテーションに関する様々な取組を秩父圏域で実施できるかについて実務者による研究を行う。

② 回復期リハビリテーション充実に向けた人材の確保

今後、圏域内の病院が回復期リハビリテーションの充実を図りやすくするため、必要となる理学療法士等資格者の確保・育成を促進する事業を行う。

(1) 生活機能の強化に係る政策分野

イ 保健・福祉

○施策体系○

(ア) 住民を対象とした保健福祉事業の充実

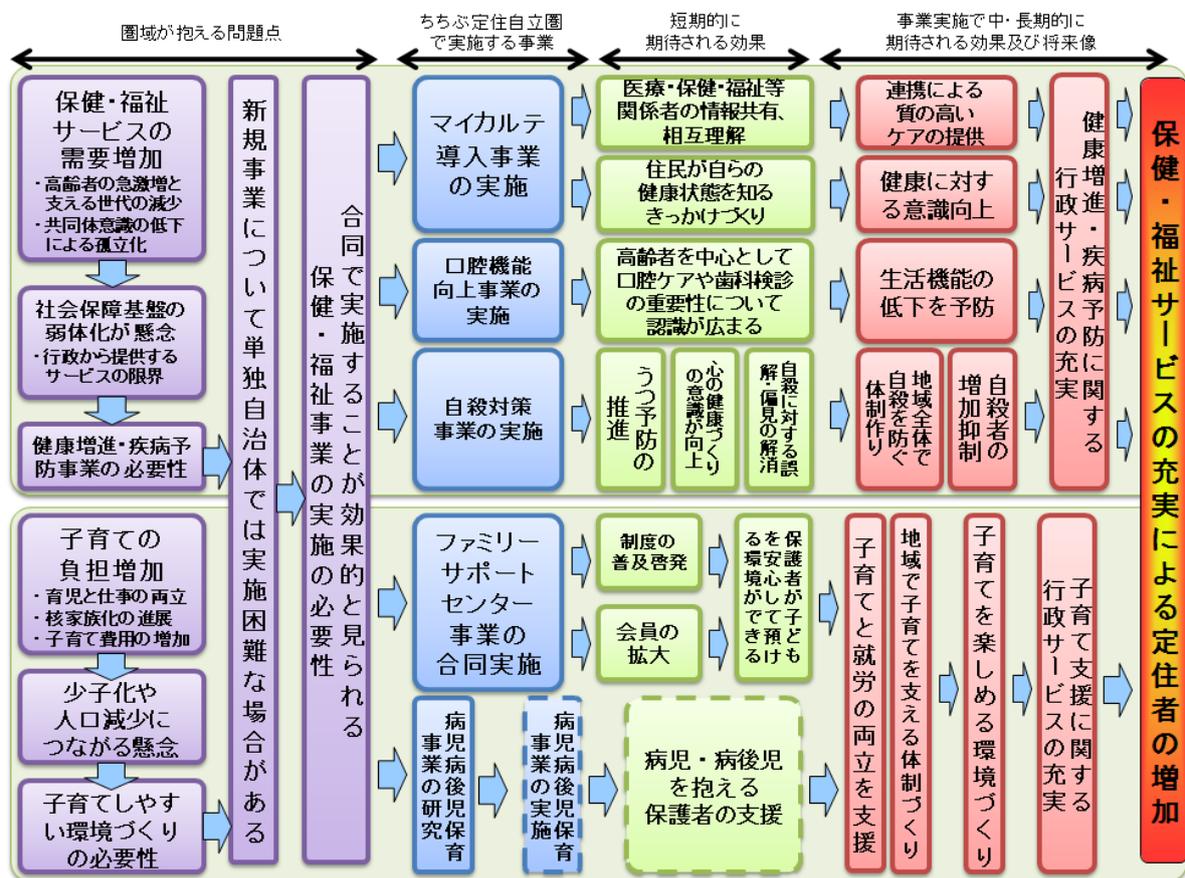
①住民を対象とした保健福祉事業の合同開催

(イ) 子育て支援及び児童福祉の充実

①ファミリー・サポート・センター事業の合同実施

②病児・病後児保育事業の研究

○戦略図○



(ア) 住民を対象とした保健福祉事業の充実

○現況と課題○

近年、高齢者の急激な増加と支える世代の減少、共同体意識の低下による孤立など、ライフスタイルや社会環境の変化による様々な社会的要因により、保健・福祉サービスの需要が増加しています。保健・福祉サービスの需要の増加は、医療費の増加とともに財政を圧迫しており、大きな社会問題となっています。また近年、健康問題や生活不安、家庭環境等の問題による自殺者が増加しており、その対策が急務となっています。

高齢者の増加は今後も続くため、現在の税財源のままでは、保健・福祉サービスを維持していくことは非常に困難であると予想され、社会保障制度の弱体化が懸念されています。健康を実現することは、元来、個人の健康観に基づき、一人ひとりが主体的に取り組む課題ですが、こうした個人の力と併せて、各自治体が提供するサービスだけでなく社会全体として個人の行動変容を支援していく環境を整備することがより一層必要になっています。

行政が提供する保健・福祉サービスに一定の限界があることから、これまで以上に、自らの責任と努力によって健康を維持していくことが求められています。

保健・福祉サービスは各自治体で取り組んでいますが、限られた財源の中で維持・向上させていくためには、住民が健康の重要性を自覚し、健康的な生活習慣を理解できるような健康増進・疾病予防事業に取り組んでいくことも重要になってきます。しかし、必要性は認識していても、人員体制などが整わず事業に取り組めない自治体が出ることで、健康増進や疾病予防の取組について圏域内で格差が生じる可能性があります。そこで、1市4町が連携して実施することが効果的と認められた事業については、合同で事業を実施することにより、圏域全体の保健・福祉サービスの向上を図りたいと考えています。

○今後の展望○

今後、保健・福祉サービスを向上させるためには、これまでのような各自治体の状況に合わせて個別に進められる事業のほかに、圏域全体に共通する事業については、定住自立圏の事業として共同で実施することも考えていく必要があります。

ワーキンググループで議論した結果、当面は、圏域全体に共通する事業として、「**私の療養手帳（マイカルテから名称変更）**」導入事業、口腔機能向上事業、自殺対策事業の3事業に取り組むこととしました。

「**私の療養手帳**」導入事業は、地域では散在しがちな在宅療養者の情報を利用者の元に集約し、支援者が共有できるツールとして「**私の療養手帳**」を作成し、それを普及しようというものです。これにより、支援に係わる関係職種（多職種）間での情報共有、相互理解が行われ、連携促進により質の高いケアにつながることで、さらに、医療情報を自ら管理することにより健康に対する意識の向上が期待されます。

口腔機能向上事業は、様々な疾患の原因となっている口腔機能の低下を防ぐため、

口腔機能の向上¹につながる取組みや歯科検診の重要性について普及啓発を行うものです。この実施により、口腔機能の低下から引き起こされる肺炎などの疾病の予防、また、歯科検診の重要性に関して意識が向上することが期待されます。

自殺対策事業は、精神保健の普及啓発や相談体制の充実、自死遺族へのケアなど自殺対策に関連する各種事業を実施し、圏域全体で自殺を予防する体制づくりを行うものです。この取組により、うつ病に対する理解を深め孤立を防止し、自殺に対する誤解や偏見がなくなることなどにより心の健康づくりが推進され、自殺者の増加を抑制することが期待されます。

今後、3事業に限らず、圏域全体で取組むことが効果的と見られる保健福祉事業については合同で事業を展開して、多様な住民ニーズに応じていくことを予定しています。

○主要事業○

定住自立圏形成協定で締結した内容に基づき、以下の主要事業を実施します。

【形成協定】

住民を対象とした保健福祉事業の充実をめざし、合同で実施することが効果的・効率的と認められたものについて実施する。

¹ 口腔機能の向上の取組には、口腔内の衛生状態の維持・改善、摂食(せつしょく)・嚥下(えんげ)等口腔機能の維持・改善がある。

①住民を対象とした保健福祉事業の合同開催

事業名	「私の療養手帳」導入事業					17	関係市町名
事業概要	<p>地域では散在しがちな在宅療養者の情報を利用者の元に集約し、支援者が共有できるツールとして「私の療養手帳（マイカルテから名称変更）」を作成し、秩父圏域で試験的に導入して普及させる。</p> <p>平成 24 年度以降は、ちちぶ医療協議会で検討する。</p>						<p>秩父市（地域医療対策課、高齢者介護課、包括支援センター、保健センター）</p> <p>横瀬町（健康づくり課）</p> <p>皆野町（健康福祉課）</p> <p>長瀬町（健康福祉課）</p> <p>小鹿野町（保健課、福祉課）</p>
成果	<p>この事業を実施することにより、支援に係わる関係職種間での連携が促進され、在宅療養者の意思を尊重した質の高いサービス提供が可能となり、さらに、ケアの継続性の確保、医療介護事故の防止、専門職の育成につながることを期待される。</p>						
関係市町の役割分担	各市町が協力して企画立案・運営する。						
事業費 (千円)	22	23	24	25	26	計	
	800	500	0	0	0	1,300	
国県補助事業等の名称・補助率等	該当なし						
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年度 基金 800 千円、平成 23 年度 基金 500 千円。 ・平成 24 年度以降 医療分野（ウ）①「秩父地域リハビリテーション計画（仮称）策定」と②「予防医療に関連する事業の実施」と合わせて実施する。 						

事業名	口腔機能向上事業				18	関係市町名	
事業概要	<p>様々な疾患の原因となっている口腔機能の低下を防ぐため、口腔機能の向上につながる取組や歯科検診の重要性について普及啓発を行う。</p> <p>平成 24 年度以降は、ちちぶ医療協議会で協議する。</p>					<p>秩父市（高齢者介護課、包括支援センター、保健センター）</p> <p>横瀬町（健康づくり課）</p> <p>皆野町（健康福祉課）</p> <p>長瀬町（健康福祉課）</p> <p>小鹿野町（保健課、福祉課）</p>	
成果	<p>口腔機能の低下は、結果的に免疫力などが低下して、感染症など、様々な病気にかかりやすくなり、寝たきりや認知機能の低下にもつながるものであるため、疾病の予防や「健康寿命²」の延伸が期待できる。また、歯科検診の重要性に関して意識の向上も期待できる。</p>						
関係市町の役割分担		各市町が協力して企画立案・運営する。					
事業費 (千円)	22	23	24	25	26	計	
	0	900	0	1,500	1,000	3,400	
国県補助事業等の名称・補助率等		該当なし					
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方		<ul style="list-style-type: none"> ・平成 23 年度 基金 900 千円。 ・平成 25 年度市町負担は、秩父市が 700 千円、各町が 200 千円とする。 ・平成 26 年度市町負担は、秩父市が 468 千円、各町が 133 千円とする。 					

² WHO が提唱した新しい指標で、病気や痴呆、衰弱などで要介護状態となった期間を平均寿命から差し引いた寿命。

事業名	自殺対策事業					19	関係市町名
事業概要	<p>自殺対策基本法³に基づき、自殺対策に関連する各種事業を実施し、圏域全体で自殺を予防する体制づくりを行う。</p> <p>なお、自殺対策の一層の推進を図るために策定された「自殺対策加速化プラン⁴」によると自殺対策事業として以下の9項目について取り組むこととされている。</p> <p>(1) 「自殺の実態を明らかにする」</p> <p>(2) 「国民一人ひとりの気づきと見守りを促す」</p> <p>(3) 「心の健康づくりを進める」</p> <p>(4) 「適切な精神科医療を受けられるようにする」</p> <p>(5) 「社会的な取組で自殺を防ぐ」</p> <p>(6) 「自殺未遂者の再度の自殺を防ぐ」</p> <p>(7) 「遺された人の苦痛を和らげる」</p> <p>(8) 「民間団体との連携を強化する」</p> <p>(9) 「推進体制等の充実」</p> <p>※この事業は、秩父市の行うセーフコミュニティ活動を兼ねるものとする。</p>					<p>秩父市（社会福祉課、障がい者福祉課、高齢者介護課、保健センター事務局、包括支援センター）</p> <p>横瀬町（健康づくり課）</p> <p>皆野町（健康福祉課）</p> <p>長瀬町（健康福祉課）</p> <p>小鹿野町（保健課）</p>	
成果	<p>圏域全体で自殺対策に取り組むことにより、うつ病に対する理解を深め孤立を防止するとともに、自殺に対する誤解や偏見がなくなることが自殺予防対策の推進に繋がり、自殺者の抑制が図れると期待される。</p>						
関係市町の役割分担	<p>埼玉県秩父保健所と連携しながら、各市町が協力して企画立案・運営をする。</p>						
事業費 (千円)	22 —	23 1,000	24 1,000	25 1,000	26 1,000	計 4,000	
国県補助事業等の名称・補助率等	<p>該当なし</p>						
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	<p>・平成23年度 基金 1,000千円</p> <p>・平成24年度以降 市町負担は秩父市が468千円、各町が133千円とする。</p>						

○今後想定される事業○

特になし。

³ 自殺対策基本法とは、自殺対策の基本理念を定め、国、地方公共団体、事業主、国民のそれぞれの責務を明らかにするとともに、自殺対策を総合的に推進して、自殺防止を図り、あわせて自殺者の親族等に対する支援の充実を図ることにより、国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的としている。

⁴ 平成20年10月31日に政府の自殺総合対策会議において決定されたプラン。

(イ) 子育て支援及び児童福祉の充実

○現況と課題○

近年、人々のライフスタイルの変化などにより、核家族化の進展や子育てにかかる費用の増大、育児と仕事を両立しなければならない保護者の増加などにより、以前よりも子育ての負担が増加しています。これにより子育てに対する意欲や関心をなくしてしまうことは、少子化の原因になりかねません。少子化の進行は、人口減少をもたらすだけでなく、地域社会の活力低下、税や社会保障の世代間負担にゆがみが生じるなど様々な分野で影響をもたらします。この影響を最小限とするためには、行政として保護者が子育てしやすい環境づくりを行っていく必要があります。

実際に、秩父圏域の合計特殊出生率をみると、平成 24 年度は 1.38 で、埼玉県平均の 1.29 は上回るものの、全国の 1.41 に及ばず、さらには人口を維持するのに必要とされる 2.08 を大幅に下回っており、十分な数値とはいえません⁵。

既に、子育て支援に関する行政サービスについては様々な取組が行われていますが、今後、子育てしやすい環境づくりを行うためには、保護者の現状に対応したサービスをさらに充実させていくことが重要です。しかしながら、今後、必要性を認識していても、財政状況や人員体制の事情などにより、さらなる充実は困難と判断せざるを得ない自治体が出てくると予想されます。

この状況を打開するために、圏域内の 1 市 4 町が連携して、合同で子育て支援及び児童福祉の事業を実施することで、単独の自治体では実現が難しい事業を実施しようというものです。合同実施は、既に単独で実施している自治体でも、規模のメリットを受けることができることから、参加する自治体相互にメリットがあります。

○今後の展望○

当面は、子育て支援及び児童福祉に関する事業のうち、実施することが効果的と見られるファミリー・サポート・センター事業の合同実施、病児・病後児保育事業の実施に向けた研究を行います。これらにより、圏域内の子育てに関する行政サービスを充実させ、子育てと就労の両立支援と地域で子育てを支える体制づくりを目指し、子育てを楽しめる環境づくりを実現する必要があります。

ファミリー・サポート・センター事業は、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うものです⁶。秩父市では、横瀬町とともにこの事業に取り組んでおり、平成 22 年度下半期より皆野町・長瀬町・小鹿野町に事業を拡大しております。利用実績は **593 件** (平成 25 年度)、会員数は **248 名** (平成 26 年 3 月末時点) となっています。今後、更なる利用者の拡充を図るため、事業の周知広報を十分に行っていく必要があります。

病児・病後児保育事業は、地域の児童を対象に当該児童が発熱等の急な病気となっ

⁵ 埼玉県調べ。合計特殊出生率 2.08 は人口置換水準とも呼ばれ調査対象や時期により若干の変動がある。

⁶ 厚生労働省ホームページ、<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/ikuji-kaigo01/index.html>

た場合、病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて看護師等が保育する事業、及び保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等において看護師等が緊急的な対応等を行う事業のことであり、病児対応型、病後児対応型、体調不良児対応型の3類型があります⁷。この事業は、必要性が認められるものの、実施にあたって医師や看護師、保育師の人数要件が定められており、運営コストが相当かかることが見込まれています。このため、まずは、事業の継続性について、国の補助金要綱の改正や他地域の事例を見ながら、秩父圏域で実現できるかどうか研究する予定です。実現できた場合には、病児・病後児を抱える保護者の子育てと就労の両立を支援できることが見込まれます。

○主要事業○

定住自立圏形成協定で締結した内容に基づき、以下の主要事業を実施します。

【形成協定】

ファミリー・サポート・センター、病児・病後児保育などをはじめとした秩父圏域の子育て支援及び児童福祉を充実させるため、需要を調査するとともに、現在の体制を検証した上で、合同で実施することが効果的・効率的と認められた事業を実施する。

⁷ 厚生労働省ホームページ、http://www.mhlw.go.jp/shingi/2009/09/dl/s0930-9e_0003.pdf

① ファミリー・サポート・センター事業

事業名	ファミリー・サポート・センター事業					20	関係市町名
事業概要	ファミリー・サポート・センターとは、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うものである。					秩父市（こども課） 横瀬町（健康づくり課） 皆野町（健康福祉課） 長瀬町（健康福祉課） 小鹿野町（住民課）	
成果	ファミリー・サポート・センター事業を合同で実施することにより、事業の普及啓発や会員の拡大が期待される。また、圏域内で安心して子育てができる環境を提供することができる。						
関係市町の役割分担	秩父市は、関係団体との連絡調整を行い、事業を主体的に運営するとともに、シルバー人材センター職員を各町へ派遣し、事業の啓発、会員の拡大を目指す。各町は、秩父市に情報提供や受益に応じた負担を行って運営に協力する。						
事業費 (千円)	22	23	24	25	26	計	
	5,000 (1,700)	5,000 (1,700)	5,000 (1,700)	5,000 (1,700)	5,000 (1,700)	25,000 (8,500)	
国県補助事業等の名称・補助率等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県補助金（ファミリー・サポート・センター事業）1,180千円 ・ （ ）内の数字は、ちちぶ定住自立圏としての支出。 						
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成22年度、平成23年度 国庫1,000千円＋秩父市2,300千円＋基金1,700千円 ・ 平成24年度 全体額から国庫補助金（1,180千円）及び秩父市単独負担額（2,120千円）を除いた額（1,700千円）について、秩父市が792千円（秩父市の合計負担額は4,092千円となる。）、各町が227千円とする。 ・ 平成25年度以降 全体額から県補助金（1,180千円）及び秩父市単独負担額（2,120千円）を除いた額（1,700千円）について、秩父市が792千円（秩父市の合計負担額は4,092千円となる。）、各町が227千円とする。 <p>※ 県補助金については、秩父市が申請する。</p>						

② 病児・病後児保育事業の研究

事業名	病児・病後児保育事業の研究					21	関係市町名
事業概要	病児・病後児保育事業を秩父圏域で実現できるかどうかについて調査・研究を行い、秩父圏域での合同実施を目指す。						秩父市（こども課） 横瀬町（健康づくり課） 皆野町（健康福祉課） 長瀬町（健康福祉課） 小鹿野町（住民課）
成果	事業の継続性の見通しが立てば、病児・病後児保育事業を1市4町で実施することができる。事業が実現すれば、病氣中及び病氣の回復期にある児童を、施設で一時的に預かることができ、保護者の子育てと就労の両立を支援することができる。						
関係市町の役割分担	秩父市は、事業の実施に当たり効果的かつ効率的な実施方法について調査を行う。各町は、秩父市が実施する調査に協力する。						
事業費 (千円)	22 100	23 100	24 0	25 0	26 0	計 200	
国県補助事業等の名称・補助率等	該当なし						
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・平成22～23年度の経費については基金の取り崩しで対応する。 ・平成24年度以降については事業の進捗を踏まえて検討する。 						

○今後想定される事業○

主要事業により一定の成果が出た後、政策効果をさらに高めるため、実施することが想定される事業は以下のとおりです。

- ① 病児・病後児保育事業の実施
病児・病後児保育事業の研究の結果、効果的・効率的と認められれば、秩父圏域の合同事業として実施します。
- ② 子育て支援拠点施設等の整備
秩父圏域の子育て支援及び児童福祉を充実させるため、需用を調査・検証した上で、住民のニーズに的確に対応できる箇所に施設を整備又は既存施設の改修を検討します。
- ③ 子育て支援拠点施設等の合同運営
秩父圏域の子育て支援及び児童福祉を充実させるため、需用を調査・検証した上で、合同で実施することが効果的・効率的と認められた事業の実施を検討します。

(1) 生活機能の強化に係る政策分野

ウ 教育

○施策体系○

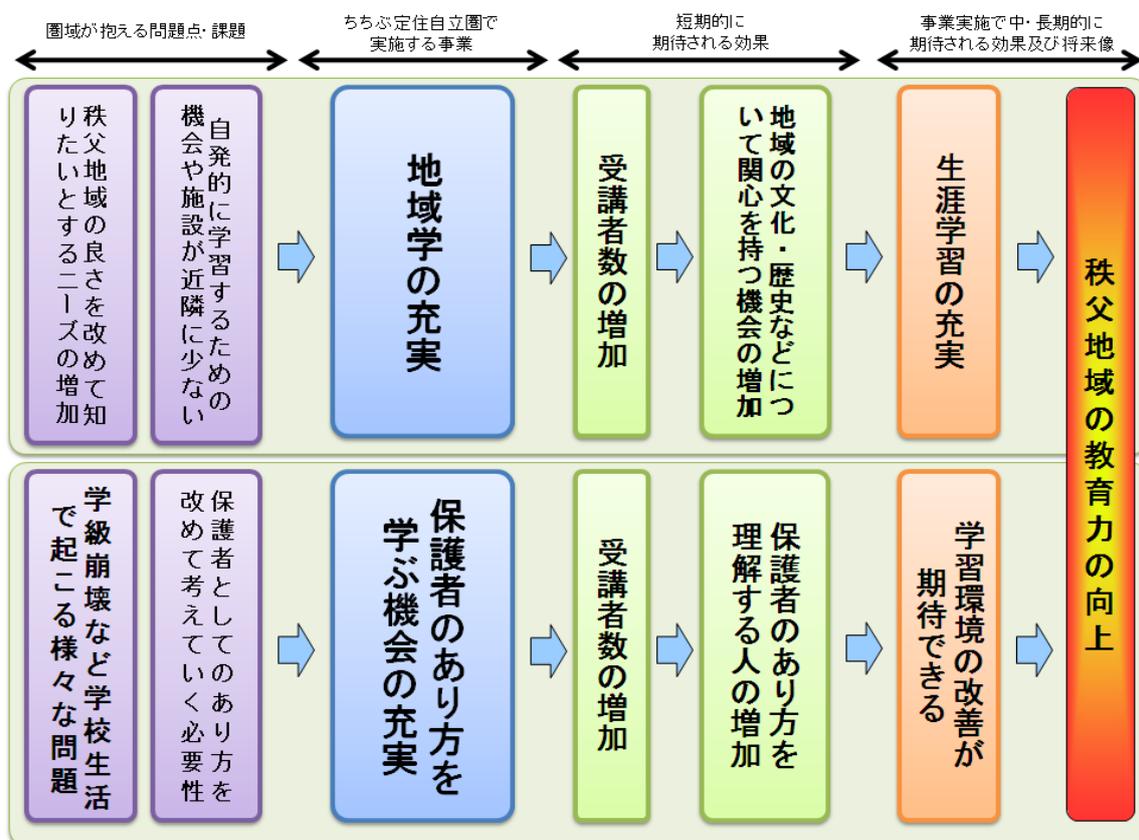
(ア) 生涯学習の充実

①地域学の企画及び実施

(イ) 保護者の学習に関する事業の充実

①保護者学習の企画及び実施

○戦略図○



(ア) 生涯学習の充実

○現況と課題○

高学歴化の進行、余暇時間の増大、女性の社会参画及び高齢化社会の進展に伴い、住民の学習意欲はますます高まり、生涯学習に対する住民ニーズは多様化・高度化しています。また、秩父圏域は、全国に誇れる自然と歴史に恵まれ、伝統文化が今もなお息づいています。秩父地域に住む人々が地域を知り、全国に情報発信するとともに、後世に伝えていくことが必要です。

現在、秩父市では、郷土の文化や歴史などに対する理解を深めてもらうため、秩父市大学講座「ちちぶ学セミナー」を実施しており、**平成 25 年度**の年間延べ受講者数は**1,231 人**となっています。

○今後の展望○

今後、秩父圏域での地域学の共同推進により、秩父の文化・歴史を知り、秩父の魅力や素晴らしさを地域の人に知ってもらうことで、まちづくりに活かす取組が必要になってきます。

このため、公開講座を充実させることで、参加者が秩父圏域の文化・歴史などを深く理解し、圏域の魅力を実感していただく取組が重要となってきます。これにより、圏域の発展のために貢献できる人材が育つことが期待されます。

また、生涯学習施設の整備については、自治体の厳しい財政事情など現在の時代背景を考慮して、ファシリティマネジメントの手法を取り入れた公共施設のあり方を十分に検討してから、進めてまいります。

まずは、個々のソフト事業の質の向上を図ることにより、全体的な充実を図ります。

○主要事業○

定住自立圏形成協定で締結した内容に基づき、以下の主要事業を実施します。

【形成協定】

圏域内で生涯学び続けられる機会を確保するため、生涯学習施設の整備運営を行うとともに、秩父学などの生涯学習にふさわしい科目に関する講座の充実を図る。

①地域学の企画及び実施

事業名	地域学の企画及び実施					22	関係市町名
事業概要	ちちぶ学セミナーに関する講座を秩父圏域に広げ、圏域の自然や歴史、伝統文化を継承する団体等と連携しながら、地域学に関する講座を企画・実施する。					秩父市（歴史文化伝承館） 横瀬町（教育委員会） 皆野町（教育委員会） 長瀬町（教育委員会） 小鹿野町（教育委員会）	
成果	秩父圏域の自然・歴史・文化・産業等に関する講義を通じて、秩父圏域の現状と課題を深く理解することができる。						
関係市町の役割分担	秩父市は企画立案を行い、講座を実施するとともに広報及び受講生の募集を行う。各町は秩父市と協力して事業の企画立案を行うとともに広報及び受講生の募集を行うなど事業実施に協力する。						
事業費 (千円)	22	23	24	25	26	計	
	0	1,300 (836)	1,555 (1,100)	1,370 (915)	1,355 (900)	5,580 (3,751)	
国県補助事業等の名称・補助率等	該当なし ()内は、定住自立圏としての支出額。						
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年度は、受講料464千円を除く部分を、基金とする。 平成24年度は、受講料455千円を除く部分を市町で負担し、秩父市は516千円、各町は146千円とする。 平成25年度は、受講料455千円を除く部分を市町で負担し、秩父市は427千円、各町は122千円とする。 平成26年度は、受講料455千円を除く部分を市町で負担し、秩父市は420千円、各町は120千円とする。 						

○今後想定される事業○

主要事業により一定の成果が出た後、政策効果をさらに高めるため、実施することが想定される事業は以下のとおりです。

① 各大学との連携事業

埼玉大学等と圏域内の市町が連携協定を締結し、地域の自然環境を活かした講座の開催や小中学校と大学との相互教育の事業展開、各市町で課題となっている事項の共同研究などの連携事業を行う。この取組により圏域住民及び児童生徒の教育力の向上が図れるほか、自治体の課題について共同研究を行うことにより課題解決が期待できる。

(イ) 保護者の学習に関する事業の充実

○現況と課題○

教育をめぐるのは、学力や規範意識の低下、不登校やいじめの問題など様々な課題があります。また、子どもの生活基盤である家庭における教育力の低下もしばしば指摘されています。

核家族化が進み、人とのつながりが希薄となった現代社会において、これまで受け継がれてきた子育ての伝統的な知恵など、今日の保護者が保護者としての学びを十分に得られない環境が一般化しつつあります。

子どもたちが、心豊かに健全に育つために、子どもたちを取りまく周囲の大人たちの心が豊かである必要があります。しかし、仕事を持っている保護者が多く、毎日の生活の中で時間に余裕がないのが現状です。

○今後の展望○

このような現状を踏まえて、保護者の学習に対する意識を高め、また、参加しやすい条件を整える必要があります。

秩父市では、平成 19 年度から親学アドバイザー養成講座・認定講座をそれぞれ開設し、圏域内からも受講者を募り、事業を展開しています。受講者の推移を見ますと、平成 19 年度は養成講座が 50 人、認定講座が 45 人、平成 20 年度は養成講座が 60 人、認定講座が 38 人、平成 21 年度は養成講座が 58 人、認定講座が 42 人、平成 22 年度は基礎講座¹が 29 人、認定講座が 11 人となっています。

平成 22 年度には、ちちぶ定住自立圏の事業と位置付けて実施、平成 23 年度からは、講座修了者が設立した「秩父子育て応援団」のメンバーを親学アドバイザーとして、派遣要請のあった学校等へ派遣しています。

しかし、まだ十分とは言えず、引き続き、秩父圏域全体で、親としての学びや親になるための学びの機会を設けていく必要があります。そこで、親学アドバイザーの積極的な活用を図ります。また、「秩父子育て応援団」の活動を支援して、親学を圏域全体に普及・啓発していきます。

○主要事業○

定住自立圏形成協定で締結した内容に基づき、以下の主要事業を実施します。

【形成協定】

秩父圏域の保護者の学習機会の充実を図る事業のうち、合同で実施することが効果的・効率的と認められたものについて開催する。

¹ より多くの受講者を募集するため、平成 22 年度から「親学アドバイザー認定講座」から「親学アドバイザー基礎講座」に名称を変更している。

①保護者学習の企画及び実施

事業名	親学アドバイザー基礎講座・認定講座の拡充					23	関係市町名
事業概要	<p>地域の実情と保護者のニーズをふまえ、親学アドバイザー基礎講座や認定講座などを拡大・充実し、保護者の学習に関する学習機会の充実を図る事業を企画・実施する。</p> <p style="text-align: center;">【平成 22 年度で終了】</p>					秩父市（教育研究所） 横瀬町（教育委員会） 皆野町（教育委員会） 長瀬町（教育委員会） 小鹿野町（教育委員会）	
成果	<p>圏域全体で、保護者や家庭の役割及び子どもへの接し方等を学ぶことにより、実践的指導力と使命感を養うとともに、家庭におけるしつけや子育てを広く保護者に普及・啓発するための指導者及びその実践者を育てることができる。</p>						
関係市町の役割分担	<p>秩父市は、事業の企画立案を行い講座の運営を行うとともに広報及び受講生の募集を行う。各町は秩父市と協力して、広報及び受講生の募集、講座の運営など事業実施（人的支援を含む）に協力する。</p>						
事業費 (千円)	22	23	24	25	26	計	
	1,000	—	—	—	—	1,000	
国県補助事業等の名称・補助率等	該当なし						
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	<p>・平成 22 年度は基金の取り崩し(30 万円)、秩父市の一般財源からの支出(70 万円)。</p>						

事業名	親学の普及・啓発					24	関係市町名
事業概要	<p>親学アドバイザーの活用を図り、「秩父子育て応援団」の活動を支援して、圏域全体に親学を普及・啓発する。</p>						秩父市（教育研究所） 横瀬町（教育委員会） 皆野町（教育委員会） 長瀬町（教育委員会） 小鹿野町（教育委員会）
成果	<p>親学アドバイザーが指導者となり、講演会等で、家庭におけるしつけや子育てを広く保護者に普及・啓発することにより、圏域全体で、保護者や家庭の役割及び子どもへの接し方等、親としての在り方を学ぶことができる。</p>						
関係市町の役割分担	<p>秩父市は、親学アドバイザーの活用について関係機関に呼びかける。また、派遣要請があった場合は、派遣について関係機関と連絡調整を行う。各町も、親学アドバイザーの活用について関係機関に呼びかける。</p>						
事業費 (千円)	22	23	24	25	26	計	
	0	0	30	0	500	530	
国県補助事業等の名称・補助率等	該当なし						
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・平成24年度の市町負担は、秩父市が14千円、各町が4千円とする。 ・平成26年度の市町負担は、秩父市が320千円、各町が45千円とする。 						

○今後想定される事業○

特になし。

(1) 生活機能の強化に係る政策分野

エ 産業振興

○施策体系○

(ア) 滞在型観光の促進 及び (イ) 外国人観光客の増加

- ①圏域外に秩父圏域の観光を打ち出すための取組
- ②圏域内の観光資源を体系化する取組
- ③サイクル関連イベントの充実
- ④多様な観点からの圏域観光の取組
- ⑤外国人観光客の増加を目指した取組

(ウ) 秩父まるごとジオパークの推進

- ①「秩父まるごとジオパーク」の普及啓発
- ②「秩父まるごとジオパーク」を推進するための人材育成
- ③「秩父まるごとジオパーク」の圏域外へのアピール

(エ) 圏域内企業の支援体制の充実

- ①産学官連携事業等に対する支援

(オ) 有害鳥獣対策

- ①広域的な有害鳥獣対策に対する支援

(カ) 地域ブランドの確立と特産品の販売促進

- ①地域ブランドの発掘・再発見をするための取組
- ②地域ブランドを構築・管理するための取組
- ③販売促進のための人材育成の取組
- ④実践ノウハウの積み上げを行うための取組

(ア) 滞在型観光の促進 及び (イ) 外国人観光客の増加

○現況と課題○

秩父圏域は都心から約 80 km圏内に位置していながら、豊かな自然と古くからの歴史・文化が残っており、それを活かした観光スポット、秩父札所、祭など観光資源が豊富にあります。例えば、秩父夜祭や芝桜、長瀨ライン下りなどは、全国的にも有名な観光資源です。既に「秩父」「長瀨」は観光地として多くの人々に知られており、ネームバリューもあります。

また、秩父圏域は、首都圏へは西武鉄道、埼玉県平野部には秩父鉄道、皆野寄居バイパス、国道 299 号、山梨県には国道 140 号の雁坂トンネルを抜けてつながっており、安近短の観光としては最適の場所にあります。その反面、宿泊客の割合が低く、秩父圏域の入込客数約 965 万人に対して、宿泊客は約 92 万人（平成 22 年度時点）となっており、約 1 割にとどまっています。比較対象として、都心から秩父とほぼ同距離である山梨県富士・東部圏を見ますと、入込客数は約 1,779 万人に対して、宿泊客約 323 万人（平成 21 年度時点）と約 2 割弱の方が宿泊しています。

秩父圏域の観光政策は、各自治体とも主要政策に掲げており、これまでも個々の事業者の企業努力や自治体間の協議会の結成などにより様々な取り組みがなされ成果を挙げてきました。しかしながら、都心と同距離の他地域と比べると、圏域内の魅力ある観光資源を戦略的・効果的に売り出したり、外国人観光客の増加に対応したりする取組については、必ずしも十分行ってきたとは言えないところがあります。

今後、地域間競争の時代の中で、秩父圏域が観光により地域の活力を維持するためにも、自治体単独ではなく、圏域で連携することにより、観光政策を展開し、様々な可能性を模索していくことが必要です。

○今後の展望○

今後、秩父圏域で観光による地域の活性化を目指すためには、秩父圏域の強みを活かした取組により、観光客数は基より、経済効果や宿泊割合を高めていくことが重要です。

取り組みの具体例として、観光資源の体系化、観光案内人などの人材育成、外国人観光客の誘客の取り組み、観光事業による経済効果を向上させる取り組み、観光連携政策を実行する組織作りなどが挙げられます。

観光資源の体系化は、各地区にある豊富な観光資源について、地元の観光関係者との意見交換を行いながら、専門家による検証を行う勉強会を開催しました。この勉強会の成果を踏まえ、観光商品の企画立案や情報発信方法の検討などを行っています。

観光案内人などの人材育成については、既に、地区によっては観光案内人の人材育成の取組がなされているところもありますが、それぞれの取組について専門家の検証を行い、観光客の受入れ体制を整えています。また、観光案内人などがいない地域においては、人材育成の体制を作り上げることも考えています。

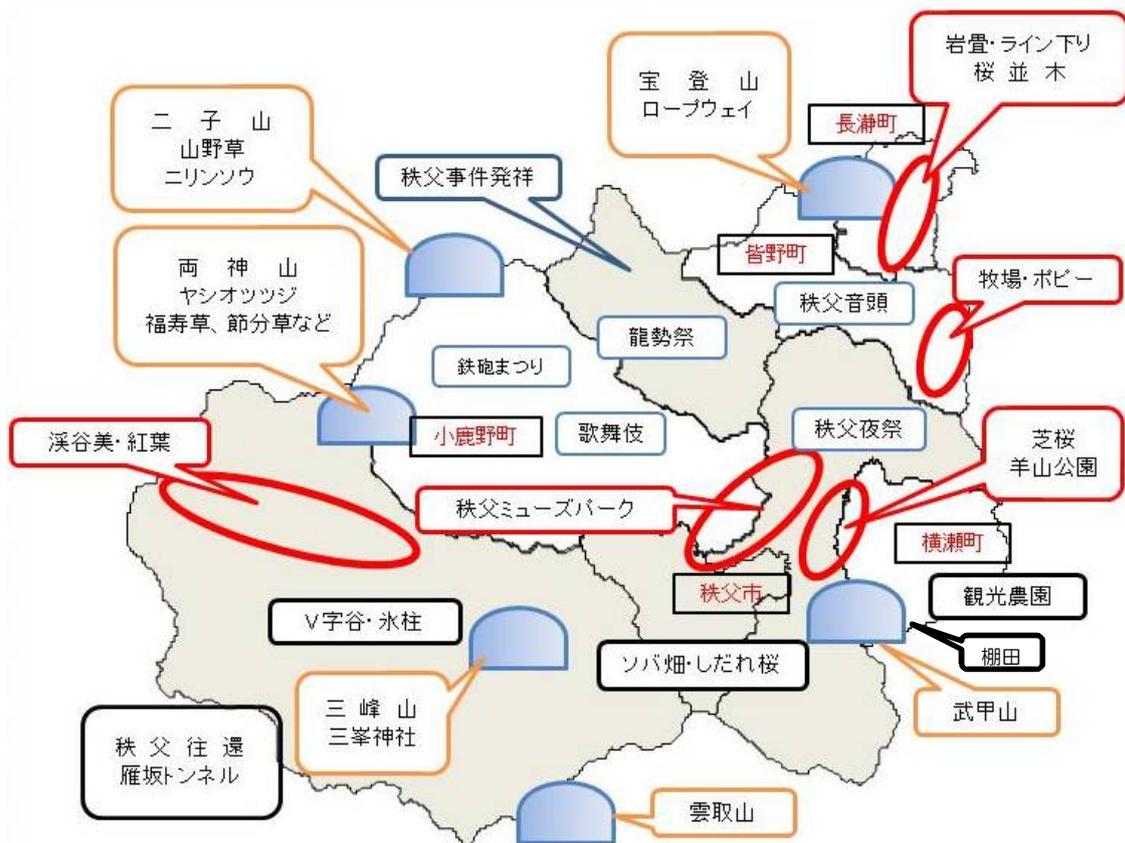
外国人観光客の誘客に関する取組については、まずは、外国人観光客の誘客に関する理解を広げるために、各市町の観光担当課、観光関係団体などを対象として勉強会

を実施します。勉強会を継続することにより、動向調査や接客マニュアルの作成など多くの外国人が秩父圏域を訪れるための取組を行いたいと考えています。同時にパンフレット、ホームページ、観光案内板などにも外国語表記を行う整備を実施します。**さらには、現在増加してきている外国人観光客に対応すべく、秩父市、横瀬町、長瀬町にある観光案内所の強化等をしていきます。**

観光事業による経済効果を向上させる取り組みについては、観光には欠かせない、食事や宿泊に付加価値を付け、地域内の消費金額の向上とお客様満足度アップを目指し、対象事業者向けの勉強会を実施します。

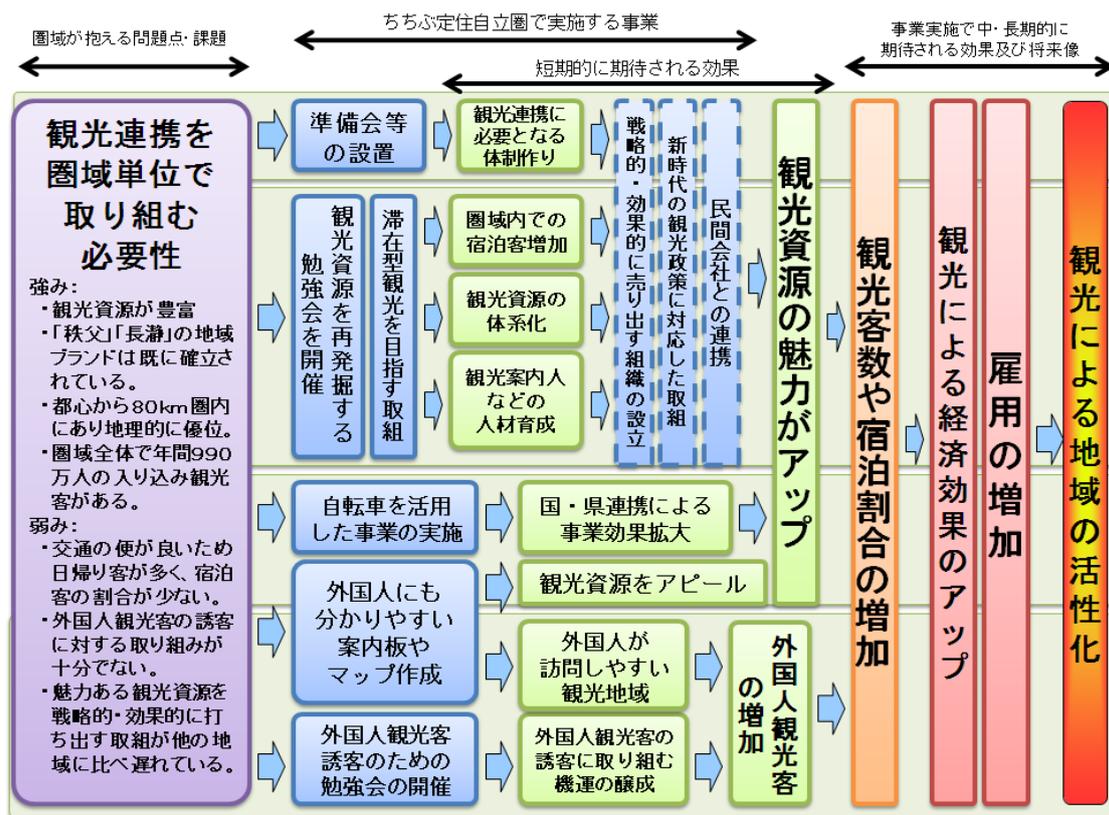
観光連携政策を実行する組織作りに関する取組については、戦略的・効果的に秩父圏域の観光を売り出す組織として**設立・法人化した「一般社団法人秩父地域おもてなし観光公社」が中心となって**、圏域の連携を強化しながら、着地型の旅行商品の**造成**や教育旅行の**誘致**などを**進めていきます**。また、観光客の大切な足である公共交通機関や**自転車も含めた二次交通等**を活用した観光誘客策も進めていきます。

これらの事業は、圏域で取り組むこととなりますが、必要に応じて、国（観光庁）や埼玉県と連携して取り組むことにより、その効果を拡大することが期待されます。



秩父圏域内の観光資源

○戦略図○



○主要事業○

定住自立圏形成協定で締結した内容に基づき、以下の主要事業を実施します。

【形成協定】

(ア) 滞在型観光の促進

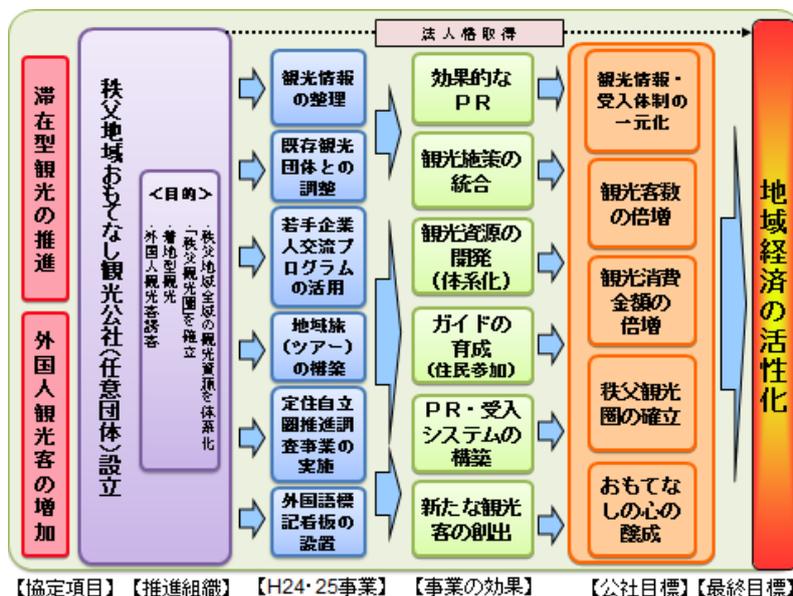
圏域全体における滞在型観光を促進するために、観光情報の共有化やマップ等の作成などの既存事業を見直した上で、圏域内の観光施設を結ぶ広域型観光ルート of 整備や全国に向けての観光客誘致宣伝活動の展開などを実施する。

(イ) 外国人観光客の増加

圏域内への外国人観光客を増加させるために、外国人向けの観光ルートの整備や外国人観光客の受入体制の取組などを実施する。

①圏域外に秩父圏域の観光を打ち出すための取組

事業名	観光連携のための体制づくり					25	関係市町名
事業概要	秩父の観光を対外的に打ち出すための体制作りを進めている。 具体的には、平成 26 年 2 月 27 日に法人化した「 一般社団法人秩父地域おもてなし観光公社 」の組織を、 全国公募した専務理事を中心に 出向職員等で強化し、 主催する着地型観光商品の造成や教育旅行の誘致を行う。						秩父市（観光課） 横瀬町（振興課） 皆野町（産業観光課） 長瀬町（産業観光課） 小鹿野町（おもてなし課）
成果	圏域をまとめ、組織化することにより秩父の観光ひとつのイメージで、対外的に打ち出すことを着実に進めることができる。また、全圏域を活用したツアーの構築、イベントや キャンペーン 、観光施設の整備ができる。						
関係市町の役割分担	観光公社に職員派遣を実施する。また、秩父市は観光公社の取りまとめを行い、各町はこれに協力する。						
事業費 (千円)	22	23	24	25	26	計	
	0	4,000	3,000	3,000	11,000	21,000	
国県補助事業等の名称・補助率等	該当なし						
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> 平成 23 年度は、基金取り崩し。 平成 24・25 年度は、秩父市が 1,400 千円、各町が 400 千円とする。 平成 26 年度は、秩父市が 5,304 千円、各町が 1,424 千円とする。 <p>※負担内訳 当初分：市 4,668 千円、各町 1,333 千円、補正分：市 636 千円、各町 91 千円</p>						



② 圏域内の観光資源を体系化する取組

事業名	観光資源を再発掘するための勉強会				26	関係市町名
事業概要	<p>秩父地域内に点在する観光スポットの掘り起こしと磨きをかけるため、地域をいくつかの地区に分けて、地区ごとに観光資源の再発掘をするための勉強会を行う。勉強会では、観光資源の項目出し、地域の特色や対象となる市場、商品企画、情報発信の検討などを行う。</p> <p>また、同時にその地域を担う、人材育成にも繋げ、商品に伴うプロのガイドも育成する。</p>					秩父市（観光課） 横瀬町（振興課） 皆野町（産業観光課） 長瀬町（産業観光課） 小鹿野町（おもてなし課）
成果	<p>平成 23～25 年度までの専門家の助言に基づき、観光資源を再確認する作業を勉強会で行うことにより、観光資源の体系化を行うことができ、地域の特色のある商品を作ることができる。</p>					
関係市町の役割分担	<p>観光公社を中心に実施する。1市4町はこれに協力する。</p>					
事業費 (千円)	22 0	23 0	24 0	25 0	26 0	計 0
国県補助事業等の名称・補助率等	該当なし					
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	<p>・平成 23～25 年度は、専門家招へい事業として実施したため、個別の事業費はない。</p>					

事業名	観光資源付加価値セミナーの開催				27	関係市町名	
事業概要	秩父地域は入込観光客数に比べ、観光事業による経済効果が少ないのが現状である。 観光客の圏域内における消費金額を上げることを目標に、観光事業では欠かすことのできない、食事や宿泊などに付加価値を乗せることを学ぶ。				秩父市（観光課） 横瀬町（振興課） 皆野町（産業観光課） 長瀨町（産業観光課） 小鹿野町（おもてなし課）		
成果	平成 23～25 年度までの専門家の助言に基づき、観光資源に付加価値を付ける方法を学び、消費金額の向上とともに、訪れた観光客に満足を与えることができる。						
関係市町の役割分担	観光公社を中心に実施する。1市4町はこれに協力する。						
事業費 (千円)	22	23	24	25	26	計	
	0	0	0	0	0	0	
国県補助事業等の名称・補助率等	該当なし						
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	・平成 23～25 年度は、専門家招へい事業として実施したため、個別の事業費はない。						

③ サイクル関連イベントの充実

事業名	自転車を活用した事業					28	関係市町名
事業概要	環境にやさしく、健康増進に資する自転車を鉄道、バス、あるいは自家用車で秩父圏域に訪れた後の二次的交通手段として位置づけ、サイクリングを楽しみながら圏域の魅力をゆっくり堪能できるレンタサイクル事業を実施する。 現在も圏域内で実施している地域もあるが、利用しやすいよう全圏域に広げていく。 それに伴うサイクルステーション等の整備を各市町が実施するための協力も行う。 また、各種サイクルイベントや埼玉県等の自転車関連事業と連携を行う。					秩父市（観光課） 横瀬町（振興課） 皆野町（産業観光課） 長瀬町（産業観光課） 小鹿野町（おもてなし課）	
成果	レンタサイクル事業や各種サイクリングイベントを充実することにより、自転車による観光を振興する。						
関係市町の役割分担	観光公社を中心に実施する。1市4町はこれに協力する。 自転車購入、PR等は秩父地域おもてなし観光公社が実施し、サイクルステーションの整備は各市町が行う。						
事業費 (千円)	22 0	23 1,500	24 0	25 0	26 5,983	計 7,483	
国県補助事業等の名称・補助率等	平成26年度：ふるさと創造資金（県補助1/2：5,900千円）を活用。						
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	・平成23年度は、基金取り崩しで対応。 ・平成26年度は、秩父市が3,807千円、各町が544千円とする。						

④ 多様な観点からの圏域観光の取組

事業名	圏域の様々な資源を活用した観光誘客事業					29	関係市町名
事業概要	圏域には自然や祭りをはじめとする様々な観光資源がある。そして、観光客が圏域を訪れるための公共交通機関が整備されている。これらを複合的に連携させることにより、多様な観光誘客策を進め、地域の活力を持続させる。また、情報発信や地域の特色を生かした滞在型観光商品の構築を進めるなど、地域の活性化につなげられる事業を積極的に展開していく。					秩父市（観光課） 横瀬町（振興課） 皆野町（産業観光課） 長瀨町（産業観光課） 小鹿野町（おもてなし課）	
成果	事業者等を含めた圏域全体が、一体となって観光客増加に向けた事業を行うことは、圏域外への強力なアピールにつながり、誘客にもつながる。						
関係市町の役割分担	観光公社を中心に実施する。1市4町はこれに協力する。						
事業費 (千円)	22 0	23 0	24 0	25 13,500	26 10,000	計 23,500	
国県補助事業等の名称・補助率等	該当なし						
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	・平成25年度の市町負担は、秩父市が6,300千円、各町が1,800千円とする。 ・平成26年度の市町負担は、秩父市が4,668千円、各町が1,333千円とする。						

⑤ 外国人観光客の増加を目指した取組

事業名	外国人にもわかりやすい案内板マップ等の作成	30	関係市町名			
事業概要	圏域内で外国人観光客の増加を目指して、各市町の観光担当課、観光関係団体などと連携し、外国語標記を加え目的地に迷わずにたどり着けるためのわかりやすいルート案内板の整備やマップの作成を実施する。				秩父市（観光課） 横瀬町（振興課） 皆野町（産業観光課） 長瀬町（産業観光課） 小鹿野町（おもてなし課）	
成果	日本人はもとより外国人観光客にもわかりやすい案内板整備やマップを作成することで、だれもが訪れやすい観光地として魅力アップを図り、地域全体として観光客の増加に向け取組むことができ、秩父圏域のイメージアップ、PR 等にも活用できる。					
関係市町の役割分担	観光公社を中心に実施する。1市4町はこれに協力する。					
事業費 (千円)	22 0	23 0	24 22,000	25 6,000	26 0	計 28,000
国県補助事業等の名称・補助率等	該当なし					
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 23 年度に費用が発生する場合は、基金取り崩しを行う。 ・平成 24 年度の市町負担は、秩父市が 10,268 千円、各町が 2,933 千円とする。 ・平成 25 年度の市町負担は、秩父市が 2,800 千円、各町が 800 千円とする。 					

事業名	外国人観光客誘客促進事業 (外国人観光客の増加に向けた勉強会の開催)				31	関係市町名	
事業概要	圏域内で外国人観光客の増加を目指し、各市町の観光担当課、観光関係団体などを対象として、勉強会を実施する。 さらに、勉強会と平行して実態調査や受入体制の充実、誘客宣伝を実施する。				秩父市（観光課） 横瀬町（振興課） 皆野町（産業観光課） 長瀬町（産業観光課） 小鹿野町（おもてなし課）		
成果	外国人観光客の誘客の必要性に関する知識を共有し、地域全体として外国人観光客の増加に向け取り組むことができる。						
関係市町の役割分担	観光公社を中心に実施する。1市4町はこれに協力する。なお、関係機関との調整を行いながら進めるものとする。						
事業費 (千円)	22 0	23 0	24 0	25 0	26 8,000	計 8,000	
国県補助事業等の名称・補助率等	該当なし						
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度に費用が発生する場合は、基金取り崩しを行う。 ・平成24年度以降費用が発生する場合は、秩父市が概ね50%、各町が残りを均等割り。 ・平成26年度は、秩父市が5,092千円、各町が727千円とする。 						

○今後想定される事業○

① パンフレット等の統一

「彩の国秩父地域観光協議会」と統合を進め、観光パンフレットやポスター、ホームページなどの宣伝物は種類が多く乱立していることから、これらを再構築し、滞在型観光のニーズに沿うようなパンフレットの作成、また、デザインの統一などを行う。

② 既存観光資源の魅力アップ

圏域を代表する観光施設は34カ寺の札所巡りをはじめとする神社・仏閣、郷土芸能やお祭りなど多数存在し、圏域を訪れる観光客の牽引力となっている。それらに磨きをかけ、魅力アップすることで、地域のイメージアップや更なる誘客を目指す。

③ 音楽・スポーツ合宿等の誘致

既に秩父地域では、圏域外の文化活動団体やスポーツ活動団体の合宿等が盛んに行われている。この各種合宿等の予約受付や利用可能施設の情報提供を一元的に行う窓口の整備や、誘致体制の構築を検討する。

④ 修学旅行誘致（P112に再掲）

埼玉県と連携し、民泊・農業体験を主とした「子ども農山漁村交流プロジェクト（総務省、農林水産省、文部科学省連携事業）」の地域の受入先として、修学旅行誘致を行っていく。

(ウ) 秩父まるごとジオパークの推進

○現況と課題○

ジオパークとは、地域固有の地質や地理、生態系、歴史・文化などありのままの地域資源を素材として整備された「地球と人間のかかわり」を主題とする大地の公園です。平成 26 年現在、国内では 36 の圏域が日本ジオパークとして認定されています。

秩父圏域には、多くの地質資産や原生林、希少野生動植物の生息・生育地などの考古学的サイト、札所巡礼などのツーリズム、圏域内の各 NPO 団体の活動も盛んであり、ジオパークを展開する地域として十分な素材・素質を持っています。

ジオパークの活動を秩父で推進するため、平成 22 年 2 月に秩父まるごとジオパーク推進協議会を設立して様々な活動を行ってきました。この活動の成果が認められ、平成 23 年 9 月 5 日、日本ジオパーク委員会から「日本ジオパーク」の認定を受けました。

今後、構成団体である 1 市 4 町や埼玉県、NPO などとさらに連携し、世界ジオパークを目指し「大地の守人（もりびと）を育む ジオ学習の聖地（メッカ）」をテーマに様々な活動を行っていきます。

○今後の展望○

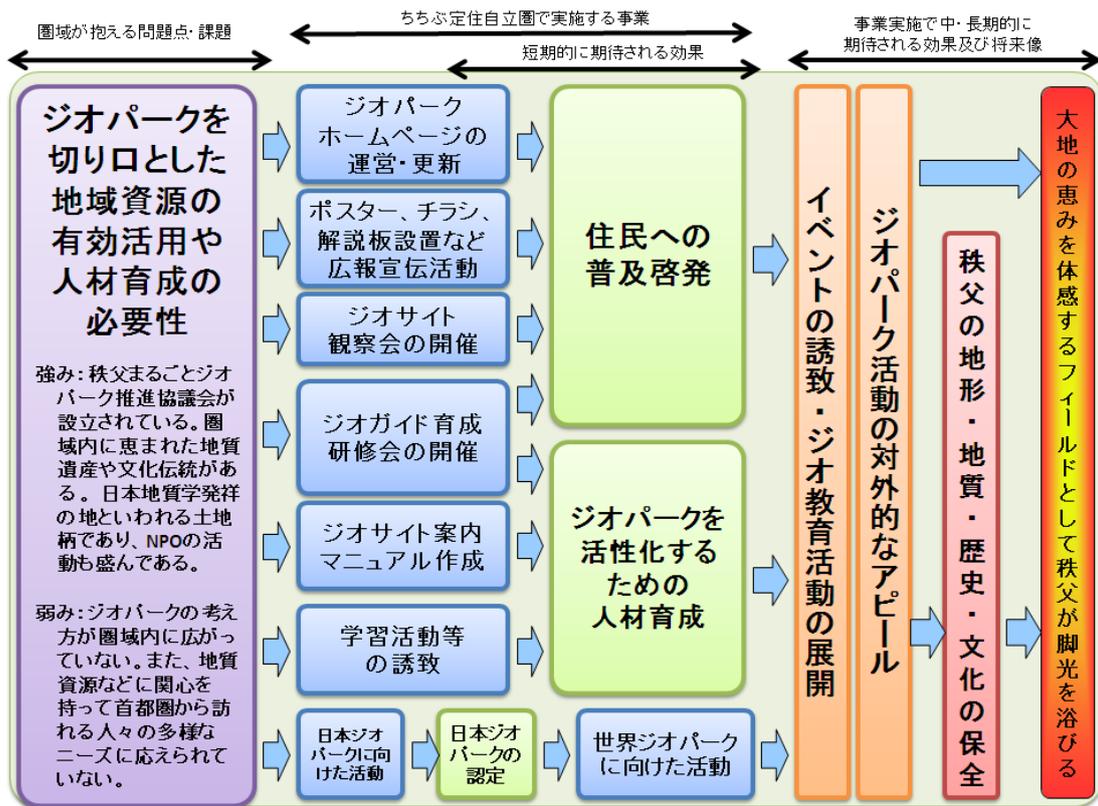
今後、ジオパークの活動を住民と行政との協働によって活性化させ、世界ジオパークとして認定されるよう取り組んでいきます。



しかしながら、世界ジオパークの認定を受けることが最終目的ではなく、地域住民と協働して、環境保全や地質資源の活用、人材育成をするなどの活動が重要視されています。このため、認定後も積極的な施策を展開します。

秩父圏域でジオパーク活動が展開されることにより、訪れる方々が求める自然との出会いや自己探求、自己実現、体験学習などの知的欲求、癒しや安らぎなどの心理的欲求を満足させていくことにつながり、首都圏をはじめとした多くの方の多様なニーズに応え、大地の恵みを体感していくフィールドとして、秩父圏域が国内、さらには、世界から脚光を浴びることが期待されます。

○戦略図○



○主要事業○

定住自立圏形成協定で締結した内容に基づき、以下の主要事業を実施します。

【形成協定】

秩父の地質資源などを活かして秩父まるごとジオパーク構想を推進するために、ジオパークを活用した関連事業について、秩父まるごとジオパーク推進協議会を設置してジオパーク推進計画（仮称）を策定する。また、ジオサイトを結ぶ散策コースの設定などジオツーリズムの整備を行う。

① 「秩父まるごとジオパーク」の普及啓発

事業名	ジオパークホームページの運営・更新					32	関係市町名
事業概要	秩父まるごとジオパークの活動を対外的にアピールするためにホームページの運営を行う。また、日々の活動報告やイベントの告知などを行うため随時更新を行う。						秩父市（観光課、教育委員会） 皆野町（産業観光課、教育委員会） 長瀬町（産業観光課、教育委員会） 小鹿野町（おもてなし課、教育委員会）
成果	関心を持つ多くの住民に対して、秩父まるごとジオパークの活動が効果的に説明できる。また、イベントの告知や活動実績の蓄積も効率的に行うことができる。						
関係市町の役割分担	秩父市が企画立案し、各町は資料提供などで協力する。事業は秩父まるごとジオパーク推進協議会にて決定する。						
事業費 (千円)	22	23	24	25	26	計	
	84	84	84	100	100	452	
国県補助事業等の名称・補助率等	該当なし						
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 22・23 年度 基金の取り崩しで対応 84 千円 ・平成 24 年度の市町負担は、秩父市が 51 千円、各町が 11 千円とする。 ・平成 25 年度の市町負担は、秩父市が 61 千円、各町が 13 千円とする。 ・平成 26 年度の市町負担は、秩父市が 61 千円、各町が 13 千円とする。 						

事業名	ポスター、チラシ、ジオサイト解説板の作成				33	関係市町名	
事業概要	秩父まるごとジオパークの活動を住民に普及啓発するために、ポスター、チラシ、ジオサイトの解説板の作成を行う。				秩父市（観光課、教育委員会） 皆野町（産業観光課、教育委員会） 長瀬町（産業観光課、教育委員会） 小鹿野町（おもてなし課、教育委員会）		
成果	秩父圏域の住民に対し、ジオパークの活動を周知することが期待できる。						
関係市町の役割分担	秩父市は作成に関して企画立案を行い、各町はこれに協力する。事業は秩父まるごとジオパーク推進協議会にて決定する。						
事業費 (千円)	22 6,543	23 6,400	24 400	25 600	26 600	計 14,543	
国県補助事業等の名称・補助率等	22年度作成の解説板は、観光資源魅力アップ事業補助金（県補助、1/3補助）を活用。 23年度作成の解説板は、広域連携支援事業補助金（県補助、1/2補助）を活用。						
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・平成22・23年度 基金の取り崩しで対応 <ul style="list-style-type: none"> 22年度 解説板設置 6,143千円（うち県補助2,047千円） ポスター等作成 400千円 23年度 解説板設置 6,000千円（うち県補助3,000千円） ポスター等作成 400千円 ※23年度の解説板設置については、22年度の設置状況を踏まえ、秩父まるごとジオパーク推進協議会の承認を得た上で、実施する。 ・平成24年度の市町負担は、秩父市が241千円、各町が53千円とする。 ・平成25年度の市町負担は、秩父市が360千円、各町が80千円とする。 ・平成26年度の市町負担は、秩父市が360千円、各町が80千円とする。 						

事業名	ジオサイト観察会の開催					34	関係市町名
事業概要	住民への普及啓発を主眼としてジオサイト観察会を随時開催する。					秩父市（観光課、教育委員会） 皆野町（産業観光課、教育委員会） 長瀬町（産業観光課、教育委員会） 小鹿野町（おもてなし課、教育委員会）	
成果	秩父圏域の住民に対し、ジオパークの活動を周知することが期待できる。						
関係市町の役割分担	秩父市は作成に関して企画立案を行い、各町はこれに協力する。事業は秩父まるごとジオパーク推進協議会にて決定する。						
事業費 (千円)	22	23	24	25	26	計	
	200	200	200	200	200	1,000	
国県補助事業等の名称・補助率等	特になし						
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 22・23 年度 基金の取り崩しで対応。 ・平成 24・25 年度の市町負担は、秩父市が 119 千円、各町が 27 千円とする。 ・平成 26 年度の市町負担は、秩父市が 119 千円、各町が 27 千円とする。 						

② 「秩父まるごとジオパーク」を推進するための人材育成

事業名	ジオガイド育成研修会の開催					35	関係市町名
事業概要	<p>ジオパークの活動に関心のある地域住民や既存の観光ガイド養成講座等を受講した地域住民などを対象として、ガイド養成研修会及び講演会を実施する。</p> <p>具体的には長瀬・皆野地域、秩父・横瀬地域、西秩父地域の3ブロックに分け、ジオサイトに関する専門的な知識を身につけるための研修を開催する。研修の開催に当たっては、ジオパーク推進員の助言を得ることとする。</p>					<p>秩父市（観光課、教育委員会） 皆野町（産業観光課、教育委員会） 長瀬町（産業観光課、教育委員会） 小鹿野町（おもてなし課、教育委員会）</p>	
成果	<p>秩父地域のジオ的な資源を語れる人材を育成することで、地域に愛着をもち後世に秩父地域の素晴らしさを伝え、資源を保全していくことができる。</p> <p>また、訪れた方と、地元の方々の交流による新しいツーリズムの形を構築できる。</p>						
関係市町の役割分担	<p>秩父市は、専門的な知識を有するジオパーク推進員を雇用し、地域住民に対するガイド養成を行う。各町は、この活動に協力する。</p>						
事業費 (千円)	22	23	24	25	26	計	
	150	150	2,350	2,350	2,100	7,100	
国県補助事業等の名称・補助率等	特になし						
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> 平成22・23年度 基金取り崩しで対応。 平成24年度の市町負担は、秩父市が1,408千円、各町が314千円とする。 平成25年度の市町負担は、秩父市が1,411千円、各町が313千円とする。 平成26年度の市町負担は、秩父市が1,260千円、各町が280千円とする。 						

事業名	ジオサイト案内マニュアルの作成				36	関係市町名
事業概要	ジオガイドが各ジオサイトを案内できるようマニュアルを作成する。作成に当たっては、専門家からの助言を受けることとする。また、作成に合わせて、各市町の広報誌でジオパークを扱う欄を設け、最終的には、「秩父まるごとジオパークガイドブック（仮称）」としてまとめる。					秩父市（観光課、教育委員会） 皆野町（産業観光課、教育委員会） 長瀬町（産業観光課、教育委員会） 小鹿野町（おもてなし課、教育委員会）
成果	ジオサイトに関する専門的な知識を身につける住民が多くなることにより、圏域内のジオパーク活動の活性化が期待できる。また、マニュアルやガイドブックの作成により、ジオサイトに関する知識の蓄積・継承が可能となる。					
関係市町の役割分担	秩父市は作成に関して企画立案を行い、各町はこれに協力する。事業は秩父まるごとジオパーク推進協議会にて決定する。					
事業費 (千円)	22	23	24	25	26	計
	700	700	700	500	500	3,100
国県補助事業等の名称・補助率等	特になし					
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> 平成 22・23 年度 基金取り崩しで対応。 平成 24 年度の市町負担は、秩父市が 421 千円、各町が 93 千円とする。 平成 25 年度の市町負担は、秩父市が 299 千円、各町が 67 千円とする。 平成 26 年度の市町負担は、秩父市が 299 千円、各町が 67 千円とする。 					

③ 「秩父まるごとジオパーク」の圏域外へのアピール

事業名	世界ジオパーク認定に向けた活動				37	関係市町名	
事業概要	世界ジオパーク認定を目指し、関係機関との調整や先進地域の情報収集、申請書作成などを行う。なお、申請書の作成にあたっては専門家による助言を受けることとする。				秩父市（観光課、教育委員会） 皆野町（産業観光課、教育委員会） 長瀬町（産業観光課、教育委員会） 小鹿野町（おもてなし課、教育委員会）		
成果	世界ジオパークの認定により、圏域内のジオパーク活動がさらに促進され、国内はもとより世界に向け大きくアピールでき、外国人観光客の誘客促進に繋がる。						
関係市町の役割分担	秩父市は企画立案、関係機関との調整を行い、各町はこれに協力する。また、事業方針は秩父まるごとジオパーク推進協議会にて決定する。						
事業費 (千円)	22	23	24	25	26	計	
	450 の内数	450 の内数	525 の内数	500 の内数	500 の内数	2,425 の内数	
国県補助事業等の名称・補助率等							
特になし							
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方							
<ul style="list-style-type: none"> ・平成 22・23 年度 基金取り崩しで対応。 ・平成 24 年度の市町負担は、秩父市が 315 千円の内数、各町が 70 千円の内数とする。 ・平成 25 年度の市町負担は、秩父市が 299 千円の内数、各町が 67 千円の内数とする。 ・平成 26 年度の市町負担は、秩父市が 299 千円の内数、各町が 67 千円の内数とする。 							

事業名	学習活動等の誘致（自治体連携事業）			38	関係市町名	
事業概要	環境・体験・交流に関する誘客促進事業として、積極的に首都圏の小学校・中学校・高等学校、教育旅行関連企業等に働きかけ、学習活動を秩父圏域で行うよう誘致活動を行う。			秩父市（観光課、教育委員会） 皆野町（産業観光課、教育委員会） 長瀬町（産業観光課、教育委員会） 小鹿野町（おもてなし課、教育委員会）		
成果	首都圏の都市住民に対し、ジオパークの活動を周知することが期待できる。					
関係市町の役割分担	秩父市は作成に関して企画立案を行い、各町はこれに協力する。事業は秩父まるごとジオパーク推進協議会にて決定する。					
事業費 (千円)	22	23	24	25	26	計
	450 の内数	450 の内数	525 の内数	500 の内数	500 の内数	2,425 の内数
国県補助事業等の名称・補助率等	特になし					
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 22・23 年度 基金取り崩しで対応。 ・平成 24 年度の市町負担は、秩父市が 315 千円の内数、各町が 70 千円の内数とする。 ・平成 25 年度の市町負担は、秩父市が 299 千円の内数、各町が 67 千円の内数とする。 ・平成 26 年度の市町負担は、秩父市が 299 千円の内数、各町が 67 千円の内数とする。 					

○今後の想定される事業○

主要事業により、活動実績の積み上げが認められ、日本ジオパークの認定がなされ多くのツーリスト、研究者等の受け入れが出来た後、さらに政策効果を高めるため実施することが想定される事業は以下のとおりです。

① 国際的な活動の展開

- ・国際的な秩父ジオパークのプレゼンテーション

世界ジオパークの認定を目指し、世界的に価値ある地域資産を有し、その保全活用に向けた地域全体の取組みが顕著であることを世界に向け発信する。

・ジオパークイベントの誘致

日本ジオパークネットワーク (JGN) や世界ジオパークネットワーク (GGN) に加盟している他地域とともに、ジオパークの普及のためのイベントを秩父地域に誘致する。

② 子どもジオガイドの育成及びジオ教育活動の展開

秩父の地質資源について子ども達が自らの言葉で紹介できるような教育活動を行い、子どもジオガイドの育成を目指し、「大地の守人（もりびと）」を育成する。

③ ジオサイトの保全及び周辺整備、公共アクセスの整備

ジオサイト整備については、専門家の意見などを聴取し、財源を確保した上で保全をすすめる。周辺整備については、ジオサイト訪問者の状況を見ながら、行政、地元町会、地権者が協力してすすめる。なお、交通アクセス整備については、ジオパーク事業の進捗を見ながら検討する。

(エ) 圏域内企業の支援体制の充実

○現況と課題○

秩父圏域は、繊維、木材、鉱業、窯業などの地場産業で栄えてきましたが、これらに変わり、昭和40年頃から急速に増加してきた電気機械・電子部品・精密機械などの製造業が主力産業となっています。

現在、長引く不況と円高の進行などにより、圏域内の企業は製造業を中心に厳しい状況に置かれており、海外進出や生産調整による工場撤退や生産中止が懸念されています。圏域内には、世界に通じる技術を持つ優れた企業が数多くある反面、経営基盤の脆弱な中小零細企業も多く存在していますが、どの企業も雇用の場として重要な役割を果たしていることから、行政が企業に対する支援体制を作り上げていくことは必要不可欠となっています。

○今後の展望○

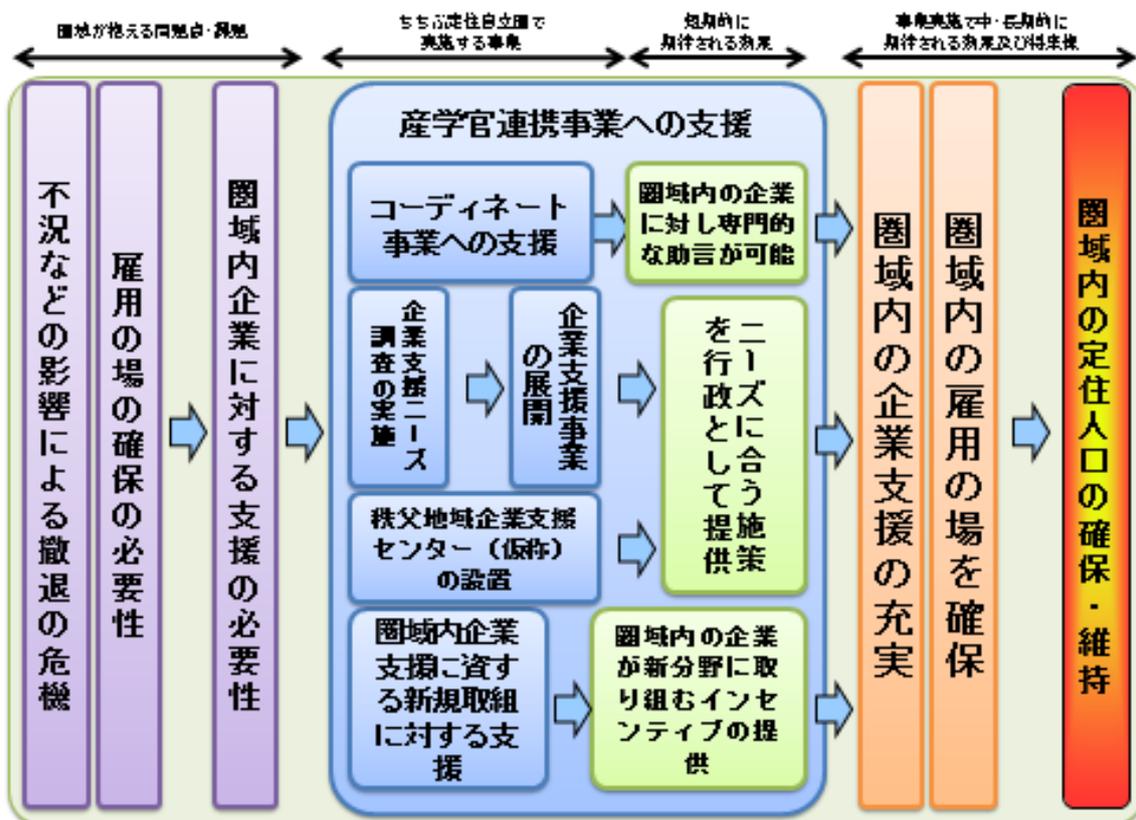
経営の高度化を促進するため、経営戦略やマーケティング、さらに製品の高付加価値化等販売力や競争力を高めることができるよう、関係支援機関と連携をとり、支援体制の強化を推進します。また、企業の経営実態の把握に努め、各種情報提供サービスによる企業間のネットワークの構築を支援します。

また、企業間の協調、地域間・異業種間交流の促進を図るとともに、(財)秩父地域地場産業振興センターなどと連携・協働し、産学官連携による新たなビジネス情報環境の高度化を支援したり、**地場製品の販路を拡大するための支援も進めています。**

さらに、企業支援に関するニーズを的確に把握するため、専門家を招へいして**実施したニーズ調査の結果を、**今後の企業支援政策に活用していきます。

なお、企業誘致活動については、現在、設置されている「秩父市企業支援センター」に1市4町の企業誘致関連の情報を集約させるなど、共同で実施できる体制を目指していきます。

○戦略図○



○主要事業○

定住自立圏形成協定で締結した内容に基づき、以下の主要事業を実施します。

【形成協定】
 事業者及び創業希望者を対象にコーディネーターを派遣し経営課題などに関する診断、助言などの一貫した支援を行うための産学官連携コーディネーター事業等を実施する。

①産学官連携事業等に対する支援

事業名	コーディネート事業の実施					39	関係市町名
事業概要	<p>現在、秩父市が（財）秩父地域地場産業振興センターに委託し実施しているコーディネート事業をちちぶ定住自立圏の事業として位置づける。具体的には、圏域内の企業や事業所に対し、中小企業診断士などの有資格者で企業支援に精通したコーディネーターによる訪問型企業支援を実施する。</p> <p>コーディネーターは、企業を訪問し、マーケティングや財務状況、社員教育など、個々の企業状況に応じた経営課題全般に亘る助言・指導等の支援を行うほか、企業と大学等研究機関との連携を促進させるなど、圏域内企業の発展、経営力・競争力強化及び新産業の振興を図る。</p>					<p>秩父市（企業支援センター） 横瀬町（振興課） 皆野町（産業観光課） 長瀬町（産業観光課） 小鹿野町（産業振興課）</p>	
成果	<p>専門的知見を有するコーディネーターが支援を行うことによって、圏域内の企業に対する支援体制の充実ができる。また、コーディネーターが圏域内企業の活動状況を把握し、行政と共有することで効果的な企業支援政策を打ち出すことも期待できる。</p>						
関係市町の役割分担	<p>市は事業実施に関わる事務を行い、各町は、市と協力をして事業の周知、需要調査、情報収集等を行う。</p>						
事業費 (千円)	22	23	24	25	26	計	
	4,000	4,000	4,000	4,000	7,400	23,400	
国県補助事業等の名称・補助率等	特になし						
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度 秩父市が負担 ・平成23年度 基金取り崩しで対応 ・平成24年度及び平成25年度の市町負担金は、秩父市が1,868千円、各町が533千円とする。 ・平成26年度の市町負担金は、秩父市が3,452千円、各町が987千円とする。 						

事業名	企業支援ニーズ調査の実施					40	関係市町名
事業概要	<p>企業支援に関する圏域内の企業のニーズ調査を行う。また、ニーズ調査の結果に基づき、秩父地域の産業の現状と秩父地域に企業誘致できる業種を分析し、今後の企業誘致に役立てる。なお、調査の実施に当たっては専門家の助言を受けることとする。</p>					<p>秩父市（企業支援センター） 横瀬町（振興課） 皆野町（産業観光課） 長瀨町（産業観光課） 小鹿野町（産業振興課）</p>	
成果	<p>調査結果を活用することにより、秩父市企業支援センターを中心に圏域内に対する企業支援・企業誘致の活動が効果的・効率的に行われることが期待できる。</p>						
関係市町の役割分担	<p>秩父市は調査に関する企画立案を行い、各町はこれに協力する。</p>						
事業費 (千円)	22 —	23 0	24 0	25 0	26 0	計 0	
国県補助事業等の名称・補助率等	<p>特になし</p>						
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> 平成 23 年度～平成 25 年度は、専門家招へい事業として実施する。 平成 26 年度以降は、各市町で協議する。 						

事業名	企業支援事業の展開					41	関係市町名
事業概要	<p>企業支援ニーズ調査結果に基づき、圏域内企業の活動をアピールできる場を設けたり、記録的な円高による企業の海外流出を防ぐ方策を模索したりするためのイベントを実施する。</p> <p>また、平成 24 年度以降は、企業イベント・広報活動などへの支援を行う。</p>					<p>秩父市（企業支援センター） 横瀬町（振興課） 皆野町（産業観光課） 長瀨町（産業観光課） 小鹿野町（産業振興課）</p>	
成果	<p>イベントの実施により、圏域内企業の活性化が期待できる。</p>						
関係市町の役割分担	<p>秩父市は各町と協力し支援施策を立案し実施する。</p>						
事業費 (千円)	22 —	23 —	24 3,000	25 3,000	26 3,000	計 9,000	
国県補助事業等の名称・補助率等	<p>特になし</p>						
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> 市町負担は、秩父市が 1,400 千円、各町が 400 千円とする。 						

事業名	企業支援センターの拡充					42	関係市町名
事業概要	<p>秩父市企業支援センターで実施している企業の情報収集、国・県などの助成制度の紹介、マッチング、申請手続きの補助、企業セミナー開催、専門家派遣、経営創業相談などについて、圏域内企業に範囲を拡充するため「秩父地域企業支援センター（仮称）」を設置し、運営する。</p> <p>また、市町の用地・企業支援情報についても一元化し、共同作成した「秩父地域企業立地ガイド」を活用するなど、圏域全体のPR、企業誘致活動を行う。</p>					秩父市（企業支援センター） 横瀬町（振興課） 皆野町（産業観光課） 長瀬町（ 産業観光課 ） 小鹿野町（産業 振興課 ）	
成果	<p>経済状況が厳しい中、企業支援センターを圏域として設置することにより、企業に対する更なる支援策の充実が期待できる。また、圏域内の用地情報や支援情報を一元化することにより、企業への地域のアピール力が向上し、企業誘致につながっていくことも期待できる。</p>						
関係市町の役割分担	<p>秩父市は「秩父地域企業支援センター（仮称）」に関する企画立案、運営などを行い、各町はこれに協力する。</p>						
事業費 (千円)	22	23	24	25	26	計	
	—	0	350	1,200	1,600	3,150	
国県補助事業等の名称・補助率等	<p>特になし</p>						
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> 平成24年度の市町負担は、秩父市が162千円、各町が47千円とする。 平成25年度の市町負担は、秩父市が560千円、各町が160千円とする。 平成26年度の市町負担は、秩父市が1,000千円、各町が150千円とする。 <p>※負担内訳 当初分：市48千円、各町13千円、補正分：市952千円、各町137千円</p>						

事業名	圏域内企業支援に資する新規取組に対する支援				43	関係市町名
事業概要	<p>FIND Chichibu の各分科会など圏域内の複数企業により構成される団体が実施する、圏域内企業支援に資する新規取組に対して、一定額の支援を行う。また、新規取組を促すような講演会、セミナー等を企業支援センター主催により実施する。</p> <p>※FIND Chichibu とは、広域秩父産業連携フォーラム(=Forum of INDustry collaboration in Chichibu)の略。(財)秩父地域地場産業振興センターの産学官連携推進事業の一環で、平成 18 年 10 月地域内企業、事業所等の民間が主体となり『地元企業の活性化を通して地域全体の振興を図る』また、『産業振興は産業界自らが行う』を目的に設立された産学官連携団体。</p>				秩父市 (企業支援センター) 横瀬町 (振興課) 皆野町 (産業観光課) 長瀬町 (産業観光課) 小鹿野町 (産業振興課)	
成果	<p>自発的な新規取組に対して支援を行うことで、圏域内の企業が新分野に取り組むインセンティブを提供し、また、圏域内の民間企業間の活性化にもつながることが期待できる。</p>					
関係市町の役割分担	<p>秩父市は支援に対する企画立案を行い、各町はこれに協力する。</p>					
事業費 (千円)	22 —	23 500	24 150	25 300	26 300	計 1,250
国県補助事業等の名称・補助率等	<p>特になし</p>					
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> 平成 23 年度 基金取り崩し 500 千円 平成 24 年度の市町負担は、秩父市が 70 千円、各町は 20 千円とする。 平成 25 年度以降の市町負担は、秩父市が 140 千円、各町は 40 千円とする。 					

事業名	地場産品の販路開拓支援					44	関係市町名
事業概要	<p>圏域内の地場産品の販路拡大を図るため、インターネット販売、各種展示会への出展支援を行い、地域内外での知名度向上、新たな販売方法の導入を図る。</p> <p>また、海外への販路開拓も視野に入れ、輸出に関する勉強会・セミナー等を実施し、輸出に取り組む事業者の育成、スキルアップを図る。将来的には、地域内の複数企業で組織する連携体等による海外販路を開拓する取組に対し支援を実施する。</p>					秩父市（企業支援センター） 横瀬町（振興課） 皆野町（産業観光課） 長瀬町（産業観光課） 小鹿野町（産業振興課）	
成果	<p>地場産品の売上増加により、圏域内の関連企業の業績向上、雇用の拡大が期待できる。また、販売先を確保することにより、地域資源を活用した産業の6次化を促進させる。</p> <p>また、海外販路開拓の支援は、企業の海外展開へのチャレンジを促進させる。海外展開は、企業の売上高拡大など直接の効果に加え、海外で販売、評価されることにより、国内市場での付加価値の向上、事業者のモチベーション向上などの二次的効果も期待できる。</p>						
関係市町の役割分担	<p>秩父市は調査に関する企画立案を行い、各町はこれに協力する。</p>						
事業費 (千円)	22 0	23 0	24 0	25 0	26 3,500	計 3,500	
国県補助事業等の名称・補助率等	該当なし						
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	<p>・平成26年度の市町負担は、秩父市が2,228千円、各町が318千円とする。</p>						

○今後想定される事業○

特になし。

(オ) 有害鳥獣対策

○現況と課題○

近年、野生動物による農林業への被害がほぼ全域で発生しており、農林業に被害を及ぼす野生動物は、サル、イノシシ、シカ、中型のアライグマ、ハクビシンが中心となっています。

鳥獣被害の原因として、鳥獣の生息分布域の拡大や環境問題、耕作放棄地の増加など様々な要因が考えられ、平成 25 年度の埼玉県内の農作物の被害状況は、被害面積 112.1 ㌦、被害金額 133,260 千円となっており、被害地域は秩父地域の山間部から比企・入間郡西部地域に拡大傾向にあり、圏域内の農林業の振興を進めていく上でも深刻な問題となっています。

これに対する被害対策については、ここ 10 年くらいの中に全国で様々な研究等が行われ、一定の成果も出ており、秩父地域においてもこれらを活用した具体的な対策を実施した地域では、被害が減少しております。

しかし、鳥獣被害対策は、現地におけるあらゆる状況を考慮してその手法を選択する必要があり、また、捕獲のみに頼る被害農家の意識改革も必要であることから、思うように推進出来ず苦慮しており、今後の課題となっています。

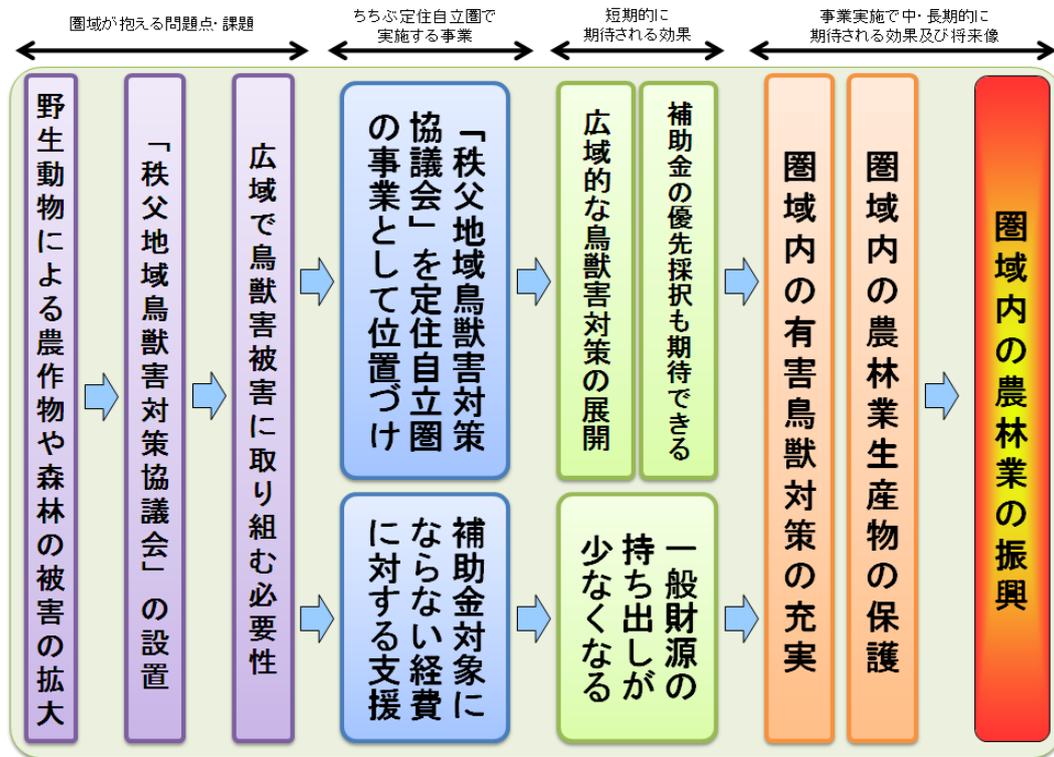
○今後の展望○

鳥獣害被害は、農林業の営農意欲の低下にもつながるため、有害鳥獣の対策を強化するよう強い要望が出ています。

これを受けて、平成 21 年 7 月に、秩父圏域内の市町、県の関係機関、農業委員会、観光農林業協会、森林組合、猟友会などで構成する「秩父地域鳥獣害対策協議会」が設立され、この間、効果的な被害防止を推進することを目的として、秩父圏域における鳥獣害対策の課題等について、国庫事業等も活用しながら調査・研究を行い、具体的な被害対策の推進を行ってきました。

今後も、この協議会をちちぶ定住自立圏の事業として位置づけ、情報の共有等広域的な連携を深め、農作物の収穫を目的とした鳥獣被害対策をさらに推進していきます。

○戦略図○



○主要事業○

定居自立圏形成協定で締結した内容に基づき、以下の主要事業を実施します。

【形成協定】
圏域内の農山村の機能を保全するため、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号）に基づき、鳥獣被害防止対策を総合的に進める。

① 広域的な有害鳥獣対策に対する支援

事業名	秩父地域鳥獣害対策協議会による事業					45	関係市町名
事業概要	<p>秩父地域の関係機関の長等で構成されている、「秩父地域鳥獣害対策協議会」をちちぶ定住自立圏の事業と位置づけ、効果的かつ統一な鳥獣害対策を実施できるよう支援する。</p> <p>具体的には、環境整備（緩衝帯の設置等）事業、テレメトリーを活用したサル被害対策事業、捕獲技術の調査・研究、広域シカネット設置などを協議会の事業として取り組むこととする。</p>					<p>秩父市（農政課） 横瀬町（振興課） 皆野町（産業観光課） 長瀬町（産業観光課） 小鹿野町（産業振興課）</p>	
成果	<p>拡大傾向にある鳥獣害被害に対して、広域的に取り組むことができる。</p>						
関係市町の役割分担	<p>各市町は、秩父地域鳥獣害対策協議会に参加し、運営に協力する。</p>						
事業費 (千円)	22	23	24	25	26	計	
	10,579	4,200	2,000	2,000	7,000	25,779	
国県補助事業等の名称・補助率等	<p>鳥獣被害防止総合対策交付金（農林水産省 H22・10,379千円、H23・3,000千円）</p>						
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	<p>・平成22年度基金取り崩し 200千円 ・平成23年度基金取り崩し 1,200千円 ・平成24・25年度の市町負担は、秩父市が932千円、各町が267千円とする。 ・平成26年度の市町負担は、秩父市が4,288千円、各町が678千円とする。</p> <p>※負担内訳 当初分：市468千円、各町133千円、補正分：市3,820千円、各町545千円</p>						

○今後想定される事業○

主要事業により一定の成果をあげることができましたが、政策効果をさらに高めるため、実施することが想定される事業は以下のとおりです。

- ① 鳥獣被害対策における正しい知識の習得と情報の共有
各種研修会への参加、先進地視察の開催等を実施し、正しい知識の習得に努め、また、関係機関の連携を深め、情報の共有に努める。
- ② 具体的な被害対策の実施に向けた推進活動
協議会が実施した、実証ほ・実証実験等の結果を活かすため、各種推進活動を実施し、被害減少を図る。
- ③ 新技術の調査・研究
効果的な具体的対策を推進するため、新技術導入の調査・研究を実施する。

(カ) 地域ブランドの確立と特産品の販売促進

○現況と課題○

秩父圏域は、周囲を山に囲まれ盆地に広がる地域であり、寒暖の差が大きいことから、その特性を活かした農林水産業が営まれ、また、伝統産業として絹織物や窯業、酒造が営まれてきました。近年では、ちちぶ太白サツマイモや秩父カエデ糖を活用したお菓子や柿のエキスを活用した商品など多種多様な地域資源が存在します。

これまで、秩父圏域の農林産物や特産品は、対外的に打ち出せる素材はありながら、地域を売り出す戦略が明確ではなく、ブランド化されておらず、圏域外の人々に知られてないことが指摘されています。今後、素材を活用して付加価値向上に努めるとともに、秩父地域をブランド化して、更なる販路拡大に取り組むことが重要です。

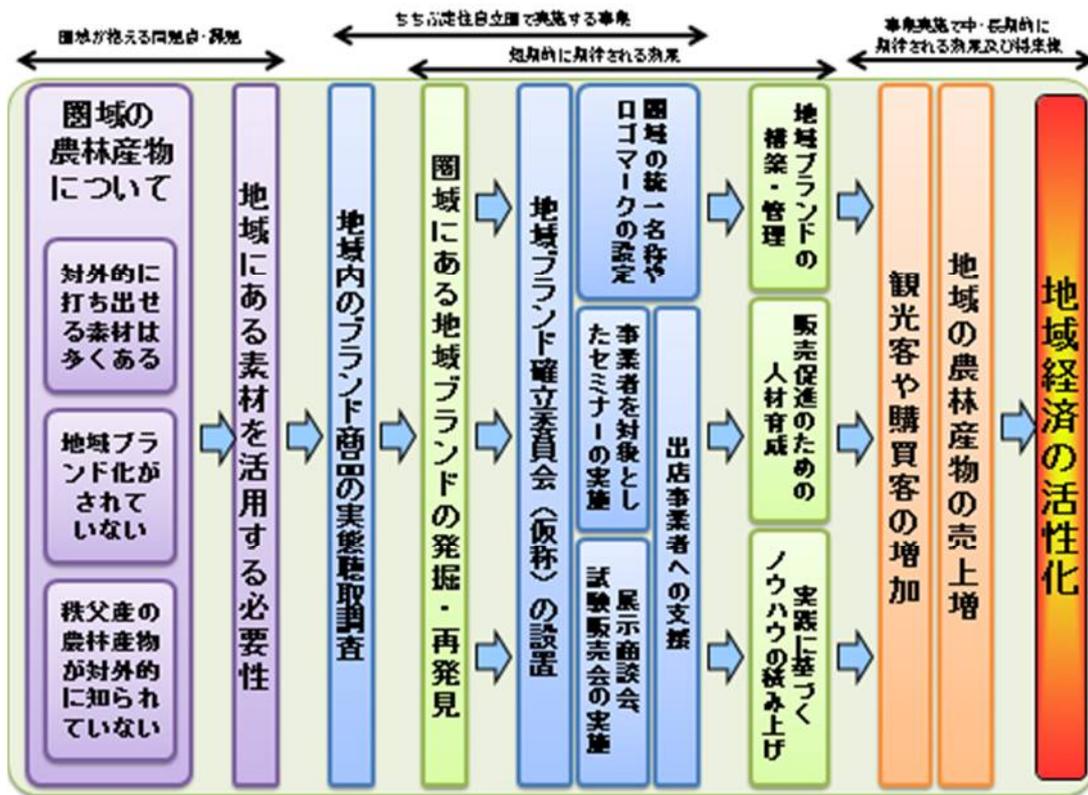
○今後の展望○

圏域にある地域ブランドを再発見するためには、圏域内の農林産物の生産・販売の促進や特産品の育成を図るとともに、それらの地域資源を活用した地域内経済の循環を一層進める必要があります。また、現在も個々で売り出している特産品を地域ブランドとして、取りまとめ、確立していくことも重要です。

具体的には、圏域内の地域ブランドの実態聴取調査、地域ブランド確立委員会（仮称）の設置、圏域の統一名称やロゴマークの設定、事業者を対象としたセミナーの実施、展示商談会、試験販売会の実施、出店事業者に対する支援等、**地域外への PR を行っていきます。**

これらを実施することで、統一的な地域ブランドの確立、新たな観光客・購買客の増加や地域農林産物の売上の増加が見込まれ、最終的には地域の活性化が期待されます。

○戦略図○



○主要事業○

定住自立圏形成協定で締結した内容に基づき、以下の主要事業を実施します。

【形成協定】 地域ブランドの確立と特産品の販売促進

地域農林水産物及び特産品に関する情報を相互に提供して集約するとともに、開発・発掘に努め、生産者、販売者及び関係団体等と連携して地域ブランドを確立するとともに、地域一丸となった販売戦略を構築する。

① 地域ブランドの発掘・再発見をするための取組

事業名	圏域内の地域ブランドの実態聴取調査					46	関係市町名
事業概要	<p>専門家による現地調査や事業者ヒアリングにより行われてきた秩父地域にある地域ブランド商品の体系的整理を継続し、活用する。また、これまで行政や事業者が発信してきた発行物を参考に展示会や試験販売会で提供する発行物の検討を行う。</p>					<p>秩父市（商工課、企業支援センター、農政課、観光課） 横瀬町（振興課） 皆野町（産業観光課） 長瀬町（産業観光課） 小鹿野町（産業振興課）</p>	
成果	<p>平成 23～25 年度までの専門家による分析をもとに、秩父地域おもてなし観光公社で引き継ぎ、活用することにより、新たな販売の可能性を見出すことが期待できる。</p>						
関係市町の役割分担	<p>秩父市は専門家の助言を受けながら企画立案を行う。各町はこれに協力する。</p>						
事業費 (千円)	22	23	24	25	26	計	
	—	0	0	0	0	0	
国県補助事業等の名称・補助率等	<p>特になし</p>						
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	<p>・平成 23～25 年度は、専門家招へい事業として実施したため、個別の事業費はない。</p>						

② 地域ブランドを構築・管理するための取組

事業名	地域ブランド確立委員会（仮称）の設置					47	関係市町名
事業概要	<p>地域ブランドの名称を確立するために、生産者側からの意見聴取や方針の審議、さらには、商標登録や伝統的工芸品指定など取組を行うための委員会を設置する。</p> <p>平成 26 年度以降は、「秩父地域おもてなし観光公社」に統合して進めていく。</p>						<p>秩父市（商工課、企業支援センター、農政課、観光課）</p> <p>横瀬町（振興課）</p> <p>皆野町（産業観光課）</p> <p>長瀬町（産業観光課）</p> <p>小鹿野町（産業振興課）</p>
成果	<p>地域ブランドの確立に関して圏域内で組織化されることにより、意思統一や地域ブランドに対する取り組みが活性化することが期待できる。</p>						
関係市町の役割分担	<p>秩父市は専門家の助言を受けながら企画立案を行う。各町はこれに協力する。</p>						
事業費 (千円)	22	23	24	25	26	計	
	—	0	0	0	—	0	
国県補助事業等の名称・補助率等	特になし						
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	<p>・平成 23～25 年度は、専門家招へい事業として実施したため、個別の事業費はない。</p>						

事業名	圏域の統一名称やロゴマークの設定					48	関係市町名
事業概要	<p>聴取調査や専門家の分析をもとに、地域ブランドの名称を確立するために、販売戦略の一環として、地域ブランド確立委員会により統一の名称やロゴマークの設定を行う。</p>						<p>秩父市（商工課、企業支援センター、農政課、観光課） 横瀬町（振興課） 皆野町（産業観光課） 長瀬町（産業観光課） 小鹿野町（産業振興課）</p>
成果	<p>統一名称やロゴマークの設定を行うことにより、秩父地域のブランドに対する認知度、市場に対する浸透度が向上することが期待できる。</p>						
関係市町の役割分担	<p>秩父市は専門家の助言を受けながら企画立案を行う。各町はこれに協力する。</p>						
事業費 (千円)	22	23	24	25	26	計	
	—	0	0	0	—	0	
国県補助事業等の名称・補助率等	<p>特になし</p>						
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	<p>・平成 23～25 年度は、専門家招へい事業として実施したため、個別の事業費はない。</p>						

③ 販売促進のための人材育成の取組

事業名	事業者を対象としたセミナーの実施					49	関係市町名
事業概要	<p>事業者が効果的に商品企画、開発、販売を行えるようにするためのセミナーを開催し、他地域も参考にしながら、秩父地域の戦略を構築する。23年度は7回、24年度は9回の開催を予定している。</p>					<p>秩父市（商工課、企業支援センター、農政課、観光課） 横瀬町（振興課） 皆野町（産業観光課） 長瀬町（産業観光課） 小鹿野町（産業振興課）</p>	
成果	<p>販路開拓、ブランディングの専門家による指導により、秩父地域内の事業者の商品の構成方法や販売力の向上が期待できる。</p>						
関係市町の役割分担	<p>秩父市は専門家の助言を受けながら企画立案を行う。各町はこれに協力する。</p>						
事業費 (千円)	22	23	24	25	26	計	
	-	0	0	0	-	0	
国県補助事業等の名称・補助率等	<p>特になし</p>						
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	<p>・平成23～25年度は、専門家招へい事業として実施したため、個別の事業費はない。</p>						

④ 実践ノウハウの積み上げを行うための取組

事業名	展示商談会、試験販売会の実施及び出店事業者支援			50	関係市町名	
事業概要	<p>秩父地域の事業者の製品を地域外で開催される展示や商談会に積極的に参加してPRを行うことで販路開拓を行う。実践により得たデータについては、専門家による分析を行い、今後の商品開発や販路開拓に活用する。また、秩父地域の事業者が地域外において地域ブランド商品を展示、試験販売する場合、一定額の支援を行う。また、地域ブランド確立委員会に承認を得た新たな商品開発をする団体にも助成する。平成26年度以降は、秩父地域おもてなし観光公社の事業のひとつとして実施する。</p>				<p>秩父市（商工課、企業支援センター、農政課、観光課） 横瀬町（振興課） 皆野町（産業観光課） 長瀬町（産業観光課） 小鹿野町（産業振興課）</p>	
成果	<p>専門家の指導による展示、試験販売を行うことにより、効果的・効率的に販路開拓を行うことが期待できる。また、事業者が地域ブランド商品を販売するインセンティブになる。</p>					
関係市町の役割分担	<p>秩父市は専門家の助言を受けながら企画立案を行う。各町はこれに協力する。</p>					
事業費 (千円)	22	23	24	25	26	計
	—	—	3,000	738	0	3,738
国県補助事業等の名称・補助率等	<p>特になし</p>					
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・平成24年度の市町負担は、秩父市が1,400千円、各町は400千円とする。 ・平成25年度の市町負担は、秩父市が346千円、各町は98千円とする。 					

○今後想定される事業○

① 土産品団体との共同事業

秩父土産品協同組合やお菓子な郷推進協議会と協力し、地域資源を活用した補助制度を利用しながら、秩父地域のブランドを確立していく。

(1) 生活機能の強化に係る政策分野

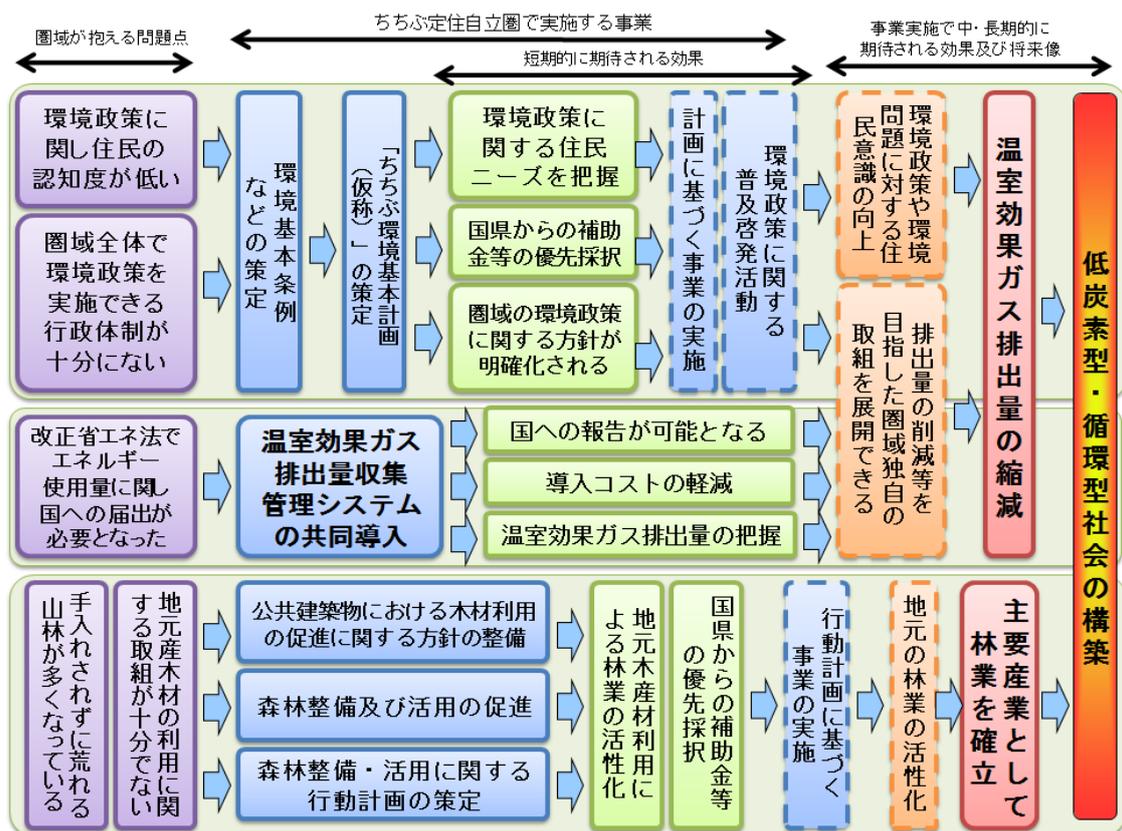
オ 環境

○施策体系○

ちちぶ環境保全の推進

- ① 「ちちぶ環境基本計画」の策定
- ② ちちぶ環境基本計画に基づく事業の実施
- ③ 温室効果ガス収集管理システムの導入
- ④ 公共建築物における木材利用の促進
- ⑤ 森林整備及び活用の促進
- ⑥ 森林整備・活用に関する行動計画の策定

○戦略図○



(ア) ちちぶ環境保全の推進

○現況と課題○

現在、私たちは、温室効果ガスによる地球温暖化という深刻な問題に直面しています。COP3(第3回気候変動枠組条約締約国会議、1997年京都で開催。)において各国の数値目標が設定され、日本は、2012年までに1990年比で6%の排出削減が設定されましたが、その後、現政権の政策により2020年の削減目標を25%に引き上げました。この削減目標を達成するためには、化石燃料に依存しない「低炭素社会」への移行と、資源を有効活用する「資源循環型社会」の構築を目指す必要があります。

また、秩父圏域は、そのほとんどが秩父多摩甲斐国立公園や5つの県立自然公園の区域に指定されており、圏域面積の約8割が森林です。この森林は、酸素の供給、生物多様性の確保や水源涵養機能など、多面的な能力を発揮し、圏域にとどまらず荒川を通じて、中下流域などの都市圏にも多大なる恩恵をもたらしています。

この秩父圏域の財産といえる自然環境を保全する取組みには、住民、事業者及び行政が一致協力していくことが肝要ですが、行政も、個々の市町が単独で対処するのではなく、地域の事情を十分に考慮し、特性を活かし、圏域の将来像をイメージした上で、圏域で連携して取り組んでいくための統一した基本計画を策定し、その上で、地球温暖化対策の取組みの計画的導入や、秩父圏域ならではの新たな取組みの構築など、様々な環境問題に対応する社会構築を目指します。

○今後の展望○

秩父圏域は、広大な森林面積を保有するなど、豊かな自然に恵まれています。近年は、農林業や地場産業など、今まで栄えていた産業の衰退や高齢化などにより、人の手の入らない荒廃した森林や遊休農地が目につくようになってきました。また、温室効果ガス削減に向けた新たな環境政策にも対応していく必要があります。

今後、秩父圏域で環境基本計画を策定し、地元木産材の利用促進や間伐材を有効利用する仕組みの構築、カーボンオフセットなど地球温暖化対策の新たな取組みの導入などに取り組むことにより、最終的には、圏域全体の自然環境の保全・活用につなげていくことが考えられます。

○主要事業○

定住自立圏形成協定で締結した内容に基づき、以下の主要事業を実施します。

<p>【形成協定】 甲及び乙が行う環境の保全のための独自の取組や既存の条例及び基本計画等を踏まえた上で、圏域における新たな環境の保全に関する総合的な計画を策定し、計画に基づく事業を実施する。</p>

① 「ちちぶ環境基本計画」の策定

事業名	「ちちぶ環境基本計画」策定事業				51	関係市町名
事業概要	<p>秩父圏域の自然環境及び自然資源を保全、活用するための基本方針として、定住自立圏構想の中心市である秩父市がすでに策定している「秩父市環境基本計画」をもとに、「ちちぶ環境基本計画」を策定する。</p> <p>この計画は、圏域の市町で独自に取り組んでいる条例や計画などとの整合性を図り、また、それぞれの状況に応じた「地域計画」を盛り込み、さらに、「低炭素社会」や「資源循環型社会」など、社会情勢の変化に対応した新たな取組みも含めた、将来を見据えた計画とする。</p> <p>なお、策定に先立ち、計画の根拠条例となる環境基本条例の整備を各町において行うこととする。</p> <p>【平成 24 年度事業終了（予定）】</p>				秩父市（環境立市推進課） 横瀬町（振興課） 皆野町（町民生活課） 長瀬町（町民課） 小鹿野町（住民課）	
成果	<p>計画が策定されることにより、自然環境の保全・活用に対する市町の姿勢を明確にし、住民にも自然環境の保全・活用についての意識づけをすることができる。</p>					
関係市町の役割分担	<p>秩父市は総合的な計画のとりまとめを行い、各町は各町内の計画のとりまとめを行う。また、計画の実現性を確保するため、計画に関連した情報収集及び各種関連法令等の確認は1市4町で行う。</p>					
事業費 (千円)	22 —	23 0	24 0	25 —	26 —	計 0
国県補助事業等の名称・補助率等	該当なし					
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	<p>・平成 23 年度、平成 24 年度ともに外部人材活用事業により実施</p>					

② ちちぶ環境基本計画に基づく事業の実施

事業名	廃食油有価物回収事業と周辺4町へのBDF供給等事業				52	関係市町名
事業概要	<p>平成24年度に策定した「ちちぶ環境基本計画」の重点的な取組の一つに、「資源活用による循環型の地域づくり」がある。地域にあるクリーンエネルギー資源の有効活用を図るため、秩父市では、平成19年10月から廃食油回収及びバイオディーゼル燃料（BDF）製造事業を開始している。</p> <p>BDFは、カーボンニュートラルな燃料であり、軽油と比較して、大気汚染物質の排出が少ないことで知られている。</p> <p>そこで、「資源活用による循環型の地域づくり」を推進するため、秩父市が行っている廃食油有価物回収事業を圏域全体に広げるとともに、廃食油から製造したBDFを各町の公用車（ディーゼル車）に供給し、資源の循環利用を進める。</p>				秩父市（環境立市推進課） 横瀬町（振興課） 皆野町（町民生活課） 長瀨町（町民課） 小鹿野町（住民課）	
成果	<p>廃食油有価物回収事業は、ごみ処理されていた資源の有効活用になる。また、BDFの利用を進めることで、化石燃料の使用量削減、ひいては、化石燃料由来のCO₂排出量と燃料費の抑制につながる。</p> <p>このことは、ちちぶ環境基本計画の目指す、資源循環型社会と低炭素社会の構築に資する。</p>					
関係市町の役割分担	<p>中心市の秩父市は、回収した廃食油からのBDF製造・周辺4町への供給を行う。4町は、廃食油の回収、保管及びてんぷら油リサイクル工場までの運搬を行い、供給されたBDF燃料での公用車の運行を行う。</p>					
事業費 (千円)	22	23	24	25	26	計
	—	—	—	800	785	1,585
国県補助事業等の名称・補助率等	該当なし					
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年度は、秩父市が372千円、各町が107千円負担する。 平成26年度は、秩父市が365千円、各町が105千円負担する。 					

事業名	電気自動車購入費補助事業				53	関係市町名	
事業概要	<p>平成 24 年度に策定した「ちちぶ環境基本計画」の重点的な取組の一つに、「創エネ・省エネで低炭素な地域づくり」がある。電気自動車（EV）は、走行中に大気汚染物質や二酸化炭素を排出しないクリーンな移動媒体であり、ガソリン車に比べて、エネルギー効率の高い“低炭素な”乗り物である。</p> <p>また、ちちぶ圏域の良好な大気環境を維持していくためには、EV の普及は、有効な手段であると考ええる。</p> <p>さらに、ガソリンスタンドの撤退等の問題に対しても、EV は家庭用電源からも走行に必要なエネルギーを得ることができ、移動手段の安心・安全対策にも寄与すると考える。</p> <p>しかし、現在 EV は、市販のガソリン車に比べて、車両価格が高額であり、普及を進めるうえでの課題となっている。</p> <p>そこで、本事業は圏域の住民・事業者の EV 購入費の一部を補助することにより、EV の普及を促進させることで、低炭素な地域づくりに資する。</p> <p>なお、EV は、蓄電容量の関係から走行距離が短いため、ガソリン車に劣るとも言われるが、圏域内の限られたエリアで短い距離を移動する手段としては、非常に有効であると考ええる。</p>				秩父市（環境立市推進課） 横瀬町（振興課） 皆野町（町民生活課） 長瀬町（町民課） 小鹿野町（住民課）		
成果	電気自動車の普及促進。このことに伴う化石燃料使用量と走行時の CO ₂ 削減、及び大気汚染物質の排出抑制。						
関係市町の役割分担	中心市の秩父市が、補助金交付に係る全般的な事務を行う。周辺 4 町は、PR 等の広報活動を行う。						
事業費 (千円)	22	23	24	25	26	計	
	—	—	—	0	0	0	
国県補助事業等の名称・補助率等	該当なし						
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	該当なし						

事業名	EV用普通充電器設置費補助金	54	関係市町名			
事業概要	<p>平成24年度に策定した「ちちぶ環境基本計画」の重点的な取組の一つに、「創エネ・省エネで低炭素な地域づくり」がある。電気自動車（EV）は、走行中に大気汚染物質や二酸化炭素を排出しないクリーンな移動媒体であり、ガソリン車に比べて、エネルギー効率の高い“低炭素な”乗り物である。</p> <p>しかし、EVの課題の一つに、走行距離がガソリン車に比べ短いことがあげられる。このため、EV普及のためには、きめ細やかな充電インフラの整備が重要であると考えられる。</p> <p>現在、秩父市は、平成23年度に急速充電器1基、平成24年度に普通充電器4基を公共施設等へ整備している。また、横瀬町は、平成23年度に急速充電器1基を整備した。</p> <p>秩父市の急速充電器の利用状況から、EVによる観光客の来訪も始まっている。また、首都圏の主要観光地は、EV用充電器を整備し、EVでの観光客の誘客の取り組みを進めている。</p> <p>このことから、ちちぶ圏域においてもEV観光客の誘客と“エコ観光”推進のため、観光施設・宿泊施設等への普通充電器整備費用の一部を補助する。</p>		<p>秩父市（環境立市推進課） 横瀬町（振興課） 皆野町（町民生活課） 長瀬町（町民課） 小鹿野町（住民課）</p>			
成果	<p>普通充電器は、急速充電器と比べて、イニシャル・ランニングコストともに安価であり、給電に要する時間は長くなるが、観光客が宿泊、休憩、施設見学等にあわせて充電しやすくすることで、圏域に留まる時間が長くなるとともに、消費行動に結びつくことが期待され、地域経済活性と観光振興に資すると考えられる。</p> <p>また、観光にエコの要素を加えた“エコ観光”が推進され、圏域のイメージアップにもつながると考えられる。</p>					
関係市町の役割分担	<p>中心市の秩父市が、補助金交付に係る全般的な事務を行う。周辺4町は、PR等の広報活動を行う。</p>					
事業費 (千円)	22	23	24	25	26	計
	—	—	—	0	0	0
国県補助事業等の名称・補助率等	<p>平成25年度については『次世代自動車充電インフラ整備促進事業（国の平成24年度補正予算事業）』による補助を活用する。補助率は1/2もしくは2/3。</p>					
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	<p>該当なし</p>					

③ 温室効果ガス収集管理システムの導入

事業名	温室効果ガス排出量収集管理システム導入事業					55	関係市町名
事業概要	<p>平成 22 年 4 月から、改正された省エネ法（正式名称：エネルギーの使用の合理化に関する法律）が施行され、一定以上のエネルギーを消費する事業所（自治体を含む）が所轄する全ての施設において使用するエネルギーの使用量の記録・管理をし、国への届け出が必要となる。</p> <p>秩父市ではこれに対応するため「温室効果ガス収集管理システム」をすでに導入しているが、他の 4 町が秩父市の契約と一括で導入手続きをすることにより、安価な契約が可能となる。</p>					<p>秩父市（環境立市推進課） 横瀬町（振興課） 皆野町（町民生活課） 長瀬町（町民課） 小鹿野町（住民課）</p>	
成果	<p>法律の改正により届け出が必須となるものであり、システム導入することにより対応できることになる。また、各町が単独でシステム導入するのではなく、秩父市との一括導入をすることで、導入経費を抑えることができる。</p>						
関係市町の役割分担	<p>秩父市はシステム導入の契約及び市内の施設のエネルギー使用量の入力を行う。各町は各町内の施設のエネルギー使用量の入力を行う。</p>						
事業費 (千円)	22	23	24	25	26	計	
	730	678	561	561	576	3,106	
国県補助事業等の名称・補助率等	<p>該当なし</p>						
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年度 基金 730 千円、平成 23 年度 基金 678 千円 ・平成 24 年度及び平成 25 年度は、秩父市が 261 千円、各町が 75 千円負担する。 ・平成 26 年度は、秩父市が 268 千円、各町が 77 千円負担する。 						

④ 公共建築物における木材利用の促進

事業名	公共建築物における木材利用促進事業					56	関係市町名										
事業概要	<p>圏域の各自治体において『公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成22年法律第36号)』及び『県有施設の木造化・木質化等に関する指針(平成15年知事決裁)』に則った木材利用の促進に関する方針を整備する。</p> <p>また、方針を運用することにより、公共施設等における秩父地域産木材を利用した木造化・木質化等を推進する。</p>					<p>秩父市(森づくり課) 横瀬町(振興課) 皆野町(産業観光課) 長瀬町(産業観光課) 小鹿野町(産業振興課)</p>											
成果	<p>公共建築物への秩父産木材の活用が進むことにより、木材利用量の増加が見込まれるほか、圏域全体として木材活用をPRすることができ、民間住宅等への木材利用の拡大が期待できる。さらには循環型社会の構築や地球温暖化の防止促進などが図られる。</p> <p>※木材利用に関する方針策定状況</p> <table border="0"> <tr> <td>秩父市</td> <td>平成23年6月17日</td> </tr> <tr> <td>横瀬町</td> <td>平成24年1月25日</td> </tr> <tr> <td>皆野町</td> <td>平成24年2月1日</td> </tr> <tr> <td>長瀬町</td> <td>平成24年2月1日</td> </tr> <tr> <td>小鹿野町</td> <td>平成23年8月1日</td> </tr> </table>							秩父市	平成23年6月17日	横瀬町	平成24年1月25日	皆野町	平成24年2月1日	長瀬町	平成24年2月1日	小鹿野町	平成23年8月1日
秩父市	平成23年6月17日																
横瀬町	平成24年1月25日																
皆野町	平成24年2月1日																
長瀬町	平成24年2月1日																
小鹿野町	平成23年8月1日																
関係市町の役割分担	秩父市は、方針の整備について各町に情報提供を行い、各町は方針を整備する。																
事業費 (千円)	22	23	24	25	26	計											
	—	0	0	0	0	0											
国県補助事業等の名称・補助率等	該当なし																
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	該当なし																

⑤ 森林整備及び活用の促進

事業名	森林整備及び資源活用促進事業					57	関係市町名
事業概要	秩父産木材の普及促進を図るため、関係団体と連携し活用促進にむけた事業を検討、実施するほか、森林の整備促進のための事業を実施する。					秩父市（森づくり課） 横瀬町（振興課） 皆野町（産業観光課） 長瀬町（産業観光課） 小鹿野町（産業振興課）	
成果	秩父産木材の利用量が増加することにより、木材流通量も増加し、秩父地域から切り出される木材もおのずと増える。これにより森林活用の取り組みが活性化することが期待できる。その結果、造林や下刈り、間伐等の森林整備が進み、林業労働者の雇用拡大が期待できる。						
関係市町の役割分担	秩父市は、森林整備及び資源活用に関する企画立案を行い、各町はこれに協力する。						
事業費 (千円)	22	23	24	25	26	計	
	—	—	18,000	18,000	10,000	46,000	
国県補助事業等の名称・補助率等	該当なし						
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 24 年度及び平成 25 年度は、秩父市が 8,400 千円、各町が 2,400 千円負担する。 ・平成 26 年度は、秩父市が 4,668 千円、各町が 1,333 千円負担する。 						

⑥ 森林整備・活用に関する行動計画の策定

事業名	森林整備・活用に関する行動計画実施事業					58	関係市町名
事業概要	森林整備や活用促進に向けた基本計画である「埼玉農林業・農山村振興ビジョン」に基づき、圏域全体として森林政策を行うために策定した行動計画の各事業を実施する。						秩父市（森づくり課） 横瀬町（振興課） 皆野町（産業観光課） 長瀬町（産業観光課） 小鹿野町（産業振興課）
成果	森林の整備・活用に対する市町の姿勢を明確にし、体系ごとに森林事業が整理された行動計画に基づいて事業を展開することで、中・長期的な施策を推進することができる。						
関係市町の役割分担	秩父市は総合的な実施事業のとりまとめを行い、各市町はそれぞれの管内における計画を実行する。また、各事業に関連した情報収集及び各種関連法令等の確認は1市4町で行う。						
事業費 (千円)	22	23	24	25	26	計	
	—	—	0	0	0	0	
国県補助事業等の名称・補助率等	該当なし						
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	該当なし						

○今後想定される事業○

主要事業により一定の成果が出た後、政策効果をさらに高めるため、実施することが想定される事業は以下のとおりです。

- ① 住民に対する普及啓発事業
 今後の環境政策に関して、住民に理解を得るために普及啓発活動を行うことが考えられます。
- ② 地域資源活用推進事業
 「低炭素社会」と「資源循環型社会」の構築のため地域特性にあった新エネルギーの導入推進と、省エネルギー設備の導入推進を図ることが考えられます。
- ③ エコ関連補助推進事業
 秩父圏域で統一的なエコ関連の補助制度を制定することが考えられます。
- ④ 温室効果ガス排出量取引事業
 秩父圏域の市町が温室効果ガス排出量を取引できるようにすることが考えられます。

(2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

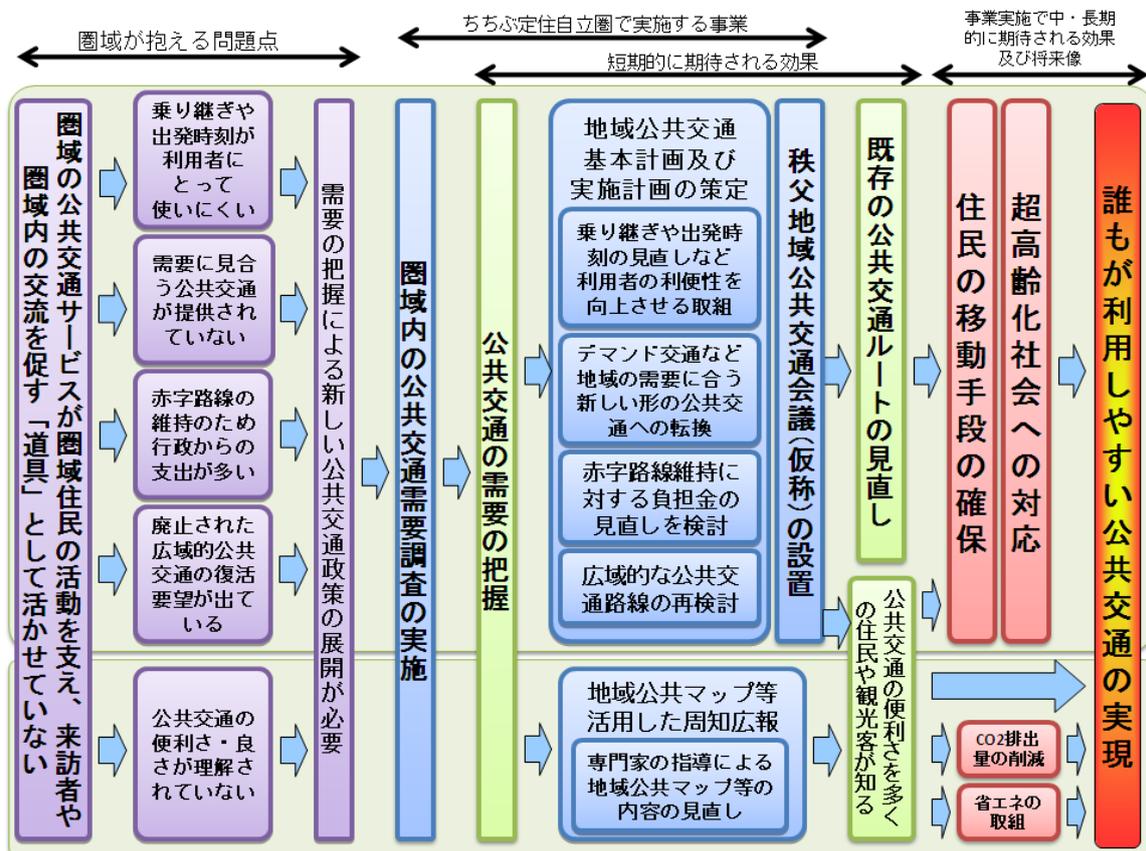
ア 地域公共交通

○施策体系○

(ア) 誰もが利用しやすい公共交通の推進

- ① 秩父圏域内の公共交通需要調査
- ② 秩父圏域での公共交通会議の開催
- ③ 地域公共交通のマップ作成等広報の実施
- ④ 地域公共交通基本計画（ネットワーク計画）及び実施計画の策定
- ⑤ 地域公共交通実施計画に基づく事業の実施

○戦略図○



(ア) 誰もが利用しやすい公共交通の推進

○現況と課題○

公共交通は、自動車などの交通手段を持っていない住民にとって、通勤通学手段、高齢者の買い物や通院手段として必要なものであり、住民生活に大きな影響を及ぼす政策です。また、秩父を訪れる観光客にとって手軽に利用できる移動手段にもなります。さらに、今後、高齢化社会が進行し、加齢に伴い自動車の運転を止める高齢者の増加が予想されることから、公共交通への取組はますます重要になってきます。

現在の秩父圏域の公共交通網は、鉄道路線、公営・民営バス路線、タクシーなどにより構成されており、また、輸送対象が限定されている交通機関として、公営ではスクールバスや大滝国保診療所送迎バス、民営では秩父市吉田大田地区乗り合いタクシーやNPO法人などによる福祉有償運送のほか、病院や各地のデイサービスセンター、旅館などによる送迎バスが運行されています。

このように、秩父圏域の市町は公共交通機関により概ね最短距離で結ばれていますが、秩父圏域の公共交通サービスでは、様々な問題を抱えており、圏域住民の活動を支え、来訪者や圏域内の交流を促す「道具」として活かせていないのが現状です。例えば、公共交通間の乗り継ぎがしづらく利用できる時間帯が利用者のニーズに合わない、利用者が少ないバス路線や重複する区間が市内にあるなど需要に見合う公共交通サービスが提供されていないことが問題点として挙げられます。また、住民から不採算のために運行を廃止したバス路線の復活要望があり、鉄道では増発等多種多様な要望が出されています。さらに、各自治体では公共交道路線を確保するため多額の負担金を支出しており、今後、財政状況から負担金を維持できない自治体も出てくると予想されています。

○今後の展望○

公共交通機関は、地域住民の住みよい環境と経済・社会活動を支え、豊かな地域社会を形成する基礎的な社会資本ですが、最近では利用者の減少傾向が著しく、公共交通機関の路線の維持そのものが困難な状況になっています。

しかしながら、高齢者など住民の移動手段の確保や公共交通の利用促進を図ることは、超高齢化社会への対応や地球環境への負荷の軽減、省エネルギーの促進にもつながるものであり、秩父圏域全体で考えていく必要があります。

平成 22 年度、23 年度には各種調査を実施し、現状、課題、問題点、需要等を把握し、これをもとに今後の進むべき基本理念となる地域公共交通ビジョンを策定しました。さらに平成 24 年度は、各路線ルートや乗り継ぎを明瞭化させるため、圏域全体の地域公共交通マップの作成及びわかりやすいサイン事業を実施し周知活動を行いました。**平成 25 年度には、サイン改修事業の継続と、需要に基づくバス路線の再編、そしてタクシーの新たなビジネスモデル化の取組が行われています。**

今後は、地域公共交通ビジョンをもとに、さらに踏み込んだ圏域内公共交通計画（ネットワーク計画）を策定し、鉄道とバス間の相互連絡調整等の利便性向上やデマンド交通に代表される新しい公共交通への変換などによる既存の公共交通ルートの見直

しを行います。これにより、誰もが利用しやすい公共交通の実現を目指していきます。

○主要事業○

定住自立圏形成協定で締結した内容に基づき、以下の主要事業を実施します。

<p>【形成協定】 圏域における公共交通の充実のため、公共交通の需要を調査・検証し、誰もが利用しやすい公共交通ネットワークの再構築に取り組む。</p>

① 秩父圏域内の公共交通需要調査

事業名	公共交通需要調査					59	関係市町名
事業概要	路線バス乗降調査、鉄道駅乗降調査、住民交通意識調査、観光客交通調査など圏域内の公共交通の需要調査を適宜実施する。 具体的には、乗客の利用区間、利用目的、個人属性（性別・年齢層）、乗車後の目的地などを調査する。					秩父市（市民生活課） 横瀬町（まち経営課） 皆野町（総務課） 長瀬町（企画財政課） 小鹿野町（総合政策課）	
成果	需要調査を実施することにより、住民ニーズに合った乗り継ぎや出発時刻の見直しが可能となり、デマンド交通など新しい形の公共交通への転換や自治体をまたがる公共交通網の検討、周知広報活動の基礎資料となることが期待される。						
関係市町の役割分担	秩父市が企画立案を行い実施する。各町は実施に協力する。						
事業費 (千円)	22	23	24	25	26	計	
	3,500	0	—	—	—	3,500	
国県補助事業等の名称・補助率等	該当なし						
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	・平成22年度 基金取り崩し 3,500千円 ・平成23～25年度は、専門家招へい事業として実施したため、個別の事業費はない。						

② 秩父圏域での公共交通会議の開催

事業名	秩父圏域公共交通会議の開催					60	関係市町名
事業概要	<p>市営バス、町営バスを有する自治体では、それぞれ地域公共交通会議が開催されている。この会議は、地域公共交通に関して国から許認可を受けるにあたり、開催が必須のものである。</p> <p>しかしながら、複数の自治体にまたがる公共交通については検討する場が無いことから、圏域内の公共交通網について議論する秩父圏域公共交通会議を開催する。</p>					秩父市（市民生活課） 横瀬町（まち経営課） 皆野町（総務課） 長瀬町（ 企画財政課 ） 小鹿野町（総合政策課）	
成果	<p>圏域内の地域公共交通の課題や今後の計画などを議論することで、圏域内の公共交通網の充実が期待できる。</p>						
関係市町の役割分担	<p>秩父市、横瀬町、皆野町、小鹿野町がそれぞれ組織する公共交通会議の開催とは別に、広域的な公共交通のあり方等を検討するため、各市町が協力し、会議を開催する。</p>						
事業費 (千円)	22	23	24	25	26	計	
	0	0	0	0	0	0	0
国県補助事業等の名称・補助率等	<p>該当なし</p>						
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	<p>なし</p>						

③ 地域公共交通のマップ作成等広報の実施

事業名	地域公共交通マップ作成等広報事業					61	関係市町名
事業概要	<p>秩父圏域の公共交通網は、民営鉄道路線、民営バス路線、公営バス路線により構成されているが、各路線のルートや乗り継ぎなど、利用者にとって分かりにくいところがあるため、圏域の公共交通マップなどを作成して広報周知活動を行う。</p>					<p>秩父市（市民生活課） 横瀬町（まち経営課） 皆野町（総務課） 長瀨町（企画財政課） 小鹿野町（総合政策課）</p>	
成果	<p>広報周知活動により、住民や観光客などの利用者の増加が見込まれる。</p>						
関係市町の役割分担	<p>各市町が協力して企画立案・広報を行う。</p>						
事業費 (千円)	22 —	23 600	24 0	25 0	26 0	計 600	
国県補助事業等の名称・補助率等	<p>該当なし</p>						
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	<p>・平成23年度 基金取り崩し600千円</p>						

④ 地域公共交通基本計画（ネットワーク計画）及び実施計画の策定

事業名	地域公共交通計画（ネットワーク計画）策定事業					62	関係市町名
事業概要	<p>圏域行政及び交通事業者等の連携により、持続可能かつ住民満足度の高い公共交通システムを再構築するため、秩父圏域における公共交通の総合的な連携計画を策定する。</p>					<p>秩父市（市民生活課） 横瀬町（まち経営課） 皆野町（総務課） 長瀨町（企画財政課） 小鹿野町（総合政策課）</p>	
成果	<p>住民満足度の高い公共交通システムの構築により、利用者の増加が期待できる。</p>						
関係市町の役割分担	<p>各市町が協力して計画策定を行う。</p>						
事業費 (千円)	22 —	23 0	24 0	25 0	26 —	計 —	
国県補助事業等の名称・補助率等	<p>該当なし</p>						
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	<p>・平成23～25年度は、専門家招へい事業として実施したため、個別の事業費はない。</p>						

⑤ 地域公共交通実施計画に基づく事業の実施

事業名	地域公共交通活性化推進事業					63	関係市町名
事業概要	圏域行政及び交通事業者等の連携により、持続可能かつ住民満足度の高い公共交通システムを再構築するため、秩父圏域における公共交通の総合的な事業を実施する。						秩父市（市民生活課） 横瀬町（まち経営課） 皆野町（総務課） 長瀬町（ 企画財政課 ） 小鹿野町（総合政策課）
成果	住民が公共交通を利用しやすくするための各種事業を実施することにより、利用者の増加が期待できる。						
関係市町の役割分担	各市町が協力して計画に基づいた事業を行う。						
事業費 (千円)	22	23	24	25	26	計	
	—	—	0	0	0	0	
国県補助事業等の名称・補助率等	該当なし						
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 24・25 年度は、専門家招へい事業として実施したため、個別の事業費はない。 ・平成 26 年度 地域公共交通実施計画に基づき実施。 						

○今後想定される事業○

1 地域公共交通のネットワーク再編

- (1) 鉄道と基幹的なバス路線、きめ細やかな支線交通有機的に連携したネットワーク構築のための計画を策定する。
- (2) 基幹的なバス路線の構築
 - ①沿線人口と旅客の多いバス路線のサービス向上
 - ②秩父市内における基幹的路線の構築
 - ③基幹的路線に結節する支線交通の提供

2 地域公共交通の品質向上

- (1) 日頃の「お出かけ」がしやすくなるサービスの改善
- (2) 路線バス等が運行されていない場所での生活観光路線の試行

3 「わかる公共交通」の戦略的推進

駅前広場、バス停留所、バス方向幕の表示改善。

(2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

イ デジタル・デバイドの解消に向けた ICT インフラの整備

○施策体系○

(ア) 秩父圏域情報化の推進

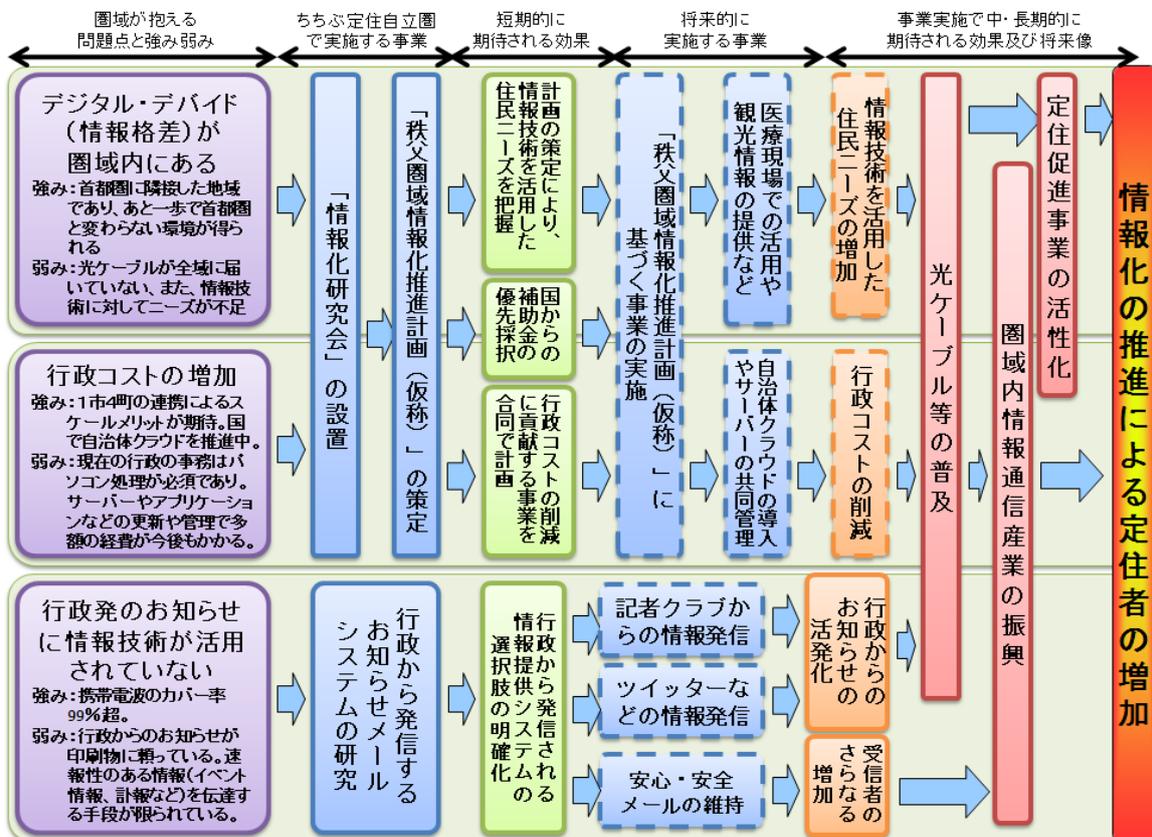
① 推進計画の策定

② 情報化研究会の実施

(イ) 地域情報共有システムの構築準備

① システムの導入の検証

○戦略図○



(ア) 秩父圏域情報化の推進

○現況と課題○

情報通信技術は、人々の生活をさらに豊かにする技術として、全国的規模でインフラの整備が行われています。しかし、事業収益や地理的な条件によって、整備の進捗状況に差があることから、デジタル・デバイドといわれる情報インフラの地域間格差が生じることとなります。デジタル・デバイドは、地域間の産業や雇用の格差を発生させるだけでなく、行政サービスの発展を阻害し、圏域外の人々が定住を判断する際のマイナス要因にもなります。

秩父圏域はこれまでもブロードバンドや携帯電話、地上波アナログ放送の受信など情報化施策について様々な取組を自治体ごとに行ってきましたが、県南地域と比較すると整備状況は十分とはいえません。

さらに、未曾有の被害をもたらした東日本大震災により、大規模災害時の情報伝達手段確保や情報システム運用の継続性確保、電力供給の不安定化に伴う対応等情報通信分野の新たな課題についても検討する必要があります。

○今後の展望○

今後、山間部にある秩父圏域において、行政サービスを向上させていくためには情報通信技術を活用していく必要があります。圏域内の自治体が連携することにより、圏域内のデジタル・デバイドを解消し、安定した情報ネットワーク環境を整備していくことが重要です。しかしながら、情報ネットワーク環境整備やこれを利活用した情報システム整備・保守運用には多額の費用が見込まれるため、秩父圏域の自治体だけではなく、国や県、民間の協力を得ながら、効率的かつ効果的に整備していくこととなります。協力を得るためには、圏域がどのように情報化を推進するかについて見通しを示すことと秩父圏域の自治体間での情報共有の体制作りが必要となります。

情報化推進による住民サービス向上の見通しを示すためには、情報化推進計画を策定することが考えられます。しかし、圏域内には未策定の自治体もあることから、情報化政策に関する共通の計画を策定します。具体的には、デジタル・デバイドの解消や広域的な情報ネットワーク化、その利活用による電子自治体の構築を推進するとともに、圏域自治体間で情報システムの共同利用することなど経費削減の取組や圏域の情報通信産業の振興を計画で策定します。

また、情報共有の体制作りについては、各市町の情報政策担当者で構成する情報化研究会において、情報ネットワークに関する最新技術の動向の研究や圏域が抱える問題とその解決策に関する情報交換を行うことを考えております。

これらの取組により、他の自治体の情報化政策のノウハウを得ながら、単独の自治体での検討が不足していた情報化政策の項目を補完すること、また、圏域全体で取り組むことにより情報化政策に関する国からの補助金の採択が得られやすくなることが期待されます。

○主要事業○

定住自立圏形成協定で締結した内容に基づき、以下の主要事業を実施します。

<p>【形成協定】</p> <p>(ア) 秩父圏域情報化の推進</p> <p>圏域におけるデジタル・デバイドの解消及び情報ネットワーク化を推進するため、「秩父圏域情報化推進計画（仮称）」を策定する。</p>

① 推進計画の策定

事業名	「秩父圏域情報化推進計画（仮称）」策定事業		64	関係市町名		
事業概要	<p>秩父圏域の地勢・住民・文化などの特性を考慮した、圏域独自の情報化を推進する計画を策定する。策定に当たっては、専門家の助言を得ながら、最新の動向を把握することとする。</p> <p>また、現在政府で検討されている社会保障・税に関わる番号制度や自治体クラウド、再生可能エネルギー利用の ICT 利活用（スマートグリッド）の考え方を取り入れることとする。</p>			<p>秩父市（情報政策課） 横瀬町（総務課） 皆野町（総務課） 長瀬町（総務課） 小鹿野町（総合政策課）</p>		
成果	<p>平成 23 年度内に計画を完成し、公表する。また、計画上に位置づけた事業を実施することにより、情報技術を活用した住民ニーズの増加、行政コストの削減を図り、光ケーブル等の普及やデジタル・デバイドの解消を目指すとともに、圏域内の情報通信産業の振興を図る。</p>					
関係市町の役割分担	<p>圏域内の計画策定については、他団体の事例や専門家の意見を踏まえつつ、各市町が分担して内容を作成する。既に策定済みの秩父市及び小鹿野町については、既存の推進計画について情報提供する。未策定の各町は、情報化に関する町内のとりまとめを行う。</p>					
事業費 (千円)	22	23	24	25	26	計
	0	0	0	—	—	0
国県補助事業等の名称・補助率等	該当なし					
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	現時点では費用負担は発生しないが、先進地視察等の必要が生じた場合は基金からの取り崩しで対応する（平成 24 年度まで）。					

○ 22年度以降に想定されるスケジュールは次のとおりです。

年 月	検討事項	専門家の役割
22年 4月 ～ 7月	推進計画策定方法・スケジュールの検討 データ収集	
8月 ～ 11月	推進計画概要の検討 データ収集	推進計画概要への助言 最新情報の提供
23年 12月 ～ 3月	推進計画の内容検討 データ収集	推進計画内容の助言 最新情報の提供
4月 ～ 8月	推進計画の内容検討 震災・国の制度創設対応追加検討	推進計画内容の助言 最新情報の提供
24年 9月 ～ 3月	推進計画の内容検討 震災・国の制度創設対応追加検討 システム最適化計画（クラウド）検討 先進地等視察	
4月 ～ 8月	推進計画の内容検討 システム最適化計画（クラウド）検討 安心安全メールの4町拡張検討	推進計画内容の助言 最新情報の提供
25年 9月 ～ 2月	推進計画のパブリックコメント システム最適化計画（クラウド）検討 安心安全メールの検討4町拡張検討	
3月	計画決定・公表	

※ 本来であれば、平成23年度内に策定をする予定でしたが、東日本大震災の影響や国の自治体クラウドや番号制度の検討状況により策定スケジュールを延期しております。

※ 秩父圏域情報化推進計画策定事業の中核内容となる「システム最適化計画（自治体クラウド）検討」が、検討途中において、埼玉県町村会が実施する埼玉県町村情報共同システムでの調達検討に移行したことにより、当推進計画の策定主旨が変更となったため、今後は、計画策定の検討は行わず、今までの検討結果の報告を行うこととします。

② 情報化研究会の実施

事業名	「情報化研究会」の開催					65	関係市町名
事業概要	情報ネットワークに関する最新技術の動向の研究や圏域が抱える問題とその解決策に関する情報交換を行う。						秩父市（情報政策課） 横瀬町（総務課） 皆野町（総務課） 長瀬町（総務課） 小鹿野町（総合政策課）
成果	各市町が研究会を開催することで、情報分野において共同で企画立案でき、また、最新動向の共有と意見交換する場を設けることができる。						
関係市町の役割分担	各市町とも、担当職員を研究会に出席させる。専門家の招へいは秩父市で行う。						
事業費 (千円)	22 0	23 0	24 0	25 0	26 0	計 0	
国県補助事業等の名称・補助率等	該当なし						
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	現時点では費用負担は発生しないが、先進地視察等の必要が生じた場合は基金からの取り崩しで対応する。						

○今後想定される事業○

該当なし。

(イ) 地域情報共有システムの構築準備

○現況と課題○

近年、パソコンやインターネットが急速に普及し、多種多様な情報の入手や発信が容易になり、地域内で発信される情報に対する関心が高くなっています。

1市4町においては、防災・防犯情報に関しては、防災行政無線を活用し地域住民に情報を発信していますが、**秩父市ではその補完的機能として安心・安全メールで防災・防犯情報や災害時における被害状況、避難勧告などの情報を登録者にメール配信をしていました。**

平成 25 年 8 月から圏域全体で安心・安全メールの配信を始め、平成 26 年 7 月現在、登録者は 15,041 人となっています。

○今後の展望○

現在の電気通信サービスの加入契約数における携帯電話等の状況は、携帯電話および PHS の加入契約数（平成 25 年 6 月末、総務省調査）が 1 億 4,283.1 万件加入で、前年同期の 1 億 3,460.7 万件加入と比較して 6.1%増、人口普及率は 111.5%でした。

それぞれの加入契約数は、携帯電話が 1 億 3,763.2 万件、PHS が 519.9 万件加入でした。また、第 3.9 世代携帯電話の加入契約数は 1,419.8 万加入で、携帯電話の加入契約数に占める割合は 10.7%となっております。

近年、秩父圏域でも携帯電話のアンテナ設置に取り組まれてきており、ほとんどの地域をカバーしています。

今後、携帯電話を活用した地域情報共有システムにより、圏域住民の利便性の向上につながるとともに、住民の方が安心かつ安全に日常を過ごすことができるように、行政が発信するお知らせを提供できるシステムを構築することが考えられます。

地域情報共有システムの構築にあたっては、通常時の行政からのお知らせなどを配信するのか、防犯に関する注意喚起やお悔やみ情報の提供ができる機能を加えて配信するのか、あるいは、単に緊急時の情報提供だけに絞って配信するのかを様々な角度から検討しました。

その結果、事前の観光情報等は秩父地域の記者クラブに優先的に配信されるべきであり、秩父圏域に直接訪れる観光客への情報提供は案内看板の設置や Twitter、Facebook 等の情報共有システムを活用が望ましく、行政としては安心安全に特化した情報提供を主にさらに検討していくということになりました。今後、登録者の増加を目指した広報周知活動などでちちぶ定住自立圏として支援可能か検討を行っていく予定です。

○主要事業○

定住自立圏形成協定で締結した内容に基づき、以下の主要事業を実施します。

<p>【形成協定】</p> <p>(イ) 地域情報共有システムの構築準備</p> <p>圏域の防災・防犯情報などの提供システムの運用について研究する。</p>

① システムの導入の検証

事業名	行政から発信するお知らせメールシステムの研究					66	関係市町名
事業概要	<p>携帯電話の普及状況を踏まえ、希望者に対して、行政から発信するお知らせをメールで配信するための活用・運用方を研究する。</p>					秩父市（情報政策課、危機管理課、広報広聴課） 横瀬町（総務課） 皆野町（総務課） 長瀬町（総務課） 小鹿野町（住民課）	
成果	<p>平成 24 年度検討結果により、秩父市が運用する現行メール配信システムを各町が共同利用する形とする。今後は、防災・防犯担当課等による配信内容・運用方法等の調整を図る。平成 26 年度以降は、現行システムにエリアメール・緊急速報メール連携の構築も行う。</p>						
関係市町の役割分担	<p>情報化研究会内で、専門家と相談しながら研究・検討を行う。 経費については、秩父市が事前に各町に相談して決定する。</p>						
事業費 (千円)	22	23	24	25	26	計	
	150	0	0	1,586	3,706	5,442	
国県補助事業等の名称・補助率等	該当なし						
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	<p>平成 22 年度内に先進地視察を実施する場合は、基金からの取り崩しで対応。 平成 23 年度～24 年度に必要経費が発生した場合は、各市町で負担する（秩父市が概ね 50.0%、残りを各町で均等割りを予定。） 平成 25 年度は、秩父市が 742 千円、各町が 211 千円を負担する。 平成 26 年度は、エリアメール・緊急速報メール連携のシステム構築を行なうため、秩父市が 1,730 千円、各町が 494 千円を負担する。</p>						

○今後想定される事業○

特になし。

(2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

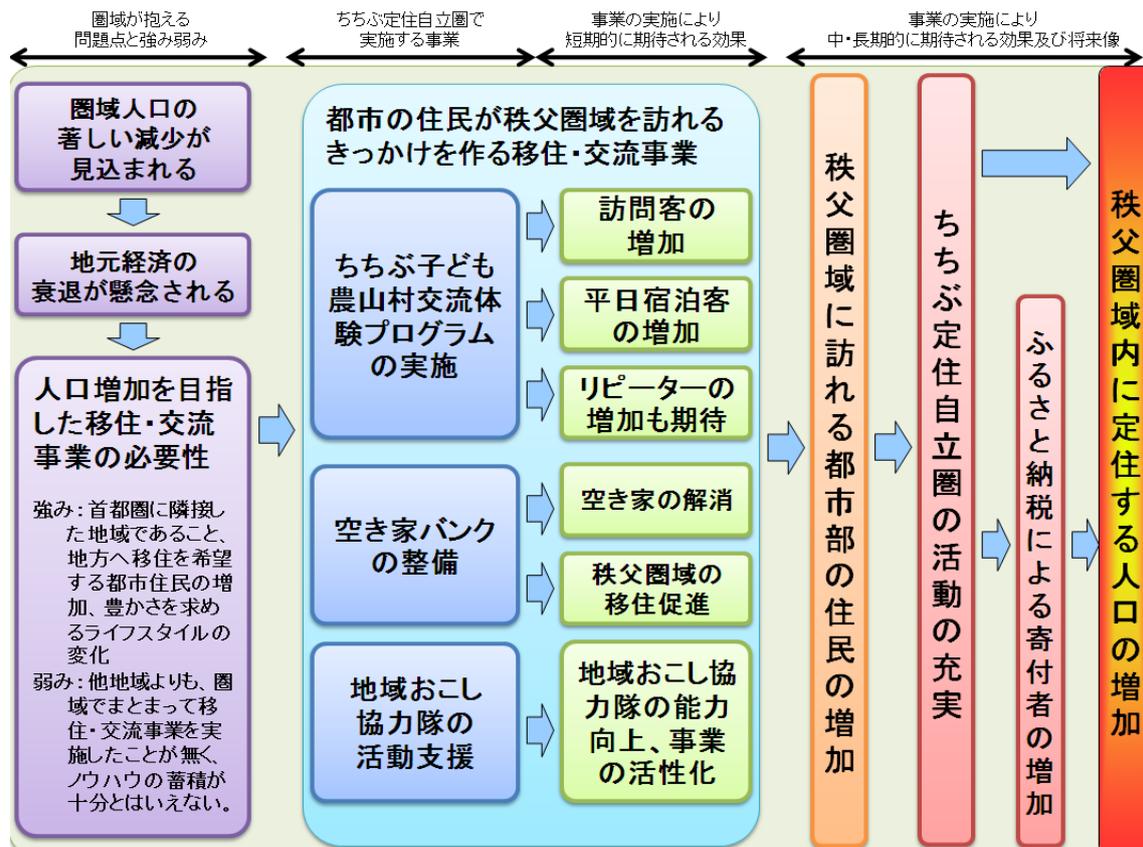
ウ 圏域外の住民との交流及び移住促進

○施策体系○

(ア) 交流及び移住促進事業の実施

- ①農山村体験交流事業の推進
- ②空き家バンクの構築
- ③地域おこし協力隊の活用

○戦略図○



(ア) 交流及び移住促進事業の実施

○現況と課題○

人口推計によれば、秩父圏域は2020年（平成32年）には10万人を下回ると予想されており、地域コミュニティの喪失やいわゆる限界集落の増加、農業従事者の減少による遊休農地の増加、林業の衰退による山林荒廃や荒川下流域への災害面での影響などが懸念されています。

その一方で、都市部においては、近年、いわゆる「団塊の世代」の大量退職、ゆとりや豊かさ志向への国民のライフスタイルの変化、U I Jターンや二地域居住の普及等により、「都市から地方への移住・交流」の気運が高まってきています。

秩父圏域は、都心より約60kmから80kmに位置しながら、自然環境や歴史的資源等に恵まれ、町内会や消防団など地域の結びつきが強い地域です。都市からの移住・交流に適した圏域として、東京から「近い田舎」として、田舎暮らしが実現でき、地域の人々と訪れる人々が「近い仲」になれる可能性を持っています。

以上のことから、人口減少による諸課題を解決するための手段の一つとして、都市住民が秩父に求めるニーズの把握分析により都市住民を受け入れていくための受け皿づくりを圏域が一体となって推進することで、交流及び移住促進策を展開していくことが考えられます。

○今後の展望○

秩父圏域では、これまでも荒川流域の自治体との交流事業や「ちかいなか秩父」に代表されるような移住促進事業に取り組んできました。今後は、秩父への訪問者を増加させ、定住者を多くするための交流及び移住促進策の効果をより高めるため、圏域内の自治体が連携して展開していく必要があります。

具体的な取組として、まず、交流事業については、都市住民が長期に滞在して行う農山村体験交流事業が挙げられます。農山村体験交流事業は、都市住民が農山村地域の体験を通じ、農林業の重要性や環境保全の必要性などを理解するとともに、体験した地域の歴史文化を学ぶというものです。今後、圏域内の自治体が連携して、農山村体験プログラムを構築し、実施体制を整備することにより、都市からの住民を多く受け入れたいと考えています。この実績を重ねることにより、将来的には全国の小学生が農山漁村を訪問して1週間程度、宿泊体験活動を行う「子ども農山漁村交流プロジェクト（総務省、農林水産省、文部科学省連携事業）」の受入先として、また、埼玉県県の「教育のメッカ埼玉づくり事業」でも、秩父圏域で同事業を考えており、受入先を「秩父地域おもてなし観光公社」として進めています。

次に、移住促進事業については、空き家バンクの整備に取り組みます。空き家バンクとは、圏域内にある空き家の有効活用を通して、地域住民と都市住民の交流拡大及び定住の促進による地域の活性化を図るため、地域内にある賃貸や販売が可能な物件の所有者から登録を募集して情報提供を行うデータベースのことです。現在、自治体が把握・提供する情報は非常に少なく、秩父圏域に関心を持っている人々の多様な要望に対して十分に答えていないのが現状です。そこで、圏域外の住民のニーズに合致

した情報提供をしていくために、民間団体や地域住民の協力のもと、空き家・空き地情報の収集・データベース化を推進し、交流居住希望者が情報収集できる仕組みを構築して、都市部からの交流居住受入体制の整備を進めます。また、この空き家バンクの整備とともに、民間団体と連携して秩父への移住・交流のための情報提供事業を推進していきます。さらに、空き家バンクを整備した後の生活支援（仕事面、リフォーム等）などアフターフォローしていきます。さらに、居住を検討している圏域外の住民向けに宿泊施設を安価で提供するなどの支援策を検討していきたいと考えています。

さらに、総務省が推進する「地域おこし協力隊」の活用により、秩父圏域の生活に関心を持つ都市住民を受け入れて、地域力の維持・強化に取り組んでいきます。地域おこし協力隊とは、地方自治体が都市住民を受け入れ、地域おこし協力隊員として委嘱し、1～3年間、農林漁業の応援、水源保全・監視活動、住民の生活支援などの各種の地域協力活動に従事してもらいながら、当該地域への定住・定着を図る取組を支援する制度です。すでに、秩父市では「緑のふるさと協力隊」制度の活用により、受け入れた都会の若者が定住した実績がありますが、この取組を圏域内で広げることにより、定住する人数を拡大したいと考えています。

これらの取組による効果としては、短期的には、秩父圏域の平日時の来訪者数・宿泊者数の増加により観光業・宿泊業への経済効果が見込まれます。また、長期的には、定住者の増加による人口・税収の増加が見込まれ、過疎・辺地対策にもつながります。

○主要事業○

定住自立圏形成協定で締結した内容に基づき、以下の主要事業を実施します。

【形成協定】

圏域外の住民を多く受け入れるため、民間団体などと協力して、需要を調査・検証した上で、子ども農山村交流プロジェクトなどの交流推進事業、空き家バンクの実施などの移住促進交流事業を合同で実施する。

① 農山村体験交流事業の推進

事業名	交流体験事業の実施					67	関係市町名
事業概要	<p>「子ども農山漁村交流プロジェクト」等交流体験事業の実施に必要な体験プログラムの企画立案や事例研究、受入先となる農業団体等の支援や農家民宿等宿泊施設の組織化、旅行会社・学校関係者への情報提供やパンフレットの作成などに取り組む。このため平成25年度までに試行的に小規模に都市住民を受け入れ、体験プログラムを実施し、プログラムの改善を行う。</p> <p>また、平成24・25年度は、埼玉県「教育メッカ」事業との連携も図りながら事業展開していく。最終的には、おもてなし観光公社のひとつのプログラムとして、事業の引き継ぎを行うとともに、更なる拡充を図る。</p>					秩父市（観光課、農政課） 横瀬町（振興課） 皆野町（総務課） 長瀬町（産業観光課） 小鹿野町（総合政策課）	
成果	<p>当初国の全面的な支援体制のもとに事業を実施していく予定であったが、事業仕分けにより想定していた事業規模で実施することができなかつたため、平成22年度、平成23年度は試行的に子どもの受け入れを実施する。平成26年度からは本格的な受入を開始する。</p> <p>今後、体験プログラムをビジネスモデルとして確立させることにより、交流促進だけでなく観光資源として売り出すことができ、将来的に観光客の増加が期待できる。</p>						
関係市町の役割分担	<p>秩父市は、交流体験事業の企画立案をするとともに、計画の実現性を確保するための需要調査、関係機関との調整及び補助金の申請手続きを行う。各町は秩父市と協力して事業の企画立案を行うとともに、需要調査や広報普及、情報提供など事業実施に協力する。</p>						
事業費 (千円)	22	23	24	25	26	計	
	2,000 (0)	2,000 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	4,000 (0)	
国県補助事業等の名称・補助率等	食と地域の交流促進対策交付金 （農林水産省補助事業、定額、毎年2,000千円 平成23年度まで）						
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> 平成22年度 国補助金2,000千円（子ども農山漁村交流プロジェクト対策） 平成23年度 国補助金2,000千円（食と地域の交流促進対策） 平成24～26年度は、埼玉県『教育のメッカ』事業との連携で推進。 平成26年度からは本格的な受入を開始する。 						

② 空き家バンクの構築

事業名	空き家バンク整備及び運営委託事業					68	関係市町名
事業概要	<p>都市住民が秩父圏域へ移住するための足掛かりとなる空き家バンクの整備を行う。</p> <p>具体的には、空き家バンクを活用した物件紹介の実務について先進事例を参考に調査研究と企画立案を行う。また、空き家バンクのシステム構築及び運用について、民間団体と協力して企画立案する。システム構築後は、民間団体と連携し、空き家データの充実や広報周知など成約件数を増加させるための企画立案を行う。</p> <p>また、秩父に移住することに不安を感じている方に向け、一定期間仮居住し、秩父地域での生活に不安を感じずに移住していただくスタートハウスを開設することを検討している。</p> <p>移住交流フェアなど都内で開催されるイベントに秩父圏域で出展し、秩父圏域での移住交流をアピールする。また、秩父での暮らしについて、インターネットを活用した情報発信も行う。</p>					秩父市（商工課） 横瀬町（まち経営課） 皆野町（産業観光課） 長瀬町（産業観光課） 小鹿野町（総合政策課）	
成果	<p>空き家バンクを整備し、データを充実することにより、成約件数の増加が期待される。また、定住者の増加による人口・税収の増加が見込まれる。</p>						
関係市町の役割分担	<p>秩父市が中心となって、各町とともに、埼玉県宅地建物取引業協会秩父支部及びFIND Chichibu ちかいなか分科会などの関係機関と連携し、空き家バンクのシステム構築や空き家データの収集など企画立案を行う。</p>						
事業費 (千円)	22	23	24	25	26	計	
	1,100	600	950	2,000	1,000	5,650	
国県補助事業等の名称・補助率等	該当なし						
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度 基金取り崩し 1,100千円 ・平成23年度 基金取り崩し 600千円 ・平成24年度の市町負担は、秩父市が442千円、各町が127千円とする。 ・平成25年度の市町負担は、秩父市が932千円、各町が267千円とする。 ・平成26年度の市町負担は、秩父市が468千円、各町が133千円とする。 						

③ 地域おこし協力隊の活用

事業名	地域おこし協力隊の活用					69	関係市町名
事業概要	都市の若者を地域おこし協力隊員として、一定期間以上（最長3年）受け入れ、農林漁業の応援、水源保全・監視活動、住民の生活支援などの各種の地域協力活動に従事してもらいながら、当該地域への定住・定着を図る。					秩父市（商工課・大滝総合支所 地域振興課 ） 横瀬町（まち経営課） 皆野町（総務課） 長瀬町（ 企画財政課 ） 小鹿野町（総合政策課）	
成果	地域おこし協力隊員を積極的に活用することにより、地域力の維持・強化を図る。また、地域おこし協力隊員の意思を尊重しつつ、秩父圏域内での定住・定着を図る。						
関係市町の役割分担	地域おこし協力隊員の受け入れについては、総務省の要綱等に基づき、各市町において手続きを行う。 隊員を対象に合同研修等を開催する必要がある場合、秩父市は研修等の企画立案やとりまとめを行う。各町は研修等の実施に協力する。						
事業費 (千円)	22	23	24	25	26	計	
	0	200	200	200	50	650	
※隊員受入側の研修等費用のみ（隊員受入経費は別途計上。）。							
国県補助事業等の名称・補助率等	<ul style="list-style-type: none"> ・地域おこし協力隊員受入経費については、「地域おこし協力隊」の推進に向けて年間4,000千円を上限（うち報償費2,000、その他2,000）とした地方財政措置（特別交付税）がある。（平成24年度まではその他経費の上限が1,500千円、合計3,500千円が上限） ・ちちぶ定住自立圏では、協力隊員を受入れる側の研修等費用を負担することとし、隊員のための研修等費用は、地域おこし協力隊の受入経費で負担することとする。 						
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・地域おこし協力隊の受け入れ経費は、各市町で計上し、各自で財政措置を受ける。 ・研修等その他費用について、23年度は基金の取り崩しで対応。24、25年度の各市町負担は、秩父市が92千円、各町が27千円とする。26年度の各市町負担は、秩父市が22千円、各町が7千円とする。 						

○今後想定される事業○

主要事業により一定の成果が出た後、政策効果をさらに高めるため、実施することが想定される事業は以下のとおりです。

① 農山村体験交流事業に関連した事業

・農山村体験交流事業の受入先の研修会の実施

農山村体験交流事業の受入先となる農家民宿等に対して、研修会を実施し、実施に当たってのノウハウを共有する。

・大人も参加できる農山村体験交流プログラムの開発

ちちぶ子ども農山村交流体験プログラムを拡充するために、大人向けの農山村体験交流プログラムの開発も合わせて行う。

・秩父に関する情報提供

ちちぶ子ども農山村交流体験プログラムの参加者に、秩父圏域で開催されるイベント案内をメール等で送信できる仕組みを検討する。

・空き家バンクとの連携

ちちぶ子ども農山村交流体験プログラムの参加者に、空き家バンクの案内をすすめる仕組みを検討する。

(2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

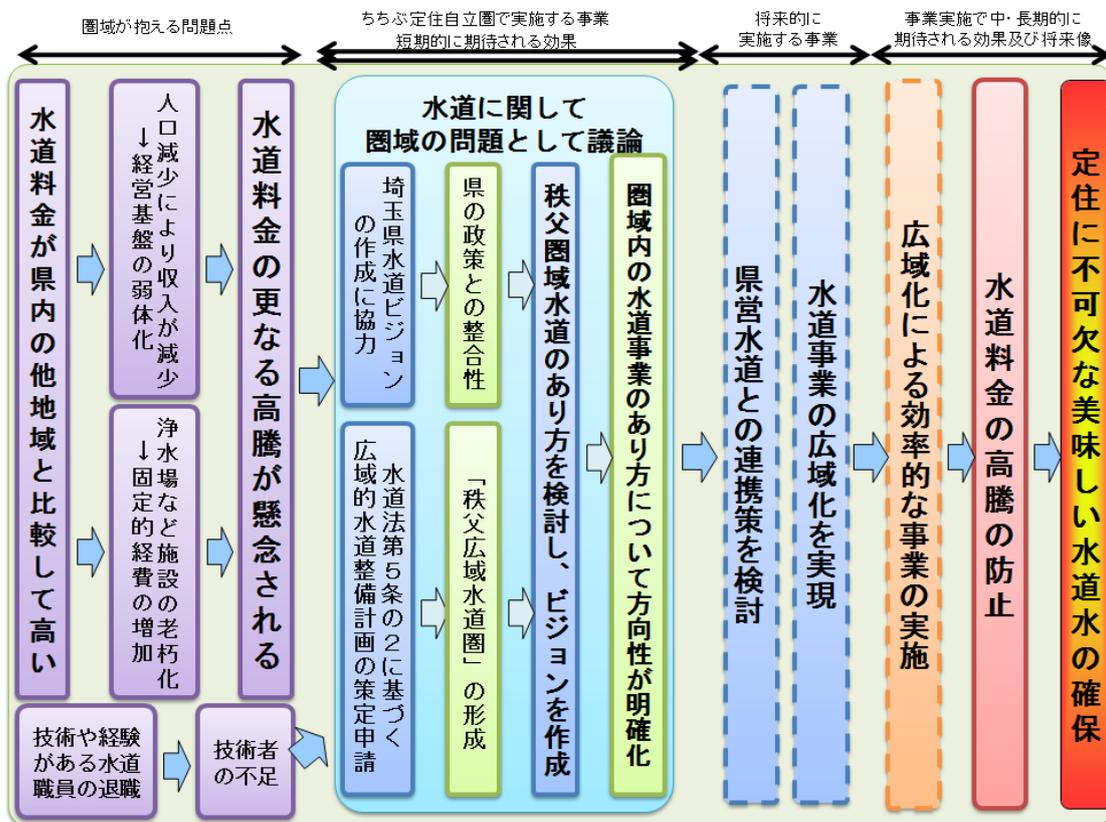
エ 水道

○施策体系○

(ア) 秩父圏域における水道事業の運営の見直し

- ①埼玉県水道ビジョンの作成協力
- ②水道法第5条の2に基づく広域的水道整備計画の策定申請
- ③秩父圏域内の地域水道ビジョンの検討
- ④秩父圏域内の水道事業の在り方の検討

○戦略図○



(ア) 秩父圏域における水道事業の運営の見直し

○現況と課題○

秩父圏域では、荒川水系の二つのダム開発水と河川水を水源とし、各自治体が安心・安全な水の安定供給に取り組んでいます。

平成24年度の水道普及率は、秩父市99.7%、横瀬町98.5%、皆野・長瀬上下水道組合94.7%、小鹿野町99.1%と、圏域全体では98.7%であり県全体の99.7%に比べ、若干低くなっています。

また、標準世帯の1ヶ月の使用量である20 m³使用時の水道料金（平成25年4月1日現在）を比較しますと、県平均の2,384円に対し、秩父圏域の平均では2,848円と約2割高くなっている状況にあります。

さらに、今後は、浄水場等施設の老朽化による更新費用の財源確保や大規模災害時のライフラインの確保の観点からの耐震化、応急給水及び応急復旧対策を行っていく必要があります。この他、将来の見通しでは給水人口の減少等による料金収入の減少、技術や経験がある職員の大量退職による技術者の不足なども懸念されています。

秩父圏域の単独自治体又は一部事務組合の財政力を考えますと、これら水道事業の様々な課題を単独の事業者で解決していくのは困難な状況となっています。

○今後の展望○

前述のとおり、秩父圏域の水道事業は様々な課題を抱えていくことが予想されます。圏域内の水道事業の運営が困難にならないよう、定住自立に不可欠な水道水の供給という観点から、水道事業は圏域全体の問題として議論していくことが重要です。

将来的な議論をするにあたっては、水道事業の運営に関する考え方が近年大きく変化していることを注目すべきです。例えば、事業主体について、これまでは市町村単位の運営を想定して水道事業の制度が設計されてきましたが、住民サービスの均一化や災害時のライフラインの確保の観点から、県単位、広域単位で運営されるべきという考え方もあります。また、広域化の形態についても、単に水道事業者を事業統合させるだけではなく、新たな広域化の概念として施設の共同化や管理の一体化等を行うことにより経営基盤の強化や技術基盤の強化を行うことも可能となってきています。

今回の協定に基づき、水道事業の圏域が抱える課題解決に有効となる広域化方策について、埼玉県の水道行政担当部局とも連携しながら、1市4町で検討していきます。具体的には、営業業務や維持管理業務の一体化や資機材備蓄の共同化、共同浄水場設置の可能性など様々な角度から検討し、方策ごとの費用削減効果や水道料金への反映効果、短期・中期・長期のスケジュールなどを明らかにします。

この検討により、圏域内の水道事業者が今後の事業運営方針について判断しやすくなること、秩父圏域の地域住民に今後の圏域内の水道行政の方向性について説明責任を果たせることが可能となります。また、検討が進めば、広域化に向けた取組みが始まり、最終的には、水道事業の効率的な運営により、水道料金の高騰の抑制が期待されます。

○主要事業○

定住自立圏形成協定で締結した内容に基づき、以下の主要事業を実施します。

<p>【形成協定】 圏域における水道事業の運営の在り方について、検討を行う。</p>

① 埼玉県水道ビジョンの作成協力

事業名	埼玉県水道ビジョンの作成協力	70	関係市町名			
事業概要	<p>県が策定を進めている埼玉県水道整備基本構想（埼玉県水道ビジョン）は、水道事業者の目標として20年後の県内水道のあるべき姿やその方策を示すものであることから、秩父ブロック水道広域化協議会で提示される原案作成に参画する。</p> <p style="text-align: center;">【平成22年度終了】</p>		秩父市（水道部） 横瀬町（上下水道課） 皆野町・長瀬町（皆野長瀬上下水道組合） 小鹿野町（水道課）			
成果			各市町の現状と広域化方策による効果を明確にし、埼玉県の水道政策との整合性を図る。			
関係市町の役割分担	具体的な議論は、県が主催する秩父ブロック水道広域化協議会において行う。各市町は協議会に参加し、水道の運営基盤の強化となる広域化とその方策（管理の一体化や施設の共同化等）を議論する。					
事業費 (千円)	22 0	23 —	24 —	25 —	26 —	計 0
国県補助事業等の名称・補助率等	該当なし					
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	該当なし					

② 水道法第 5 条の 2 に基づく広域的水道整備計画の策定要請

事業名	水道法第 5 条の 2 に基づく広域的水道整備計画の策定要請	71	関係市町名			
事業概要	埼玉県水道ビジョンに基づく各種方策を推進するため、水道法第 5 条の 2 に基づき、秩父広域水道圏域の「広域的水道整備計画」の策定要請を連名で埼玉県知事に要請し、広域的な水道事業について検討する。 【平成 22 年度終了】		秩父市（水道部） 横瀬町（上下水道課） 皆野町・長瀬町（皆野長瀬上下水道組合） 小鹿野町（水道課）			
成果	秩父圏域の水道事業のあり方について方向性が明確化することにより、 <ul style="list-style-type: none"> ・圏域内の水道事業者が今後の事業運営方針について見通しが明確になること ・地域住民に今後の圏域内の水道行政の方向性について説明責任を果たせること が期待される。					
関係市町の役割分担	広域的水道整備計画の策定にあたっては、計画案を作成する県水道担当課に各市町が協力する。					
事業費 (千円)	22	23	24	25	26	計
	0	—	—	—	—	0
国県補助事業等の名称・補助率等	該当なし					
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	該当なし					

③ 秩父圏域内の地域水道ビジョンの検討

事業名	圏域水道ビジョンの作成	72	関係市町名			
事業概要	<p>平成 23 年 3 月に策定された埼玉県水道整備基本構想（埼玉県水道ビジョン）、広域的水道整備計画（秩父広域水道圏）と整合を図りながら、秩父圏域の水道のあり方について検討し、ビジョンの策定を行う。</p> <p>【平成 24 年度終了予定】</p>		秩父市（水道部） 横瀬町（上下水道課） 皆野町・長瀨町（皆野長瀨上下水道組合） 小鹿野町（水道課）			
成果	<p>秩父圏域の水道事業のあり方について方向性が明確化することにより、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・圏域内の水道事業者が今後の事業運営方針について、見通しが明確になること ・地域住民に今後の圏域内の水道行政の方向性について、説明責任を果たせること <p>が期待される。</p> <p>なお、水道の在り方について検討した結果、水道広域化をスムーズにすすめていくためには、部分的な共同化ではなく、圏域水道の組織統合が望ましいとの結論に達したことから、圏域水道ビジョンについては、組織統合をした段階で策定する。</p>					
関係市町の役割分担	<p>秩父圏域の水道のあり方を検討するため、埼玉県の水道担当課と連携して、検討するための組織を各市町が協力して設置する。</p>					
事業費 (千円)	22 0	23 0	24 300	25 —	26 —	計 300
国県補助事業等の名称・補助率等	<p>該当なし</p>					
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	<p>平成 24 年度の市町負担は、秩父市が 140 千円、各町が 40 千円。平成 25 年度以降は、秩父地域水道広域化委員会で検討する。</p>					

④ 秩父圏域内の水道事業の在り方の検討

事業名	水道広域化にむけての検討					73	関係市町名
事業概要	<p>広域的水道整備計画（秩父広域水道圏）と整合を図りながら、秩父圏域水道の広域化に向け、統合後受け皿となる組織体制が決まるまでの間、統合の手法や手続き等検討する。</p>						秩父市（水道部） 横瀬町（上下水道課） 皆野町・長瀬町（皆野長瀬上下水道組合） 小鹿野町（水道課）
成果	<p>秩父圏域の水道広域化に向けて、手法や方向性が明確化することにより、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・圏域内の水道事業者が経営基盤を強化することができ、経営の健全化に向けての見通しが明確になること ・地域住民に安定した水の供給を行うことができ、持続可能な水道行政として説明責任を果たせること <p>が期待される。</p> <p>また、広域的な水道組織の体制づくりを行うことにより、埼玉県及び埼玉県企業局の協力・連携をしやすくなり、技術継承や経営基盤強化が期待される。</p>						
関係市町の役割分担	<p style="color: red;">各市町組合から広域化準備室へ職員を派遣し、水道広域化委員会などには、各水道事業体、皆野町、長瀬町、秩父広域市町村圏組合、埼玉県生活衛生課、埼玉県企業局及び埼玉県秩父地域振興センターなどからの委員で、秩父圏域の水道の広域化に向けての検討を行う。</p>						
事業費 (千円)	22	23	24	25	26	計	
	—	—	—	0	20,000	20,000	
国県補助事業等の名称・補助率等	該当なし						
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	<p>・平成26年度市町負担は、秩父市が9,928千円、各町が2,518千円とする。</p> <p>※負担内訳</p> <p>当初分：市7,691千円、各町2,198千円、補正分：市2,237千円、各町320千円</p>						

○今後想定される事業○

主要事業をより具体的に推進させるため、以下の事業を進めます。

① 県営水道との連携策等の検討

秩父圏域の施設の老朽化対策（施設更新）は、経済性等の効率面からだけでなく、二酸化炭素削減などの次世代の環境面を考慮した水道供給システムの再構築について検討していきます。

計画には、根幹的水道施設の配置等が検討されますが、これらを実施する方法についても秩父圏域の単独経営による方法と、必要に応じて県営水道との連携等、

様々な角度から事業手法を検討することが考えられます。

また、秩父圏域は荒川上流に位置し自らの水源も有し、かつ、比較的地盤が強い地域にあることから、大規模災害時における下流地域の埼玉広域水道圏への応急給水に関する施策も検討することが考えられます。

(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

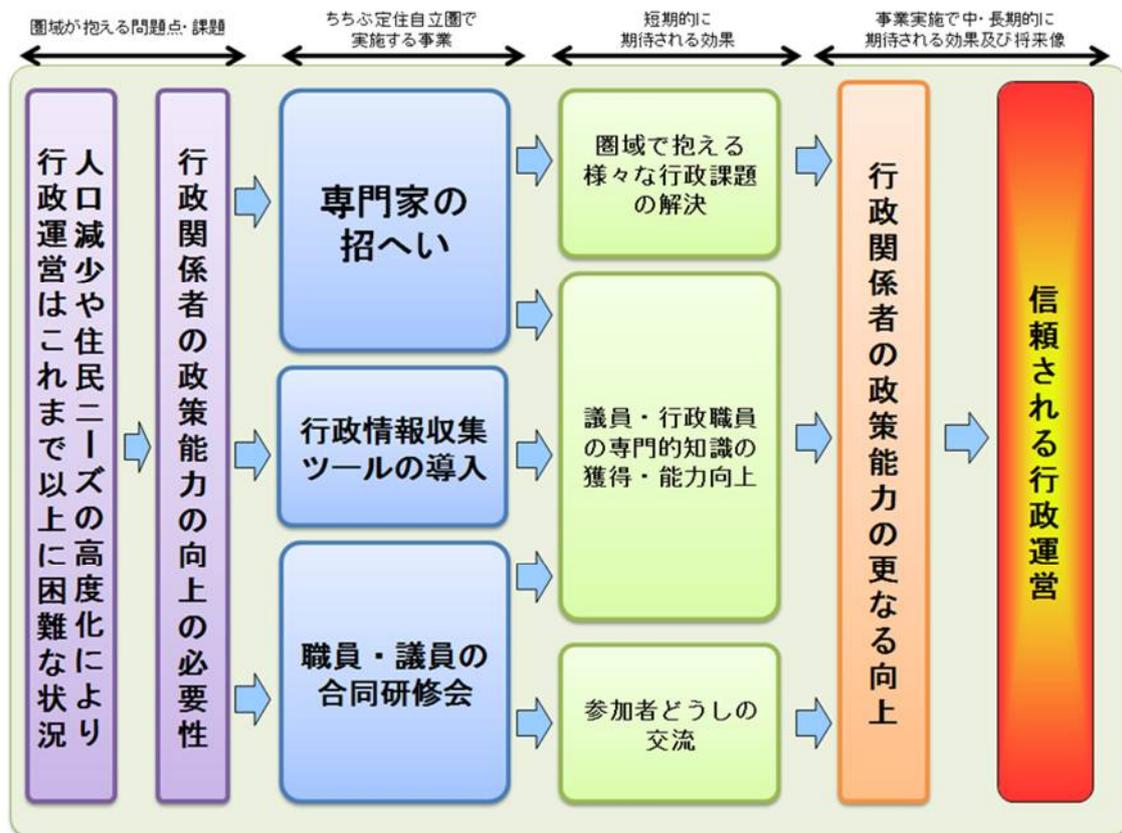
ア 人材育成等

○施策体系○

(ア) 人材育成等

- ① 専門家の招へい
- ② 行政情報収集ツールの導入
- ③ 職員及び議員の合同研修会の開催

○戦略図○



(ア) 人材育成等

○現況と課題○

今後、少子高齢化による人口が減少し、地域住民の行政サービスに対する要請が高度化・多様化していくなかで、行政が直面する諸課題に対応するためには、圏域内の自治体職員の資質を向上させ、マネジメント能力を強化していくことが重要です。

これまでの研修は、職員が職務を執行する上で基礎知識を得ることが主目的となっていました。しかしながら、今後は、市町が単独で事業を実施するだけでなく、圏域全体で戦略的に展開していくことが多くなると予想されます。

○今後の展望○

今後、行政が直面する課題に対応した事業を職員が企画立案したり、議員が審議したりするためには、専門家の招へいや行政情報収集ツールの導入、合同研修会の開催により、その分野における政策の動向や最新情報を把握する必要があります。

専門家の招へいについては、外部から各分野の専門家を招き、圏域内の自治体職員とともに圏域内の諸課題の解決に当たるといえるものです。これにより、外部の人間に秩父がどのように評価されているかを理解し今後の秩父圏域内の行政施策に役立てることができます。また、外部の専門家と自治体職員が意見交換する中で専門的な知識を獲得することも期待されます。

行政情報収集ツールの導入については、自治体を取り巻く状況が大きく変化していく中、職務に関連する政策を体系的に学習し、国や他の地方公共団体が打ち出す政策の動向を日々把握していく必要があります。秩父圏域の1市4町で行政情報収集システムの導入を行い、職員が自発的にツールを活用することにより、自らの政策形成能力や情報収集能力を向上させていくことが期待されます。

職員及び議員の合同研修会の開催については、定住自立圏構想で取り組むべき課題、あるいは、圏域内の自治体間で共通した課題について専門的な知識を学習するために合同で研修会を開催するというものです。これにより、単独の自治体では開催が困難な分野の研修を職員及び議員が受講することで幅広い知識を得ることができ、また、圏域内の職員及び議員が意見交換することで、圏域全体を考えた政策立案ができるようになることが期待されます。

○主要事業○

定住自立圏形成協定で締結した内容に基づき、以下の主要事業を実施します。

【形成協定】

圏域内の職員や関係者の資質及び政策形成能力の向上など、圏域マネジメント能力を強化するため、圏域外の専門家を招へいし、合同研修などを実施する。

① 専門家の招へい

ちちぶ定住自立圏における外部人材の活用方針は、以下のとおりです。

【活用する主な政策分野】

- ・医療連携分野（一部、保健福祉分野を含む）
- ・産業振興分野（観光連携、ジオパーク、企業支援、地域ブランドなど）
- ・環境分野（環境基本計画、森林活用など）
- ・地域公共交通分野
- ・情報分野

【活用期間】

- ・平成 23 年度から 25 年度まで。
- ・平成 22 年度の経費は、ちちぶ定住自立圏振興基金からの取り崩しで対応する。

【招へい者の決定、費用の積算について】

- ・専門家の招へいは、招へい者の経験、実績、期待される効果などを総合的に考慮して、1 市 4 町の首長・議長、埼玉県秩父地域振興センター所長を構成員とする「ちちぶ定住自立圏推進委員会」において決定する。招へい案は、事務局（秩父市）が 4 町の意見を聴取して作成する。
- ・招へい経費は、専門家の経歴や経験を考慮して、委託費、謝金、秩父（西武秩父駅）までの往復の交通費などを事務局が積み上げて積算し、ちちぶ定住自立圏推進委員会において決定する。
- ・契約は 1 年度単位で行い、翌年度の更新を行う場合は、ちちぶ定住自立圏推進委員会において、事務局から当年度の実績を報告させ、評価した上で決定する。

【関係市町の費用負担割合】

専門家を招へいする経費に対する特別交付税措置は、1 市町あたり年間 7,000 千円を上限としており、秩父圏域では 35,000 千円が上限となる。

平成 23 年度以降の専門家の招へいに関する費用について、関係市町の負担割合は、以下のとおり計算する。

－専門家の招へいに関する費用の各市町の負担上限額の算出方法－

- (1) 各町の負担上限額は、7,000 千円に（『各町の協定締結数』/『秩父市の協定締結数』）を乗じた額とする。なお、千円未満の端数は切捨てとする。
- (2) 秩父市の負担上限額は、35,000 千円から 4 町の負担額の合計額を減じた額とする。
- (3) 『各町の協定締結数』『秩父市の協定締結数』の基準は、前年度の 9 月 30 日時点における締結数とする。

【関係市町の費用負担額】

上記負担額の算出方法をもとに平成 25 年度の負担上限額を算出すると以下のとおりとなる。

○各町負担上限額

横瀬町 7,000 千円 × 19 項目 / 20 項目 = 6,650 千円・・・①

皆野町 7,000 千円 × 20 項目 / 20 項目 = 7,000 千円・・・②

長瀬町 7,000 千円 × 20 項目 / 20 項目 = 7,000 千円・・・③

小鹿野町 7,000 千円 × 20 項目 / 20 項目 = 7,000 千円・・・④

○秩父市負担上限額

秩父市 35,000 千円 - (①+②+③+④) = 7,350 千円

② 行政情報収集ツールの導入

事業名	行政情報収集ツールの導入				75	関係市町名
事業概要	職員等が事業を企画立案する際に、国や他の地方公共団体の最新の取り組みを把握するために必要となる情報収集ツールの整備を行う。					秩父市（地域政策課、総務課） 横瀬町（まち経営課、総務課） 皆野町（総務課） 長瀬町（企画財政課） 小鹿野町（総合政策課、総務課）
成果	職務に関連する政策を体系的に学習し、職員等が国や他の地方公共団体が打ち出す政策の動向を日々把握することにより、職員の政策形成能力や情報収集能力を向上させることが期待できる。					
関係市町の役割分担	<ul style="list-style-type: none"> 企画立案は、各町の協力を得ながら、秩父市が行う。 各町は、利用実施状況調査及び業者選定調査の実施に協力する。 					
事業費 (千円)	22	23	24	25	26	計
	—	3,150	3,150	2,500	2,000	10,800
国県補助事業等の名称・補助率等	該当なし					
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> 平成 23 年度は基金を取り崩し。 平成 24 年度の市町負担は、秩父市が 1,470 千円、各町が 420 千円とする。 平成 25 年度の市町負担は、秩父市が 1,168 千円、各町が 333 千円とする。 平成 26 年度の市町負担は、秩父市が 932 千円、各町が 267 千円とする。 					

③ 職員及び議員の合同研修会の開催について

事業名	職員及び議員の合同研修会の開催					76	関係市町名
事業概要	<p>定住自立圏構想で取り組むべき課題、或いは、圏域内の自治体間で共通した課題について専門的な知識を学習するために、1市4町の職員及び議員を対象とした合同研修会を開催する。</p>					秩父市（地域政策課） 横瀬町（まち経営課、総務課） 皆野町（総務課） 長瀬町（ 企画財政課 ） 小鹿野町（総合政策課、総務課）	
成果	<p>定住自立圏構想で取り組む可能性がある新たな課題や圏域内の自治体間で共通した課題について、合同研修会で専門的な知識を取得することで、今後の行政・議会の円滑な運営に活用されることが期待される。</p>						
関係市町の役割分担	<ul style="list-style-type: none"> ・企画立案は、1市4町で構成する秩父地域まちづくり協議会において行う。 ・各市町は秩父地域まちづくり協議会に運営経費として負担金を支出する。支出方法については、別途協議を行う。 						
事業費 (千円)	22	23	24	25	26	計	
	—	500	250	250	0	1,000	
国県補助事業等の名称・補助率等	該当なし						
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度は基金を取り崩す。 ・平成24・25年度の市町負担は、秩父市が118千円、各町が33千円とする。 ・平成26年度は、これまでの協議会会計の繰越金を財源とする。 						

○今後想定される事業○

特になし。

共生ビジョン事業一覧表

(1) 生活機能の強化に係る政策分野

ア 医療

(ア) 医師・医療スタッフの確保及び負担軽減

(イ) 救急医療体制の充実

(ウ) リハビリテーション体制の確立

No.	協定項目	事業名	事業概要	連携市町村	年度及び事業費					総事業費	補助金・起債名等
					h22	h23	h24	h25	h26		
1	第3条(1)ア(ア)	医師・医療スタッフの確保	医師の招へいや教育研修プログラムの作成などにより医師・医療スタッフの確保を目指す	秩父市	24,728	24,728	4,880	6,800	6,800	67,936	
				横瀬町	7,068	7,068	4,880	6,800	6,800	32,616	
2	第3条(1)ア(イ)	院内保育の整備等による勤務環境・福利厚生の上昇	院内保育の設置・運営支援など	皆野町	7,068	7,068	4,880	6,800	6,800	32,616	
				計	53,000	53,000	24,400	34,000	34,000	198,400	
3	第3条(1)ア(イ)	医療クラーク等の活用による事務負担軽減	医療クラークの活用や電子カルテの導入	長瀬町	7,068	7,068	4,880	6,800	6,800	32,616	
				小鹿野町	7,068	7,068	4,880	6,800	6,800	32,616	
4		コスト削減などによる公立病院の経営改善	魅力ある医療機関にするための投資的経費の確保	計	53,000	53,000	24,400	34,000	34,000	198,400	H22・H23で終了
5	第3条(1)ア(イ)	医師・医療スタッフの相互派遣による有効的な人材活用	圏域内の医療機関への相互派遣体制の確立及び人材活用	秩父市	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	11,000	
				横瀬町	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	11,000	
				皆野町	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	11,000	
6	第3条(1)ア(イ)	地元医師の協力による初期救急の充実	地元医師の協力による初期救急の充実	長瀬町	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	11,000	
				小鹿野町	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	11,000	
				計	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	55,000	
7	第3条(1)ア(イ)	ちちぶ医療協議会の設置	行政からの財政支援等により、各種医療・保健福祉政策に取り組むための協議会を設置する。	秩父市	—	600	200	200	200	1,200	H23は基金
				横瀬町	—	0	200	200	200	600	
				皆野町	—	0	200	200	200	600	
				長瀬町	—	0	200	200	200	600	
				小鹿野町	—	0	200	200	200	600	
計	0	600	1,000	1,000	1,000	3,600					

共生ビジョン事業一覧表

No.	協定項目	事業名	事業概要	連携市町村	年度及び事業費					総事業費	補助金・起債名等
					h22	h23	h24	h25	h26		
8	第3条(1)7(イ)	休日及び準夜帯の薬局開設	薬剤師会の協力により、輪番病院に隣接する薬局を休日(8時~18時)及び準夜帯(19時~22時)に開設する。	秩父市	800	800	800	800	800	4,000	
				横瀬町	800	800	800	800	800	4,000	
				皆野町	800	800	800	800	800	4,000	
				長瀬町	800	800	800	800	800	4,000	
				小鹿野町	800	800	800	800	800	4,000	
				計	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	20,000	
9	第3条(1)7(イ)	産科医療に対する支援	安心して出産できる体制を維持するため、産婦人科を持つ医療機関に対し設備投資などを対象とした一定額の支援を行う。	秩父市	-	-	2,800	2,800	-	5,600	包括支援枠で対応
				横瀬町	-	-	800	800	-	1,600	
				皆野町	-	-	800	800	-	1,600	
				長瀬町	-	-	800	800	-	1,600	
				小鹿野町	-	-	800	800	-	1,600	
				計	0	0	6,000	6,000	0	12,000	
10	第3条(1)7(イ)	救急医療体制維持のための広報周知	住民に対して、医療体制の現状を理解してもらうための広報周知活動の実施	秩父市	0	0	0	0	0	0	
				横瀬町	0	0	0	0	0	0	
				皆野町	0	0	0	0	0	0	
				長瀬町	0	0	0	0	0	0	
				小鹿野町	0	0	0	0	0	0	
				計	0	0	0	0	0	0	
11	第3条(1)7(イ)	病院群輪番制病院運営経費補助金の割増	二次救急輪番担当病院に対する運営経費補助金の増額	秩父市	7,000	7,000	-	-	-	14,000	H22・H23で終了
				横瀬町	7,000	7,000	-	-	-	14,000	
				皆野町	7,000	7,000	-	-	-	14,000	
				長瀬町	7,000	7,000	-	-	-	14,000	
				小鹿野町	7,000	7,000	-	-	-	14,000	
				計	35,000	35,000	0	0	0	70,000	
12	第3条(1)7(イ)	救急車の機能向上	救急車の古くなった装備の入替え	秩父市	7,936	7,936	-	-	-	15,872	H22・H23で終了
				横瀬町	2,266	2,266	-	-	-	4,532	
				皆野町	2,266	2,266	-	-	-	4,532	
				長瀬町	2,266	2,266	-	-	-	4,532	
				小鹿野町	2,266	2,266	-	-	-	4,532	
				計	17,000	17,000	0	0	0	34,000	
13	第3条(1)7(イ)	救急車(管外転院搬送車)の新規整備	秩父消防署に管外への転院搬送を専門とする救急用自動車を新規整備することにより、更新計画のある救急用自動車の整備を促進し、管内の救急需要サービスの向上を図る。	秩父市	-	-	-	-	15,908	15,908	H26は9月補正
				横瀬町	-	-	-	-	2,273	2,273	
				皆野町	-	-	-	-	2,273	2,273	
				長瀬町	-	-	-	-	2,273	2,273	
				小鹿野町	-	-	-	-	2,273	2,273	
				計	0	0	0	0	25,000	25,000	
14	第3条(1)7(イ)	秩父地域リハビリテーション計画(仮称)策定	秩父地域のリハビリテーションの取り組みの方向性を打ち出すために秩父地域リハビリテーション計画(仮称)の策定を行う。	秩父市	-	-	1,920	0	0	1,920	H23~25は専門家招聘で対応
				横瀬町	-	-	1,920	0	0	1,920	
				皆野町	-	-	1,920	0	0	1,920	
15	第3条(1)7(イ)	予防医療に関連する事業の実施	マイカルテヤや摂食状況調査など予防医療に関連した事業を実施する	長瀬町	-	-	1,920	0	0	1,920	
				小鹿野町	-	-	1,920	0	0	1,920	
				計	0	0	9,600	0	0	9,600	

共生ビジョン事業一覧表

No.	協定項目	事業名	事業概要	連携市町村	年度及び事業費					総事業費	補助金・起債名等
					h22	h23	h24	h25	h26		
16	第3条(1)ア(9)	回復期リハビリテーション実施病院への支援	回復期リハビリ施設を運営する病院に対する財政的支援	秩父市	2,336	2,336	-	-	-	4,672	H22・H23で終了
				横瀬町	666	666	-	-	-	1,332	
				皆野町	666	666	-	-	-	1,332	
				長瀬町	666	666	-	-	-	1,332	
				小鹿野町	666	666	-	-	-	1,332	
				計	5,000	5,000	0	0	0	10,000	

(1) ア 医療 合計	秩父市	45,000	45,600	12,800	12,800	25,908	142,108
	横瀬町	20,000	20,000	10,800	10,800	12,273	73,873
	皆野町	20,000	20,000	10,800	10,800	12,273	73,873
	長瀬町	20,000	20,000	10,800	10,800	12,273	73,873
	小鹿野町	20,000	20,000	10,800	10,800	12,273	73,873
	計	125,000	125,600	56,000	56,000	75,000	437,600

共生ビジョン事業一覧表

イ 保健・福祉

(ア) 住民を対象とした保健福祉事業の合同実施

No.	協定項目	事業名	事業概要	連携市町村	年度及び事業費					総事業費	補助金・起債名等	
					h22	h23	h24	h25	h26			
17	第3条(1)イ(7)	「私の療養手帳」導入事業	(要介護状態の)在宅療養者の生活の質の向上のための「私の療養手帳」導入	秩父市	800	500	0	0	0	1,300	H22、H23は基金 専門家招聘で対応	
				横瀬町	0	0	0	0	0			
				皆野町	0	0	0	0	0			
				長瀨町	0	0	0	0	0			
				小鹿野町	0	0	0	0	0			
				計	800	500	0	0	0			1,300
18	第3条(1)イ(7)	口腔機能向上事業	口腔内の衛生状態の維持・改善など、講演会や勉強会等の実施	秩父市	0	900	0	752	468	2,120	H23は基金	
				横瀬町	0	0	0	187	133			320
				皆野町	0	0	0	187	133			320
				長瀨町	0	0	0	187	133			320
				小鹿野町	0	0	0	187	133			320
				計	0	900	0	1,500	1,000			3,400
19	第3条(1)イ(7)	自殺対策事業	自殺防止や自殺者の親族の心のケアなど、講演会や勉強会等の実施	秩父市	—	1,000	468	468	468	2,404	H23は基金	
				横瀬町	—	0	133	133	133			399
				皆野町	—	0	133	133	133			399
				長瀨町	—	0	133	133	133			399
				小鹿野町	—	0	133	133	133			399
				計	0	1,000	1,000	1,000	1,000			4,000

(イ) 子育て支援及び児童福祉の充実

No.	協定項目	事業名	事業概要	連携市町村	年度及び事業費					総事業費	補助金・起債名等	
					h22	h23	h24	h25	h26			
20	第3条(1)イ(4)	ファミリー・サポート・センター事業	ファミリー・サポート・センター事業を秩父圏域で合同事業として実施し、事業の啓発、会員の拡大を目指す。	秩父市	5,000	5,000	4,092	4,092	4,092	22,276	H22・H23は基金 秩父市負担分には、次世代育成支援対策交付金(国庫H22/H23 1,000 H24～1,180)を含む。	
				横瀬町	0	0	227	227	227			681
				皆野町	0	0	227	227	227			681
				長瀨町	0	0	227	227	227			681
				小鹿野町	0	0	227	227	227			681
				計	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000			25,000
21	第3条(1)イ(4)	病児・病後児保育事業の研究	病児・病後児保育事業について、秩父圏域での合同実施が可能かどうかの調査・研究を行う。	秩父市	100	100	0	0	0	200	H22、H23は基金	
				横瀬町	0	0	0	0	0			0
				皆野町	0	0	0	0	0			0
				長瀨町	0	0	0	0	0			0
				小鹿野町	0	0	0	0	0			0
				計	100	100	0	0	0			200

(1) イ 保健・福祉 合計	秩父市	5,900	7,500	4,560	5,312	5,028	28,300	
	横瀬町	0	0	360	547	493		1,400
	皆野町	0	0	360	547	493		1,400
	長瀨町	0	0	360	547	493		1,400
	小鹿野町	0	0	360	547	493		1,400
	計	5,900	7,500	6,000	7,500	7,000		33,900

共生ビジョン事業一覧表

ウ 教育

(ア) 生涯学習の充実

No.	協定項目	事業名	事業概要	連携市町村	年度及び事業費					総事業費	補助金・起債名等
					h22	h23	h24	h25	h26		
22	第3条(1)ウ(ア)	地域学の企画及び実施	ちちぶ学セミナーに関する講座を秩父圏域に広げ、圏域の自然や歴史、伝統文化を継承する団体等と連携しながら、各種体験プログラムを開発するとともに、地域学に関する講座を企画・実施する。	秩父市	0	1,300	971	882	875	4,028	受講生からの受益者負担で455千円/年の収入を秩父市負担金に含む
				横瀬町	0	0	146	122	120	388	
				皆野町	0	0	146	122	120	388	
				長瀬町	0	0	146	122	120	388	
				小鹿野町	0	0	146	122	120	388	
				計	0	1,300	1,555	1,370	1,355	5,580	

(イ) 保護者の学習に関する事業の充実

No.	協定項目	事業名	事業概要	連携市町村	年度及び事業費					総事業費	補助金・起債名等
					h22	h23	h24	h25	h26		
23	第3条(1)ウ(イ)	親学アドバイザー基礎講座・認定講座の拡充	地域の実情と保護者のニーズをふまえ、親学アドバイザー養成講座や認定講座などを拡大・充実し、保護者の学習に関する学習機会の充実を図る事業を企画・実施する。	秩父市	1,000	—	—	—	—	1,000	H22は基金
				横瀬町	0	—	—	—	—	0	
				皆野町	0	—	—	—	—	0	
				長瀬町	0	—	—	—	—	0	
				小鹿野町	0	—	—	—	—	0	
				計	1,000	0	0	0	0	1,000	
24	第3条(1)ウ(イ)	親学の普及・啓発	地域の実情と保護者のニーズをふまえ、親学に関する冊子等を用いて、圏域全体に親学を普及・啓発する。	秩父市	0	0	14	0	320	334	H26は9月補正
				横瀬町	0	0	4	0	45	49	
				皆野町	0	0	4	0	45	49	
				長瀬町	0	0	4	0	45	49	
				小鹿野町	0	0	4	0	45	49	
				計	0	0	30	0	500	530	

(1) ウ 教育 合計	秩父市	1,000	1,300	985	882	1,195	5,362
	横瀬町	0	0	150	122	165	437
	皆野町	0	0	150	122	165	437
	長瀬町	0	0	150	122	165	437
	小鹿野町	0	0	150	122	165	437
	計	1,000	1,300	1,585	1,370	1,855	7,110

共生ビジョン事業一覧表

エ 産業振興

(ア) 滞在型観光の推進

(イ) 外国人観光客の増加

No.	協定項目	事業名	事業概要	連携市町村	年度及び事業費					総事業費	補助金・起債名等
					h22	h23	h24	h25	h26		
25	第3条(1)エ(ア)(イ)	観光連携のための体制づくり	秩父の観光を対外的に打ち出すための体制作りを進める。	秩父市	0	4,000	1,400	1,400	5,304	12,104	H23は基金 H26のうち1,000千円は9月補正
				横瀬町	0	0	400	400	1,424	2,224	
				皆野町	0	0	400	400	1,424	2,224	
				長瀬町	0	0	400	400	1,424	2,224	
				小鹿野町	0	0	400	400	1,424	2,224	
				計	0	4,000	3,000	3,000	11,000	21,000	
26	第3条(1)エ(ア)(イ)	観光資源を再発掘するための勉強会	秩父地域内に点在する観光スポットの掘り起こしと磨きをかけるため、地域をいくつかの地区に分けて、地区ごとに観光資源の再発掘をするための勉強会を行う。	秩父市	0	0	0	0	0	0	H23～25は専門家招聘で対応
				横瀬町	0	0	0	0	0	0	
				皆野町	0	0	0	0	0	0	
				長瀬町	0	0	0	0	0	0	
				小鹿野町	0	0	0	0	0	0	
				計	0	0	0	0	0	0	
27	第3条(1)エ(ア)(イ)	観光資源付加価値セミナーの開催	圏域内における観光消費金額を上げることを目標に、食事や宿泊などに付加価値を乗せることを学ぶ。	秩父市	0	0	0	0	0	0	H23～25は専門家招聘で対応
				横瀬町	0	0	0	0	0	0	
				皆野町	0	0	0	0	0	0	
				長瀬町	0	0	0	0	0	0	
				小鹿野町	0	0	0	0	0	0	
				計	0	0	0	0	0	0	
28	第3条(1)エ(ア)(イ)	自転車を活用した事業	サイクリングを楽しみながら圏域の魅力をゆっくり堪能できるレンタサイクル事業を実施する。	秩父市	0	1,500	0	0	3,807	5,307	H23は基金 H23～25は専門家招聘で対応 H26は9月補正
				横瀬町	0	0	0	0	544	544	
				皆野町	0	0	0	0	544	544	
				長瀬町	0	0	0	0	544	544	
				小鹿野町	0	0	0	0	544	544	
				計	0	1,500	0	0	5,983	7,483	
29	第3条(1)エ(ア)(イ)	圏域の様々な観光資源を活用した観光誘客事業	様々な観光資源と公共交通機関を複合的に連携させ、多様な観光誘客策を進める。また、情報発信等、地域の活性化につなげられる事業を積極的に展開していく。	秩父市	0	0	0	6,300	4,668	10,968	
				横瀬町	0	0	0	1,800	1,333	3,133	
				皆野町	0	0	0	1,800	1,333	3,133	
				長瀬町	0	0	0	1,800	1,333	3,133	
				小鹿野町	0	0	0	1,800	1,333	3,133	
				計	0	0	0	13,500	10,000	23,500	
30	第3条(1)エ(ア)(イ)	外国人にもわかりやすい案内板マップ等の作成	圏域内で外国人観光客の増加を目指して、外国語標記を加えたルート案内板やマップを作成する。	秩父市	0	0	10,268	2,800	0	13,068	
				横瀬町	0	0	2,933	800	0	3,733	
				皆野町	0	0	2,933	800	0	3,733	
				長瀬町	0	0	2,933	800	0	3,733	
				小鹿野町	0	0	2,933	800	0	3,733	
				計	0	0	22,000	6,000	0	28,000	
31	第3条(1)エ(ア)(イ)	外国人観光客誘客促進事業	圏域内で外国人観光客の増加を目指して、1市4町の観光担当課、観光関係団体などを対象として、勉強会を実施する。	秩父市	0	0	0	0	5,092	5,092	H23～25は専門家招聘で対応 H26は9月補正
				横瀬町	0	0	0	0	727	727	
				皆野町	0	0	0	0	727	727	
				長瀬町	0	0	0	0	727	727	
				小鹿野町	0	0	0	0	727	727	
				計	0	0	0	0	8,000	8,000	
(1) エ (ア) (イ) 観光 小計				秩父市	0	5,500	11,668	10,500	18,871	46,539	
				横瀬町	0	0	3,333	3,000	4,028	10,361	
				皆野町	0	0	3,333	3,000	4,028	10,361	
				長瀬町	0	0	3,333	3,000	4,028	10,361	
				小鹿野町	0	0	3,333	3,000	4,028	10,361	
				計	0	5,500	25,000	22,500	34,983	87,983	

共生ビジョン事業一覧表

(ウ) まるごとジオパークの推進

No.	協定項目	事業名	事業概要	連携市町村	年度及び事業費					総事業費	補助金・起債名等
					h22	h23	h24	h25	h26		
32	第3条(1)エ(ウ)	ジオパークホームページの運営・更新	秩父まるごとジオパークの活動を対外的にアピールするためにホームページの運営を行う。	秩父市	84	84	51	61	61	341	H22、H23は基金
				横瀬町							
				皆野町	0	0	11	13	13	37	
				長瀬町	0	0	11	13	13	37	
				小鹿野町	0	0	11	13	13	37	
				計	84	84	84	100	100	452	
33	第3条(1)エ(ウ)	ポスター、チラシ、ジオサイト解説板の作成	秩父まるごとジオパークの活動を住民に普及啓発するために、ポスター、チラシ、ジオサイトの解説板の作成を行う。	秩父市	6,543	6,400	241	360	360	13,904	H22、H23は基金、県補助
				横瀬町							
				皆野町	0	0	53	80	80	213	
				長瀬町	0	0	53	80	80	213	
				小鹿野町	0	0	53	80	80	213	
				計	6,543	6,400	400	600	600	14,543	
34	第3条(1)エ(ウ)	ジオサイト観覧会の開催	住民への普及啓発を主眼としてジオサイト観覧会を隔月で開催する。	秩父市	200	200	119	119	119	757	H22、H23は基金
				横瀬町							
				皆野町	0	0	27	27	27	81	
				長瀬町	0	0	27	27	27	81	
				小鹿野町	0	0	27	27	27	81	
				計	200	200	200	200	200	1,000	
35	第3条(1)エ(ウ)	ジオガイド育成研修会の開催	ジオパークの活動に関心のある地域住民や既存の観光ガイド養成講座等を受講した地域住民などを対象として、ガイド養成研修会を実施する。	秩父市	150	150	1,408	1,411	1,260	4,379	H22、H23は基金
				横瀬町							
				皆野町	0	0	314	313	280	907	
				長瀬町	0	0	314	313	280	907	
				小鹿野町	0	0	314	313	280	907	
				計	150	150	2,350	2,350	2,100	7,100	
36	第3条(1)エ(ウ)	ジオサイト案内マニュアルの作成	ジオガイドが各ジオサイトを案内できるようにマニュアルを作成する。	秩父市	700	700	421	299	299	2,419	H22、H23は基金
				横瀬町							
				皆野町	0	0	93	67	67	227	
				長瀬町	0	0	93	67	67	227	
				小鹿野町	0	0	93	67	67	227	
				計	700	700	700	500	500	3,100	
37	第3条(1)エ(ウ)	世界ジオパーク認定に向けた活動	世界ジオパーク認定に向けて情報収集等を行う	秩父市	450	450	315	299	299	1,813	H22、H23は基金
				横瀬町							
				皆野町	0	0	70	67	67	204	
				長瀬町	0	0	70	67	67	204	
				小鹿野町	0	0	70	67	67	204	
38	第3条(1)エ(ウ)	学習活動等の誘致（自治体連携事業）	首都圏の小学校・中学校・高等学校、教育旅行関連企業等に働きかけ、学習活動を秩父圏域で行うよう誘致活動を行う。	秩父市	450	450	315	299	299	1,813	H22、H23は基金
				横瀬町							
				皆野町	0	0	70	67	67	204	
				長瀬町	0	0	70	67	67	204	
				小鹿野町	0	0	70	67	67	204	
(1)エ(ウ) ジオパーク 小計				秩父市	8,127	7,984	2,555	2,549	2,398	23,613	
				横瀬町	0	0	0	0	0	0	
				皆野町	0	0	568	567	534	1,669	
				長瀬町	0	0	568	567	534	1,669	
				小鹿野町	0	0	568	567	534	1,669	
				計	8,127	7,984	4,259	4,250	4,000	28,620	

共生ビジョン事業一覧表

(エ) 圏域内企業の支援体制の充実

No.	協定項目	事業名	事業概要	連携市町村	年度及び事業費					総事業費	補助金・起債名等
					h22	h23	h24	h25	h26		
39	第3条(1)エ(エ)	コーディネート事業の支援	中小企業診断士資格を有するなど、企業支援に精通したコーディネータによる訪問型企業支援を実施する。	秩父市	4,000	4,000	1,868	1,868	3,452	15,188	H23は基金
				横瀬町	0	0	533	533	987	2,053	
				皆野町	0	0	533	533	987	2,053	
				長瀬町	0	0	533	533	987	2,053	
				小鹿野町	0	0	533	533	987	2,053	
				計	4,000	4,000	4,000	4,000	7,400	23,400	
40	第3条(1)エ(エ)	企業支援ニーズの調査	秩父市企業支援センターを中心として、秩父圏域内の企業が行政に期待する企業支援のニーズ調査を行う。調査の実施に当たっては専門家の助言を受けることとする。	秩父市	—	0	0	0	0	0	専門家招聘で対応
				横瀬町	—	0	0	0	0	0	
				皆野町	—	0	0	0	0	0	
				長瀬町	—	0	0	0	0	0	
				小鹿野町	—	0	0	0	0	0	
				計	0	0	0	0	0	0	
41	第3条(1)エ(エ)	企業支援事業	秩父市企業支援センターを中心として、秩父圏域内の企業に対し、企業支援ニーズ調査結果を基にした支援施策・イベント等を実施する。実施に当たっては専門家の助言を受けることとする。	秩父市	—	—	1,400	1,400	1,400	4,200	企業イベント支援以外は専門家招聘で対応
				横瀬町	—	—	400	400	400	1,200	
				皆野町	—	—	400	400	400	1,200	
				長瀬町	—	—	400	400	400	1,200	
				小鹿野町	—	—	400	400	400	1,200	
				計	0	0	3,000	3,000	3,000	9,000	
42	第3条(1)エ(エ)	企業支援センターの拡充	秩父市企業支援センターで実施している事業について、圏域内企業に範囲を拡充するため「秩父地域企業支援センター(仮称)」を設置し、運営する。	秩父市	—	0	162	560	1,000	1,722	H26のうち1,500千円は9月補正
				横瀬町	—	0	47	160	150	357	
				皆野町	—	0	47	160	150	357	
				長瀬町	—	0	47	160	150	357	
				小鹿野町	—	0	47	160	150	357	
				計	0	0	350	1,200	1,600	3,150	
43	第3条(1)エ(エ)	圏域内企業支援に資する新規取組に対する支援	現在、FINDChichibuが実施している分科会の事業に対し、一定額の支援を行う。	秩父市	0	500	70	140	140	850	H23は基金
				横瀬町	0	0	20	40	40	100	
				皆野町	0	0	20	40	40	100	
				長瀬町	0	0	20	40	40	100	
				小鹿野町	0	0	20	40	40	100	
				計	0	500	150	300	300	1,250	
44	第3条(1)エ(エ)	地場産品の販路開拓支援	圏域内の地場産品の販路拡大を図るため、インターネット販売、各種展示会への出展支援を行い、地域内外での知名度向上、新たな販売方法の導入を図る。また、海外への販路開拓に対する支援も行う。	秩父市	0	0	0	0	2,228	2,228	H26は9月補正
				横瀬町	0	0	0	0	318	318	
				皆野町	0	0	0	0	318	318	
				長瀬町	0	0	0	0	318	318	
				小鹿野町	0	0	0	0	318	318	
				計	0	0	0	0	3,500	3,500	
(1) エ(エ) 企業支援 小計				秩父市	4,000	4,500	3,500	3,968	8,220	24,188	
				横瀬町	0	0	1,000	1,133	1,895	4,028	
				皆野町	0	0	1,000	1,133	1,895	4,028	
				長瀬町	0	0	1,000	1,133	1,895	4,028	
				小鹿野町	0	0	1,000	1,133	1,895	4,028	
				計	4,000	4,500	7,500	8,500	15,800	40,300	

共生ビジョン事業一覧表

(オ) 有害鳥獣対策

No.	協定項目	事業名	事業概要	連携市町村	年度及び事業費					総事業費	補助金・起債名等
					h22	h23	h24	h25	h26		
45	第3条(1)エ(オ)	秩父地域鳥獣害対策協議会による事業	秩父地域の関係機関の長等で構成されている「秩父地域鳥獣害対策協議会」と効果的かつ統一的な鳥獣害対策を実施できるよう支援する。	秩父市	10,579	4,200	932	932	4,288	20,931	H22は基金、国庫 H23は基金 H26のうち6,000千円は9月補正
				横瀬町	0	0	267	267	678	1,212	
				皆野町	0	0	267	267	678	1,212	
				長瀬町	0	0	267	267	678	1,212	
				小鹿野町	0	0	267	267	678	1,212	
				計	10,579	4,200	2,000	2,000	7,000	25,779	

共生ビジョン事業一覧表

(カ) 地域ブランドの確立と特産品の販売促進

No.	協定項目	事業名	事業概要	連携市町村	年度及び事業費					総事業費	補助金・起債名等
					h22	h23	h24	h25	h26		
46	第3条(1)エ(カ)	圏域内の地域ブランドの実態聴取調査	専門家による現地調査や事業者ヒアリングにより、秩父地域にある地域ブランド商品の体系的整理を行う。	秩父市	—	0	0	0	—	0	H23～25は専門家招聘で対応
				横瀬町	—	0	0	0	—	0	
				皆野町	—	0	0	0	—	0	
				長瀨町	—	0	0	0	—	0	
				小鹿野町	—	0	0	0	—	0	
				計	0	0	0	0	0	0	
47	第3条(1)エ(カ)	地域ブランド確立委員会(仮称)の設置	地域ブランドの名称を確立するために、生産者側からの意見聴取や方針の審議などの取組を行うための委員会を設置する。	秩父市	—	0	0	0	0	0	H23～25は専門家招聘で対応
				横瀬町	—	0	0	0	0	0	
				皆野町	—	0	0	0	0	0	
				長瀨町	—	0	0	0	0	0	
				小鹿野町	—	0	0	0	0	0	
				計	0	0	0	0	0	0	
48	第3条(1)エ(カ)	圏域の統一名称やロゴマークの設定	聴取調査や専門家の分析をもとに、地域ブランドの名称を確立するために、統一の名称やロゴマークの設定を行う。	秩父市	—	0	0	0	—	0	H23～25は専門家招聘で対応
				横瀬町	—	0	0	0	—	0	
				皆野町	—	0	0	0	—	0	
				長瀨町	—	0	0	0	—	0	
				小鹿野町	—	0	0	0	—	0	
				計	0	0	0	0	0	0	
49	第3条(1)エ(カ)	事業者を対象としたセミナーの実施	事業者が効果的に商品企画、開発、販売を行えるようにするためのセミナーを開催し、秩父地域の戦略を構築する。	秩父市	—	0	0	0	—	0	H23～25は専門家招聘で対応
				横瀬町	—	0	0	0	—	0	
				皆野町	—	0	0	0	—	0	
				長瀨町	—	0	0	0	—	0	
				小鹿野町	—	0	0	0	—	0	
				計	0	0	0	0	0	0	
50	第3条(1)エ(カ)	展示商談会、試験販売会の実施及び出店事業者支援	秩父地域の事業者の製品を展示や商談会を実施するほか、新たな視点で試験販売して販路開拓を行う。	秩父市	—	0	1,400	346	0	1,746	
				横瀬町	—	0	400	98	0	498	
				皆野町	—	0	400	98	0	498	
				長瀨町	—	0	400	98	0	498	
				小鹿野町	—	0	400	98	0	498	
				計	0	0	3,000	738	0	3,738	
(1) エ (カ) 地域ブランド 小計				秩父市	0	0	1,400	346	0	1,746	
				横瀬町	0	0	400	98	0	498	
				皆野町	0	0	400	98	0	498	
				長瀨町	0	0	400	98	0	498	
				小鹿野町	0	0	400	98	0	498	
				計	0	0	3,000	738	0	3,738	
(1) エ 産業振興 合計				秩父市	22,706	22,184	20,055	18,295	33,777	117,017	
				横瀬町	0	0	5,000	4,498	6,601	16,099	
				皆野町	0	0	5,568	5,065	7,135	17,768	
				長瀨町	0	0	5,568	5,065	7,135	17,768	
				小鹿野町	0	0	5,568	5,065	7,135	17,768	
				計	22,706	22,184	41,759	37,988	61,783	186,420	

共生ビジョン事業一覧表

オ 環境・保全

(ア) ちちぶ環境保全の推進

No.	協定項目	事業名	事業概要	連携市町村	年度及び事業費					総事業費	補助金・起債名等
					h22	h23	h24	h25	h26		
51	第3条(1)オ	「ちちぶ環境基本計画」策定事業	圏域全体の環境基本計画の策定	秩父市	—	0	0	—	—	0	H23～24は専門 家招聘で対応
				横瀬町	—	0	0	—	—	0	
				皆野町	—	0	0	—	—	0	
				長瀬町	—	0	0	—	—	0	
				小鹿野町	—	0	0	—	—	0	
				計	0	0	0	0	0	0	
52	第3条(1)オ	廃食油有価物回収事業と周辺4町へのBDF供給等事業	地域にあるクリーンエネルギー資源の有効活用を図るため、廃食油有価物回収事業を圏域全体に広げ、廃食油から製造したBDFを各町の公用車（ディーゼル車）に供給し、資源の循環利用を進める。	秩父市	—	—	—	372	365	737	
				横瀬町	—	—	—	107	105	212	
				皆野町	—	—	—	107	105	212	
				長瀬町	—	—	—	107	105	212	
				小鹿野町	—	—	—	107	105	212	
				計	0	0	0	800	785	1,585	
53	第3条(1)オ	電気自動車購入費補助事業	ガソリン車に比べ、エネルギー効率の高い“低炭素な”乗り物である電気自動車の普及を促進させる。	秩父市	—	—	—	0	0	0	
				横瀬町	—	—	—	0	0	0	
				皆野町	—	—	—	0	0	0	
				長瀬町	—	—	—	0	0	0	
				小鹿野町	—	—	—	0	0	0	
				計	0	0	0	0	0	0	
54	第3条(1)オ	EV用普通充電器設置費補助金	電気自動車（EV）普及、EV観光客の誘客と“エコ観光”推進のため、観光施設・宿泊施設等への普通充電器整備費用の一部を補助する。	秩父市	—	—	—	0	0	0	
				横瀬町	—	—	—	0	0	0	
				皆野町	—	—	—	0	0	0	
				長瀬町	—	—	—	0	0	0	
				小鹿野町	—	—	—	0	0	0	
				計	0	0	0	0	0	0	
55	第3条(1)オ	温室効果ガス排出量収集管理システム導入事業	改正された省エネ法に対応するための温室効果ガス収集管理システムの導入	秩父市	730	678	261	261	268	2,198	H22、H23は基金
				横瀬町	0	0	75	75	77	227	
				皆野町	0	0	75	75	77	227	
				長瀬町	0	0	75	75	77	227	
				小鹿野町	0	0	75	75	77	227	
				計	730	678	561	561	576	3,106	
56	第3条(1)オ	公共建築物における木材利用促進事業	秩父地域産木材を利用した木造化・木質化等を推進するため、圏域の自治体が木材利用に関する方針を整備する。	秩父市	—	—	0	0	0	0	
				横瀬町	—	—	0	0	0	0	
				皆野町	—	—	0	0	0	0	
				長瀬町	—	—	0	0	0	0	
				小鹿野町	—	—	0	0	0	0	
				計	0	0	0	0	0	0	
57	第3条(1)オ	森林整備及び資源活用促進事業	秩父地域産木材を利用した木造化・木質化等を推進するため、圏域の自治体が木材利用に関する方針を整備する。	秩父市	—	—	8,400	8,400	4,668	21,468	
				横瀬町	—	—	2,400	2,400	1,333	6,133	
				皆野町	—	—	2,400	2,400	1,333	6,133	
				長瀬町	—	—	2,400	2,400	1,333	6,133	
				小鹿野町	—	—	2,400	2,400	1,333	6,133	
				計	0	0	18,000	18,000	10,000	46,000	
58	第3条(1)オ	森林整備・活用に関する行動計画実施事業	森林整備や活用促進に向けた基本計画である「埼玉農林業・農山村振興ビジョン」に基づき、圏域全体として森林政策を行うための行動計画を策定する。	秩父市	—	—	0	0	0	0	
				横瀬町	—	—	0	0	0	0	
				皆野町	—	—	0	0	0	0	
				長瀬町	—	—	0	0	0	0	
				小鹿野町	—	—	0	0	0	0	
				計	0	0	0	0	0	0	

共生ビジョン事業一覧表

(1) オ 環境・保全 合計	秩父市	730	678	8,661	9,033	5,301	24,403
	横瀬町	0	0	2,475	2,582	1,515	6,572
	皆野町	0	0	2,475	2,582	1,515	6,572
	長瀬町	0	0	2,475	2,582	1,515	6,572
	小鹿野町	0	0	2,475	2,582	1,515	6,572
	計	730	678	18,561	19,361	11,361	50,691

共生ビジョン事業一覧表

(2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

ア 地域公共交通

(ア) 誰もが利用しやすい公共交通の推進

No.	協定項目	事業名	事業概要	連携市町村	年度及び事業費					総事業費	補助金・起債名等
					h22	h23	h24	h25	h26		
59	第3条(2)7	公共交通需要調査	路線バス乗降調査、鉄道駅乗降調査など圏域内の公共交通の需要調査を実施	秩父市	3,500	0	—	—	—	3,500	H22は基金
				横瀬町	0	0	—	—	—		
				皆野町	0	0	—	—	—		
				長瀬町	0	0	—	—	—		
				小鹿野町	0	0	—	—	—		
				計	3,500	0	0	0	0		
60	第3条(2)7	秩父圏域公共交通会議の開催	自治体間の情報交換するための検討会議の開催	秩父市	0	0	0	0	0	0	H23～25は専門家招聘で対応
				横瀬町	0	0	0	0	0		
				皆野町	0	0	0	0	0		
				長瀬町	0	0	0	0	0		
				小鹿野町	0	0	0	0	0		
				計	0	0	0	0	0		
61	第3条(2)7	地域公共交通マップ作成等広報事業	圏域の公共交通マップの作成など、利用したくなるような広報活動の実施	秩父市	—	600	0	0	0	600	H23は基金 H23～25は専門家招聘で対応
				横瀬町	—	0	0	0	0		
				皆野町	—	0	0	0	0		
				長瀬町	—	0	0	0	0		
				小鹿野町	—	0	0	0	0		
				計	0	600	0	0	0		
62	第3条(2)7	地域公共交通計画(ネットワーク計画)策定事業	圏域行政及び交通事業者等の連携により、秩父圏域における公共交通の総合的な連携計画を策定する。	秩父市	—	0	0	0	—	0	H23～25は専門家招聘で対応
				横瀬町	—	0	0	0	—		
				皆野町	—	0	0	0	—		
				長瀬町	—	0	0	0	—		
				小鹿野町	—	0	0	0	—		
				計	0	0	0	0	0		
63	第3条(2)7	地域公共交通活性化推進事業	圏域行政及び交通事業者等の連携により、秩父圏域における公共交通の総合的な事業を実施する。	秩父市	—	—	0	0	0	0	H23～25は専門家招聘で対応
				横瀬町	—	—	0	0	0		
				皆野町	—	—	0	0	0		
				長瀬町	—	—	0	0	0		
				小鹿野町	—	—	0	0	0		
				計	0	0	0	0	0		
(2) ア 地域公共交通 合計				秩父市	3,500	600	0	0	0	4,100	
				横瀬町	0	0	0	0	0		
				皆野町	0	0	0	0	0		
				長瀬町	0	0	0	0	0		
				小鹿野町	0	0	0	0	0		
				計	3,500	600	0	0	0		

共生ビジョン事業一覧表

イ デジタル・デバイドの解消に向けたICTインフラ整備

(ア) 秩父圏域情報化の推進

No.	協定項目	事業名	事業概要	連携市町村	年度及び事業費					総事業費	補助金・起債名等
					h22	h23	h24	h25	h26		
64	第3条(2)イ	「秩父圏域情報化推進計画(仮称)」策定事業	秩父圏域の地勢・住民・文化などの特性を考慮した、圏域独自の情報化を推進する計画を策定する。	秩父市	0	0	0	—	—	0	H23～24は専門家招聘で対応
				横瀬町	0	0	0	—	—	0	
				皆野町	0	0	0	—	—	0	
				長瀬町	0	0	0	—	—	0	
				小鹿野町	0	0	0	—	—	0	
				計	0	0	0	0	0	0	
65	第3条(2)イ	「情報化研究会」の開催	情報ネットワークに関する最新技術の動向の研究や圏域が抱える問題とその解決策に関する情報交換を行う。	秩父市	0	0	0	0	0	0	H23～24は専門家招聘で対応
				横瀬町	0	0	0	0	0	0	
				皆野町	0	0	0	0	0	0	
				長瀬町	0	0	0	0	0	0	
				小鹿野町	0	0	0	0	0	0	
				計	0	0	0	0	0	0	

(イ) 地域情報共有システムの構築準備

No.	協定項目	事業名	事業概要	連携市町村	年度及び事業費					総事業費	補助金・起債名等
					h22	h23	h24	h25	h26		
66	第3条(2)イ	行政から発信するお知らせメールシステムの研究	携帯電話の普及状況を踏まえ、希望者に対して、行政から発信するお知らせをメールで配信するための活用・運用方策を研究する。	秩父市	150	0	0	742	1,730	2,622	H22は基金
				横瀬町	0	0	0	211	494	705	
				皆野町	0	0	0	211	494	705	
				長瀬町	0	0	0	211	494	705	
				小鹿野町	0	0	0	211	494	705	
				計	150	0	0	1,586	3,706	5,442	

(2) イ デジタル・デバイドの解消に向けたICTインフラ整備 合計	秩父市	150	0	0	742	1,730	2,622
	横瀬町	0	0	0	211	494	705
	皆野町	0	0	0	211	494	705
	長瀬町	0	0	0	211	494	705
	小鹿野町	0	0	0	211	494	705
	計	150	0	0	1,586	3,706	5,442

共生ビジョン事業一覧表

ウ 圏域外の住民との交流及び移住促進

(ア) 交流及び移住促進事業の実施

No.	協定項目	事業名	事業概要	連携市町村	年度及び事業費					総事業費	補助金・起債名等
					h22	h23	h24	h25	h26		
67	第3条(2)ウ	交流体験事業の実施	ちちぶ子ども農山村交流体験プログラムの実施に必要な各種施策に取り組む。	秩父市	2,000	2,000	0	0	0	4,000	H22、H23は国庫
				横瀬町	0	0	0	0	0	0	
				皆野町	0	0	0	0	0	0	
				長瀨町	0	0	0	0	0	0	
				小鹿野町	0	0	0	0	0	0	
				計	2,000	2,000	0	0	0	4,000	
68	第3条(2)ウ	空き家バンク整備及び運営委託事業	空き家バンクを活用した物件紹介の実務について先進事例を参考に調査研究・企画立案を行う。	秩父市	1,100	600	442	932	468	3,542	H22、H23は基金
				横瀬町	0	0	127	267	133	527	
				皆野町	0	0	127	267	133	527	
				長瀨町	0	0	127	267	133	527	
				小鹿野町	0	0	127	267	133	527	
				計	1,100	600	950	2,000	1,000	5,650	
69	第3条(2)ウ	地域おこし協力隊の活用	都市の若者を地域おこし協力隊員として受け入れ、各種地域協力活動に従事してもらいながら、当該地域への定住・定着を図る。	秩父市	0	200	92	92	22	406	H22は基金
				横瀬町	0	0	27	27	7	61	
				皆野町	0	0	27	27	7	61	
				長瀨町	0	0	27	27	7	61	
				小鹿野町	0	0	27	27	7	61	
				計	0	200	200	200	50	650	
(2)ウ 圏域外の住民との交流及び移住促進 合計				秩父市	3,100	2,800	534	1,024	490	7,948	
				横瀬町	0	0	154	294	140	588	
				皆野町	0	0	154	294	140	588	
				長瀨町	0	0	154	294	140	588	
				小鹿野町	0	0	154	294	140	588	
				計	3,100	2,800	1,150	2,200	1,050	10,300	

共生ビジョン事業一覧表

エ 水道

(ア) 秩父圏域における水道事業の運営の見直し

No.	協定項目	事業名	事業概要	連携市町村	年度及び事業費					総事業費	補助金・起債名等
					h22	h23	h24	h25	h26		
70	第3条(2)エ	埼玉県水道ビジョンの作成協力	県が策定を進めている埼玉県水道ビジョン作成に関し、秩父ブロック水道広域化協議会で提示される原案作成に参画する。	秩父市	0	—	—	—	—	0	
				横瀬町	0	—	—	—	—	0	
				皆野町	0	—	—	—	—	0	
				長瀬町	0	—	—	—	—	0	
				小鹿野町	0	—	—	—	—	0	
				計	0	0	0	0	0	0	
71	第3条(2)エ	水道法第5条の2に基づく広域的水道整備計画の策定要請	秩父広域水道圏域の「広域的水道整備計画」の策定要請を連名で埼玉県知事に要請し、広域的な水道事業について検討する。	秩父市	0	—	—	—	—	0	
				横瀬町	0	—	—	—	—	0	
				皆野町	0	—	—	—	—	0	
				長瀬町	0	—	—	—	—	0	
				小鹿野町	0	—	—	—	—	0	
				計	0	0	0	0	0	0	
72	第3条(2)エ	圏域水道ビジョンの作成	埼玉県水道ビジョンと整合を図りながら、圏域水道ビジョンの策定に取り組む。	秩父市	0	0	140	0	0	140	
				横瀬町	0	0	40	0	0	40	
				皆野町	0	0	40	0	0	40	
				長瀬町	0	0	40	0	0	40	
				小鹿野町	0	0	40	0	0	40	
				計	0	0	300	0	0	300	
73	第3条(2)エ	水道広域化にむけての検討	広域的水道整備計画（秩父広域水道圏）と整合を図りながら、秩父圏域水道の広域化に向け、統合後受け皿となる組織体制が決まるまでの間、統合の手法や手続き等検討する。	秩父市	—	—	—	0	9,928	9,928	H26のうち3,517千円は9月補正
				横瀬町	—	—	—	0	2,518	2,518	
				皆野町	—	—	—	0	2,518	2,518	
				長瀬町	—	—	—	0	2,518	2,518	
				小鹿野町	—	—	—	0	2,518	2,518	
				計	0	0	0	0	20,000	20,000	
(2) エ 水道 合計				秩父市	0	0	140	0	9,928	10,068	
				横瀬町	0	0	40	0	2,518	2,558	
				皆野町	0	0	40	0	2,518	2,558	
				長瀬町	0	0	40	0	2,518	2,558	
				小鹿野町	0	0	40	0	2,518	2,558	
				計	0	0	300	0	20,000	20,300	

共生ビジョン事業一覧表

(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

ア 人材育成等

No.	協定項目	事業名	事業概要	連携市町村	年度及び事業費					総事業費	補助金・起債名等
					h22	h23	h24	h25	h26		
74	第3条(3)ア	専門家招聘	各分野で、外部人材を活用する。	秩父市	—	10,686	7,350	7,350	—	25,386	
				横瀬町	—	5,526	6,650	6,650	—	18,826	
				皆野町	—	7,000	7,000	7,000	—	21,000	
				長瀨町	—	6,631	7,000	7,000	—	20,631	
				小鹿野町	—	5,157	7,000	7,000	—	19,157	
				計	0	35,000	35,000	35,000	0	105,000	
75	第3条(3)ア	行政情報収集ツールの導入	職員等が事業を企画立案する際に必要となる情報収集ツールの整備を行う。	秩父市	—	3,150	1,470	1,168	932	6,720	H23は基金
				横瀬町	—	0	420	333	267	1,020	
				皆野町	—	0	420	333	267	1,020	
				長瀨町	—	0	420	333	267	1,020	
				小鹿野町	—	0	420	333	267	1,020	
				計	0	3,150	3,150	2,500	2,000	10,800	
76	第3条(3)ア	職員及び議員の合同研修会の開催	1市4町の職員及び議員を対象とした合同研修会を開催する。	秩父市	—	500	118	118	0	736	H23は基金
				横瀬町	—	0	33	33	0	66	
				皆野町	—	0	33	33	0	66	
				長瀨町	—	0	33	33	0	66	
				小鹿野町	—	0	33	33	0	66	
				計	0	500	250	250	0	1,000	

(3) ア 人材育成等 合計				秩父市	h22	h23	h24	h25	h26	総事業費
				秩父市	0	14,336	8,938	8,636	932	32,842
				横瀬町	0	5,526	7,103	7,016	267	19,912
				皆野町	0	7,000	7,453	7,366	267	22,086
				長瀨町	0	6,631	7,453	7,366	267	21,717
				小鹿野町	0	5,157	7,453	7,366	267	20,243
				計	0	38,650	38,400	37,750	2,000	116,800

合計				秩父市	h22	h23	h24	h25	h26	総事業費	補助金・起債名等
				秩父市	82,086	94,998	56,673	56,724	84,289	374,770	
				横瀬町	20,000	25,526	26,082	26,070	24,466	122,144	
				皆野町	20,000	27,000	27,000	26,987	25,000	125,987	
				長瀨町	20,000	26,631	27,000	26,987	25,000	125,618	
				小鹿野町	20,000	25,157	27,000	26,987	25,000	124,144	
				計	162,086	199,312	163,755	163,755	183,755	872,663	

包括分 130,000千円
 医療分 50,000千円
 ファミサポ 3,300千円
 秩父学 455千円